京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生かしながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。

部落史連続講座は、一九九五年に完結した『京都の部落史』（全十巻、京都部落史研究所刊）の成果を広く生かしていくことを目的として二〇〇二年度から開催しています。

この講演録は二〇〇七年度の部落史連続講座「京都の被差別部落と仕事」と、初めての取り組みとして「地元で学ぶ地元の歴史」と題し、改進地区のＮＰＯ人権ネットワーク・ウェーブ21の協力のもと開催いたしました「部落史出張講座」の講演記録をもとに各講師に加筆訂正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、所属は講演当時のものです。

6月1日	中世の被差別民と芸能	大阪人権博物館	村上　紀夫
6月15日	近世 仕事三大咄 ―国家公務員・委託事業・芸能プロダクション―	元京都文化短期大学	辻　ミチ子
6月21日	職業規制から見た京都の町	京都市歴史資料館	小林　丈広
11月9日	京野菜作りを支えた在日朝鮮人	高校教員	高野　昭雄
11月30日	ロシアに渡った靴職人たち	地域福祉センター希望の家	前川　修
12月7日	地元で学ぶ地元の歴史　野田村の歴史	藝能史研究會	山路　興造

目次

中世の被差別民と芸能……村上　紀夫　3

近世　仕事三大咄……辻　ミチ子　31
―国家公務員・委託事業・芸能プロダクション―

職業規制から見た京都の町……小林　丈広　53

京野菜作りを支えた在日朝鮮人……高野　昭雄　73

ロシアに渡った靴職人たち……前川　修　99

野田村の歴史……山路　興造　127

中世の被差別民と芸能

村上紀夫

はじめに

今日は「中世の被差別民と芸能」というテーマでお話させていただくことになっています。まず中世の被差別民にはどういうものがあるのかということを入り口としてお話していきたいと思います。中世の被差別民の研究について学校教育の現場ではそれほど詳しく触れられることは少ないのではないかと思います。近世の「穢多」・かわた身分や非人身分については詳しく説明されることがありますが、中世の被差別身分については文化のところなどで簡単に触れられる程度で詳しいその中味やどういう関係にあるのか、構造とかにはあまり触れられていないのではないかと思います。今日お話する芸能について説明していくにあたりまして、前提になります中世の被差別民について整理しておきたいと思います。

中世の被差別民にはどういうものがあるのかということですが、研究者によっていろいろな議論の仕方があります。概ねこれでいいだろう、というところに沿っていきたいと思います。まず中世の場合、「非人」というのが被差別民のひとつの核になるといわれています。念のため誤解のないように申上げておきますが、近世に非人身分というのがいますが、中世の非人身分と近世とは全く別のものであると切り離して考えていただきたいと思います。

中世の「非人」とはどういう存在なのか、これはこれまでの研究で言われていることですが、平安時代くらいに都市が成立してまいります。そうすると人が増えてくる。人が増えてくると都市部では人口が稠密化し、京都のような古代都市では排水であるとか衛生環境が十分整備されていない状況でありますので急に病気が大規模にはやったりとか、いろいろな災害や火事などで家を失ったりする人たちがたくさん出てきます。都市に財産を失って共同体から排除された人が発生するようになります。平安時代、都市に下層社会というものが成立してきたと考えて良いと思います。もうひとつは、農村部などで破産するとか不作で年貢が払えないといったことで家屋や財産を失ってしまう。住む所を失った人はどこに集まるのかというと、農村にいることはありません。たとえば交通の要所に集まったり、職を求めて都市部に集まったりするようになります。こうして平安時代くらいから都市の周辺部、交通の要所、寺社の門前といったところに共同体から排除された人々が次第に集住するようになってきます。こういった人々が中世の被

差別民の中核になる「非人」と呼ばれるようになります。もともと「非人」という言葉は仏教の経典などに出てくる言葉でして、人でない存在、例えば龍とか天狗とかいった存在をさす言葉だったのですが、だんだん被差別民に「非人」という言葉が使われるようになります。そうなってくると、文字通り人に非ずという極めて差別的なニュアンスで使われるようにもなります。また、「非人」という言葉が別の史料では貧人とか悲人と書かれることがありますが、いずれにせよ、貧困とか財産を失ったというニュアンスを含んだ言葉として使われるようになります。こういう「非人」という存在が中世の被差別民のひとつの核になっていきます。この「非人」というのが都市の周辺部や交通の要衝や寺社の門前に集まってくるようになります。そして彼等は次第に一箇所に集まって一つの集団を拠点拠点に形成するようになります。それが後の史料では宿と呼ばれるようになります。京都では清水坂といったところが非常に有名でありまして、そこの宿の長吏が犬神人といって寺社の使いで武力をもって比叡山などのもとで検断、下級の警察役などに携わるようになります。

それから、散所というところに住むようになると散所非人あるいは散所の者というようになります。散所というのは、林屋辰三郎先生が早くに注目された概念でありまして、散という言葉がひとつの重要な意味を持っています。散というのはメインに対するサブにあたる言葉です。では、散所に対するメインは何かというと本所です。本所に対してサブにあたる場所が散所です。もともと散所という言葉そのものに差別的な意味合いは特にありませんでした。たとえば散所侍とか散所雑色という言葉があるくらいで、必ずしも散所という言葉に差別的な意味合いはなかったのですが、寺社であったり権門、有力な公家などが本所と呼ばれるようになって、その本所に対してそこに所属する年貢のかからない場所などが散所と呼ばれるようになります。そしてそういうところに「非人」が居住するようになりますと散所非人とか散所法師とか呼ばれるようになります。散所に住んだ非人身分は年貢のかからないところに住んでいる、そのかわり本所に対して本所の境内を清掃したり、本所に命じられて土木作業に関わったりして労働による奉仕を義務づけられるようになります。もともと散所と呼ばれる場所に非人身分が住むようになった。あるいは寄進されてそこに住まわされるようになった。散所という

言葉そのものに差別的意味合いはなかったのですが、散所に「非人」が住むようになって散所といえば散所非人あるいは散所法師というふうな人をさすようになる。もともと場所をさす言葉だったのが人をさすようになり、そこに住む人々が「非人」であったがために差別的なニュアンスで使われるようになったのが散所であります。散所はレジュメにもありますように別名、声聞師（しょうもじ）あるいは唱門師とも呼ばれて、そこに住んでいる人々は宗教行為とともに芸能を行うようになりました。この声聞師、散所があとでお話しする物語の主人公になってくるわけでありますが、もう一つ紹介しておきたいのが河原者であります。これは文字通り河川敷に「非人」が住むようになり河原に住んでいるので河原者と呼ばれるようになります。河原者そのものは史料の初見をどこにもってくるのかは難しい所ですが、一説には平安時代の『小右記』という史料の中に河原人というふうにでてきますのが初見とも言われます。その後、中世の史料ではいくつか見られるようになるのですが、河原に定住して皮革生産や土木作業、作庭などに携わる、これが河原者です。後の史料では「穢多」と呼ばれるようになって、中世から近世にかけてのいわゆる被差別身分を考える上で河原者は無視して考えられません。中世の河原者がどのように近世にかわった身分、穢多身分として権力に掌握されていくのか、集落を形成していくのか、こういった部分についてこれから研究がどんどん進んでいくのではないかと思います。

万歳とは

さて、今日お話しするのは先ほど申しました散所の話です。先ほど散所は寺社の境内の清掃などをしていたという風に言いました。これは職業ではありません。先ほどいいましたように寺社に所属して年貢のかからないところに住んでいるために、その代償として課せられた義務でありまして、それに対してご苦労さんという類の賃金に当たるようなものは全然支払われないわけではありませんが、基本的にこれは生業とはなりえませんでした。散所の者が生業として選択したものが一つは宗教的な行為であり、もう一つは芸能でありました。その散所、声聞師の主要な芸能の一つとして万歳、あるいは千秋万歳（せんずまんざい）という芸能がありました。万歳というのはどういう芸能かといいますと、太夫（たゆう）才蔵（さいぞう）という二人ないし数名が一組となって演ずる芸能で

す。才蔵が手に鼓を持ちまして、太夫は大体扇をもっています。後に胡弓をもったり三味線をもったりしますが基本的には扇と鼓、太夫と才蔵の二人一組です。家々を訪れてめでたい言葉をともに唱えて才蔵がそれを囃す。一年の幸福と無病息災を祈る、そういう祝福芸であります。大体年の初めに行われたもので、古くは千秋万歳と呼ばれていました。これまで身分制研究や芸能史研究、いろいろと研究が進められてきていますがそのあたりを少しかいつまんでお話しようと思っています。

千秋万歳の頃

レジュメの6ページをご覧下さい。明治の初めの古写真や中世、近世の絵画史料を載せておきました。下段の右は太夫だけが一人で写っているので除外していただくと、残りの四枚は基本的に二人ないし数名が一組になっているのがわかって頂けると思います。上段の真ん中、三人の人物が描かれているのが中世の『上杉本洛中洛外図』に描かれた千秋万歳です。真ん中で扇を持っているのが太夫、後ろにいる二人が才蔵です。左側は江戸時代の中頃に書かれた『職人尽絵』の万歳です。下の左側は近代に書かれた本なのですがこの絵は近世の様子を描いたものだと思います。近世の万歳です。あとでこの絵については読み解きをしていきたいと思っていますが、こういう風な形の芸能でした。こういう人が順に村や町を歩いて家々で門付けをして玄関先で芸能を行っていたというものです。もう一枚お配りした資料にもいくつかの絵が載せてあります。左上に今現在、現役で活動中の万歳のお二人の写真を載せています。こんな形で二人一組、あるいは数名一組で活動するのが基本的な姿です。お手元の写真はモノクロ写真でわかりにくいと思いますが、カラーで見ると非常に華やかな色をしています。これは神職の格好をしているので近世の姿そのままではないのですが、非常に華やかな格好です。柳田国男の『明治大正史・世相篇』という本をよんでいますと、近代、非常に色彩感覚が変わっていったということが書かれています。なぜかというと近代に化学染料が入ってきて衣服に非常に華やかな色が使えるようになった。しかし、それ以前の近世、前近代ではそんなにいろいろな多くの色を使うことは出来なかったというふうにいわれています。たしかに、いわゆる野良着のようなケの時に着る衣服は大体、紺か柿渋のような茶色というような地味な色だっ

たと思います。今でも農村を歩いていると感じることがあるのですが、新幹線などで農村風景をみると分かっていただけると思いますが、村落の風景にはどんな色があるでしょうか。ぱっと目につくのは瓦の黒、木の茶色、土の色、田んぼの緑色それくらいの色彩だと思います。ぱっと見たときの色彩感覚というと大体、グレーとか黒とか茶色とか緑とかそういう地味な色だと思います。そういう中で、こういう赤とか派手な色を着た人が二人ないし三人連れ立って歩いていると目にも鮮やかに飛び込んでくるような存在であったと思います。芸能者というのはいわゆる芸態とか音曲とかでイメージするのですが、前近代社会ではおそらくは色とかも目に飛び込むそういった存在だったのではないかと思います。農村をこういう赤い服を着た人とかが歩いていると遠くからでも、あぁ誰かきたなと目に飛び込んでくるというような存在であったと思います。そういう人が手に持った鼓などをぽんぽんと鳴らすと遠くからでも万歳さんが来たなとイメージされたのだろうと思います。上杉本の『洛中洛外図』でも派手な服を着ているんですね。真ん中の太夫も才蔵も緑とか赤とかの華やかな色をしています。中世、戦国時代にはおそらく庶民が着る繊維は麻がほとんどだったと思います。早くから木綿が普及しているという議論もありますが、そんなに一般的に普及していたとは考えにくく、多くは輸入品だったので誰もが気軽に着られるものではなかったと思います。麻というのは色を染めるときになかなかうまく染まらない繊維です。紺とか茶色とかオレンジ色は染めることができても細かい模様とか柄はなかなか染めにくい。そういう衣服を着ていたときに、この絵でみていただくような派手なものは木綿か絹だと思いますが、このような華やかな衣装を着ている人が門付けをする、それだけで受け止める側の人は違った気持ちになったのではないかと思います。芸能というのは色彩的なイメージが今よりももっと大きかったと思います。柳田国男は色が使えるようになっても、感覚として使わない意識があったといっていますが、色彩感覚で芸能というのは特徴的なものであったと思います。

　こういう千秋万歳とか万歳という芸能はいつころから確認できるのか、史料的には平安時代にすでに見ることが出来ます。『新猿楽記』という史料には「千秋万歳が酒祷」という言葉が出てきます。また、ここではあげていませんが、平安時代の『和漢朗詠集』という本の注釈書にも千秋

万歳という言葉が出てきています。この『和漢朗詠集』の注釈書にはすでに乞食法師がやることだというふうに書かれておりまして散所の非人、被差別民がやるようなこと、千秋万歳というのは乞食法師がやるようなことだと、どこかに若干賤視をはらんだニュアンスでうけとめられていた側面があることがわかります。また、『名語記』という辞書では、千秋万歳について「このごろ正月には散所の乞食法師が仙人の装束をまねをしてやってくる」とここでも散所の乞食法師という風にでてきます。乞食法師というのは非人という言葉とおそらく遠からぬニュアンスの言葉だろうと思います。この千秋万歳というのが平安時代くらいから姿が見えるようになるのですが、室町時代には非常にいろいろな史料に出てくるようになります。お公家さんの日記とか寺社の史料では必ずといっていいくらいお正月には来ていたことがわかります。資料の三番、四番などはごくごくその一端であります。三番の『言継卿記』というのは山科言継（ときつぐ）というお公家さんの日記です。四番は北野の天神さんの史料です。こういった形でお正月の風景として千秋万歳が一つの風物詩として固定していったと考えて良いのではないかと思います。そういう人々がぐるぐると門付けをしていっているとなると、順番とか縄張りとかがだんだん慣習として固定してくるんですね。資料の五番では天正四年の正月八日条に梅津から千秋万歳が来た、という史料があります。「梅津から千秋万歳が来た」、正月八日のことです。「昨日雨儀によって今日来たり」とあります。どういうことかというと、本来昨日来るはずだったんだけど雨だったので今日来たんだ、とあります。このことから本来は七日に来るという一定の慣習があったということです。いつごろ誰が来るということが大体わかっていたということです。そのようなことがこの史料から読み取ることが出来ます。私が住んでいるところでも正月にお獅子が来るんですけれどもこれも大体何月何日、どこからスタートしてどういう順に回って来るということが決まっているようです。待っているほうも何時頃に来るなと玄関を開けてまっているんです。庶民と芸能者との言わずもがなの関係というものが、繰り返している中で醸成されていったというのが中世という時代の万歳と民衆との間の関係であったと思います。

　この千秋万歳についてはいくつか紹介したいのですが、この梅津千秋万歳というのがおもしろいので追ってみたい

と思います。右京区の京都外大のあたりから松尾大社にかけての一帯を広く梅津というのですが、江戸時代の地図を見ていますと、梅宮大社のまわりとちょっと東側の長福寺のあたりに集落があったことがわかります。江戸時代の史料では西梅津、東梅津という風に呼ばれるのですが、大体そのあたりに集落がありました。そのあたりに千秋万歳がいたというのがいたということがわかります。千秋万歳がいたということから散所の跡だということがわかるんですけれど、史料をみていますとやはり散所がありました。資料の九番は室町時代の上桂の荘園で書いたメモみたいなものですが、その中に梅津散所の三郎五郎、四郎三郎という人がでてきます。このことから実際に散所があったことがこれで確認できます。資料一〇番も慶長三年、織豊期の史料ですが宛名の中に梅津西東算所とでてきていますので、やはり散所があったことがわかります。この散所というのは、後に一旦史料が途切れていったりするのですが、江戸時代までまがりなりにも存在が継続していったことが確認できます。それが資料の一一番でわかります。この史料は江戸時代の後期にかかれた『以文會筆記』という随筆なんですけれども、その中にこういうことが書かれています。「諸国に陰陽師（おんみょうじ）の住まいする村がある」。最初にこの散所というのは宗教行為をやったといいましたが、これが陰陽師という宗教者として史料にでてきています。あるいは「いんよう」、これは陰陽師がなまったものです。「場合によっては印内とか印南などとなまることもある。これは先ほど言った散所の類なんだ」というのがこの筆者の見解です。中略いたしまして、「葛野郡西梅津村の内は一溝を隔てて西又は南の方に居るもの五、六家を唱門師という」と出てきています。散所の住民を声聞師ともいうと一番最初に申上げました。この声聞師と本郷との関係はどういう状態なのかと申しますとこの史料では「飲席集会は本郷と分別なし」つまり普段の飲み食いとか寄り合いをするときは本郷と一緒になってやっている。「但婚礼に集会する事を許さず」というふうにでてきています。結婚式のときは村をあげてしますがその時に参加させない、という風に書いてあります。もう少し細かく読むと、行間を読むことになるのですが、結婚式の場に呼ばないということは単にパーティーに呼んでもらえないというだけではなくておそらく、本郷とこの声聞師との間には通婚がなかったという風にそこまで読んでいいのではないかと思います。この散所

というのは中世には「非人」とよばれまして被差別民です。江戸時代になっていくと制度的には被差別民ではありません。いわゆる穢多身分やかわた身分、非人身分のように制度的な面では被差別民とはされずに百姓身分として位置づけられています。人別帳にも検地帳にもきちんと記載されて百姓身分として扱われています。ですが、村落共同体の中では中世以来の差別あるいは賤視というものが依然として残存していて、こういう村落共同体の中での寄り合いとか婚姻のなかでそういう意識が表に浮かび上がります。ただ対外的にはこの集落全体は西梅津村という村として完結しています。村の中で、本郷と五、六軒の間で意識の断絶がある、これがこの西梅津という集落の状態です。そして、この史料の続きを読んでいきますとこの声聞師というのは「追々居を京師に移すよしにて存するところ纔かに一家となる」、もうここの人たちは引越ししていって一軒しか残っていない。ただ彼等が一度、本郷とケンカをしたことがあるということがこの史料にでてきています。「一時本郷と出自を論じて終に官裁を請う」、その内容は良く分からないのですが町奉行所に訴えて判決を下してもらったのだろうと思います。その時本郷は、この声聞師に対してこのように言っています。「彼れは本山所と称して」、これは散所の当て字です。「餌取にも」、餌取とは近世のかわた身分をさしていると思います。その餌取に近いといっています。表向きは西梅津村という集落を形成しているのですが、いざ何かの利害の衝突なのか、揉め事が起こったときは本郷と声聞師との間では意識の違い、差別意識が立ち上がってくる、それまでは飲食集会を一緒にやっていたにもかかわらず、そういうときになると差別的な言葉をなげつけられるという環境にあったというのが近世の梅津の声聞師の姿であります。当然中世の散所に対する差別意識、あるいは散所に対する社会の認識を何らかの形で近世の社会の中で変容しながらも継承していると見て良いのではないか思います。

散所の話をもう少し追いかけていきますと、一つの画期を迎えます。それが文禄二年という時期です。豊臣秀吉が積極的に海外に軍事遠征をし侵略に血路をあげていた時期でありますが、その時に秀吉が京都から声聞師を集めて尾張へ強制移住させたという事件があります。これは秀次の右筆であった駒井重勝という人の日記に出てくるのですが、京都の陰陽師、声聞師たちを集めて尾張に強制移住さ

せ、そこの開墾をさせているという史料があります。『当代記』という史料をみると、声聞師たちに事件があって秀吉の逆鱗にふれたという噂が流れていたようです。戦々恐々として声聞師たちが山に隠れたという噂がのっています。当時、声聞師をめぐる緊張した雰囲気というものがあったのだろうということがわかります。また、ルイス・フロイスは博士が集められているという噂を耳にしています。具体的に真相は明らかでありませんが、秀吉の頃に京都周辺の陰陽師や散所の者たちは何が起こるかわからない、緊張した予断を許さない空気の中にあったことがわかります。そしてそんな時にのんきに芸能などをやってはおれません。資料の一二番は醍醐寺の三宝院の門跡義演という人の日記ですが、次のような記述があります。「今日惣門」、惣門というのは醍醐寺の西惣門のあたりに散所があったのですが、そこの散所の者が毎年醍醐寺の三宝院で千秋万歳をやっています。それが今日何かを言ってきたということです。何を言ってきたのかというと「去々年」、これが文禄二年にあたります、声聞師は太閤の聞こえを憚ってやりにくいと言ったのだと思います。最後に「今日不参」、とありますのでそれ故今日は声聞師が来なかったと書いています。わざわざ太閤の聞こえを憚ってという言葉があること、そして声聞師がきてできませんと言ったということですので秀吉の陰陽師の強制移住はかなり徹底していて、そこからもれて京都に残ることができた人にしても表だって活動がしにくい空気というのが少なくともこの時期まであったことがわかります。その三年後、慶長四年の正月にはじめてこの千秋万歳が復活しています。資料一三番です。「千秋万歳来る、この五、六ヵ年は天下で禁止されていたので来なかった」、ここで禁制という表現、かなり厳しい法律で禁じられていたというようなニュアンスで書かれているようなことを読み取っていきたいと思います。「今回は特別に召し寄せた、寝殿の西の庭で祝言を申上げた」。なぜ慶長四年に特別に召し寄せることができたのか、実は秀吉はこの前年に死んでいます。秀吉の死は一年間ばかり隠されて公にはなっていないのですが、義演准后は公家社会ともかなり密接なコネクションがありましたし、武家とも付き合いがありましたのでそういう情報ネットワークの中で秀吉が死んだという噂話は聞いているのだと思います。一二番の史料で惣門の散所が今年は行けませんと言っていた、それに対して召し寄せたと言う風に主体

が義演のほうになっていますので、むしろ五、六年来なかった中でもう今年は来ても大丈夫だといって呼び寄せたということが読み取れるのではないかと思います。いずれにせよ、中世に盛んに行われていた千秋万歳がこの秀吉の事件によって一旦、徹底して弾圧されて出来なくなっていたことがわかります。また、京都の陰陽師、声聞師がまとめて集められてよそに移住させられた、これでそれまであった京都の散所そのものは一旦解体するようになります。秀吉自身が京都の都市計画をかなり厳しくやって町の景観も変えていきます。人も随分入れ替わっていきます。その中で、散所の者が強制移住させられたことで、後が追いかけられない散所がいくつか出てきます。特に洛中の散所は、かなりがその後の追跡がむつかしい状態になっています。洛外でも、山科の醍醐寺の惣門でも活動できない、少なくとも自粛しているような状態になっている。そういう中でこれまで積み重ねられていた京都の千秋万歳の秩序が一旦解体していったと考えられます。その秩序というのは、いつごろ、どの万歳が来てどこで何をやるか、という感覚がなくなっていく、五、六年来なくなると関係が間遠くなってきます。そして京都で千秋万歳が盛んだったのが切れてしまいます。そこで近世以降は新たな万歳が始まるようになってきます。

近世の万歳

京都は散所の者があちこちから来て千秋万歳をやっていたのですがそれが来なくなり、そこに代わって入ってきたのは誰かというと奈良から来るようになりました。京都の散所が完全に解体してしまった訳でもないのに京都で活動しなくなります。なぜなのかよくわからないのですが、あとから奈良の人がやってきて奈良が本場のようになっていきます。資料の一四、一五、一六番が奈良の万歳に関する史料です。一四番には奈良の窪田・箸尾という所から来ていると出ています。これは少なくとも戦後まで何らかの形で継続していたそうです。ただ、非常に差別が厳しいのでこの大和の万歳は一旦姿を消したといわれています。昭和三〇年頃、三隅治雄さんという方がかつて万歳をやっていた人から聞き取りをやったのがおそらく最後の記録で、それ以降この万歳というのは史料から姿を消していきます。奈良の県の指定文化財をうけていたのですが一九七五年くらいに継承者がいないということで指定解除になっていま

す。それ以降は大和の万歳というのはいわば幻のようになっています。ただ、いくつかの史料から奈良の万歳の姿がなんとなくわかります。一つは着ているものが絵画史料からわかります。大紋（だいもん）という服を着て背中に橘の模様を染め抜いています。菊と桐の模様が二箇所くらいに入っています。ご承知のように菊と桐というのは皇室の紋です。なぜ彼等が菊と桐の紋を衣装に付けていたかというと資料の一四、一五番からわかるのですが、奈良の千秋万歳は近世になると正月に朝廷で万歳を行うようになります。王権と密接な関係を築くようになっていったのです。それで菊の紋を使うようになったのです。そして大阪でも京都でもこの大和の万歳が万歳なんですね。「土橋（どばし）万歳」という落語でも奈良の万歳が登場します。そのほか、各地で万歳が活動するようになります。著名なところでは尾張、三河そして伊予とあります。尾張は全国的に出稼ぎ万歳といって門付けをやっていましたのでわりと有名です。三河の万歳は徳川家康が三河生まれですので、幕府が江戸に開かれたのちもこの三河の万歳が江戸に下ってそこで万歳をやっていました。だから三河万歳は一つのブランドになっています。大和万歳も、京都、大阪を縄張りにしているので一つの代表的な万歳です。伊予万歳、越後万歳、加賀万歳などいろいろな万歳が各地のいろいろな史料でみられるようになります。中世の史料では京都近辺しかわからなかったものが、近世になるとぱっと花開いたという感じになります。

その時の万歳の様子が今日お配りした絵画史料でいくつか見られます。右下の『北斎臨画（りんが）』の絵と『今様職人尽歌合』にかかれているのが三河万歳だと思います。『今様職人尽歌合』の左側の扇をもって立烏帽子をかぶっている人物が太夫、そして右の大きな袋をもっているのが才蔵です。『北斎臨画』でいうと前を歩いているのが太夫、後ろ側でついていっているのが才蔵です。彼等が着ているものに注目したいと思います。『北斎臨画』の方では、太夫は腰に二本の刀をさしています。百姓でも旅をするとき脇差をすることは出来るのですが、大小をさすのは基本的には武士の身分表象です。二本さしているというのは非常に注目すべき姿です。着ているものは『北斎臨画』をみていただきますと、袖に大きな丸い模様があるのが分かると思います。大きな紋をつけているのです。これを大紋といいます。大紋を着けた姿というのは、歌舞伎や時代劇が好きな

方は松の廊下の場面が浮かぶかもしれません。あの時の浅野内匠頭の姿が大紋を身につけている姿です。つまり、大紋というのは本来大名が着る衣装です。そういう姿をこの万歳の太夫がしている。大和万歳も大きな大紋をつけています。大名と同じ衣装で町を歩くことが出来たということです。色も先ほどいいましたようにぱっと目に付く姿だったことがわかります。後ろを歩いている人物は大きな袋を持っています。これは万歳をやった先で貰ったお米やお金を入れる袋です。大体行った先で、米や麦なら一升をもらうと言われています。十軒もあるけば一斗、百軒ではちょっとした一年分食うに困らないほどの米が手に入るわけです。それだけのものを担いで歩くわけはないようでして三河万歳の聞き取りなどを読んでいますと、ある程度たまったらそのお米を米屋に売るそうです。三河万歳はまわるルートが決まっていたので毎年売る店が決まっていたそうです。そこでたまった米を売って現金に換える。米屋さんも万歳さんの米だから縁起が良いと喜んだそうです。身軽になって旅を続けると言うのが万歳さんの一つの姿だったようです。もう一つ面白いのは、『温古年中行事』という史料です。これは近代に書かれたものですが、書かれた様子は近世の景観を描いたものだろうと思います。右に扇を持って立っているのが太夫、真ん中にいるのが才蔵です。いくつかこの絵で注目したいことがあるので少し細かく見ていきます。左側で女の人が口をおさえて笑っていますね。その後ろに巨大な鏡餅があります。その後ろの四角い箱はお重につめたお節料理だと思います。その右側にはお屠蘇です。その向こう側には刀があり、花瓶に梅か何かが生けてあります。この絵を見てどちらが上座かというと右側の後ろ側になります。万歳は上座にいるんです。これはどういうことかというと、三河万歳の場合、万歳さんが来るとまず座敷にあげられます。まず神棚に向かって拍手（かしわで）をうちます。そのあとおもむろに万歳を始めるわけですが、その時家の人はどちらにいるかというと、下座にいるんですね。一通り神棚に向かって拍手をうって祈祷した後、くるっと振り向いて神さんにお尻を向けた姿になる。これはまさに万歳が神様の姿をとっているということがわかります。この万歳の後ろに大小二本の刀がかけてありますのでこの家は武家だと思います。武家の座敷に上がって上座にいて神棚にお尻を向けられる存在、これが三河万歳だったといえます。その一方で、差別、賤視と無関係では

ありません。三河万歳の史料を見ていますと行った先で「非人」にケンカを売られたとか、断りもなしに万歳をやっていると打擲（ちょうちゃく）されたという話もでてきます。面白いのは、「非人」が関東で三河万歳を打擲した時の根拠としてあげたのが弾左衛門支配の配下になっているはずではないかということです。河原巻物というかわた身分の由緒書の中で弾左衛門が支配するいくつかの職能があります。その中に陰陽師、舞々（まいまい）というのがあります。それを根拠に弾左衛門の配下で関東のあたりをおさえていた「非人」は、お前たちは弾左衛門の支配をうけているのだから俺たちが知らない所でこんなことをやっているはずがないだろうと、由緒書を根拠として万歳の活動を押さえ込もうとします。それに対して万歳はそんなことはないと抵抗していくのですが、このように社会の中でいろいろな摩擦がありました。また、京都の史料では、家を売るときに舞々とか万歳師など芸能者に売ってはいけない、万歳師が来てくれるのは嬉しいが住んでもらうのは困るなどといわれています。『人倫訓蒙図彙』という本を見ていますと、仕事もしないで芸能をやって金を貰っているやつは物貰いと同じだと露骨にかかれており、おそらく江戸時代の農本主義のなかでこういう存在は認められないという意識もあったんだろうと思います。一方、先ほどもいいましたように、こういう中で三河万歳は大名が着るような衣装を着て大小二本の刀をさして町を闊歩していた。そのあたりの複雑な社会の意識、あるいは芸能、万歳に対する社会の二重の相反する意識というのがまさに近世社会の芸能に対する意識の本質だろうと思います。

　この三河万歳についていくつかの史料に面白いことが出てきています。資料一七番が万歳に対する支配の問題です。先ほども万歳が得意先まわりをやったときに「非人」につかまって打擲されたという話をしましたが、芸能者が門付けなどをやっていると外から言いがかりをつけられたりとかからまれたりということはよくあることです。そういう時にそれをはねかえす論理として自分たちの後ろ盾が欲しい、そこで後ろ盾として選ばれたのが、土御門家（つちみかどけ）というお公家さんです。この土御門家というのは陰陽道の総本家でお公家さんとして陰陽頭という役所のトップをつとめていました。諸国の陰陽師の家元のような形でいろんな陰陽師たちを支配下においています。この土御門家にいって免状をもらうと人々に陰陽師として対外的に占いをしたり

祈祷したりすることができる、という家元の存在です。この土御門家が近世の中ごろには万歳を支配するようになります。なぜ万歳を支配するようになったのかというと、一つは万歳は散所とか声聞師の流れをくんでいて、散所や声聞師は中世には占いなどをやっていました。そして近世の万歳も占いとかをやっています。そういう訳で、いわば陰陽師みたいなものだということで支配するようになりました。もう一つは土御門家の支配をうけるにあたって個別で支配をうけていたのではありません。万歳や芸能者というと漂泊とか放浪というイメージが常につきまとっていますが、そういうことはありません。万歳というのは三河や尾張と地名を冠していわれるように、自分の住む家はちゃんとあって定期的に季節ごとに旅にでていただけでした。行くルートも行き先も決まっていました。お互い一緒に仕事をしている人たちの迷惑にならないように、自分の縄張りをおかされないように、グループの中で一定の秩序が出来てくるし、お互いの中でルールもできてきます。自然に一定の組織、まとまりのようなものができ、そのなかで代表者などもできてきます。その組織が土御門家とつながるかたちで支配を受けるようになります。組織のリーダーを触頭（ふれがしら）という一人のトップがすることもあれば、年番といって順番に持ち回りでやることもあります。万歳は土御門家から免状をもらって活動をし、年に一回土御門家に一定のお金を納めます。免状は三年に一回くらい書き換えを行います。その時に手数料が支払われます。これらのお金が土御門家の利益になります。一方この万歳師たちにとっても、事件が起こったときに後ろに土御門家という強力な公家につながっている、後ろ盾をもった存在として、何かがあったとき後ろの公家がだまってへんぞと、また何かがあったら公家をとおして誰かに口入をしてもらったり、公家から朝廷をとおして幕府の寺社方に介入してもらったりということが期待できる相互依存関係であったということです。この関係が成熟していくとニセ者の万歳に対して許可をうけていない万歳として排除する、自分たちの権益を守っていくための論理として土御門家の許可があるかないかは大きな問題になっていきます。資料一七番をみますと万歳と土御門家の関係が細かく規定されていたことがわかります。陰陽師と万歳の関係ですがいろいろあったようです。普段農業をやっていてアルバイトで万歳師をやっている人、普段は陰陽道をやっていてお正月だけ万歳師をやっ

ている人、二通りあるというのが土御門家の認識です。陰陽師を支配する土御門家としては万歳というのは余興としてやるのを認めているということですので、普段陰陽道をやっていて余興として万歳をやっているのを兼職万歳として国名とか官途名や特別な装束を認めていきました。それに対して、普段農業をやっていてお正月だけ万歳をやる人々に対しては陰陽道をやっている人よりは劣る存在として国名や官途名、特別な衣装は認めませんでした。ここでおもしろいのはこの普段農業をやっていてお正月に万歳をやる人がいるという記載です。万歳というのはお正月の行事で、普段何をやっているのだろうと思っていたらこれで農業をやっていたことがわかります。これは、伊勢の万歳師さんから聞き取りをしたことなのですが、今の万歳師は大体正月、自分の地域の周りを一ヶ月くらいかけてまわります。二月くらいになると旧正月をお祝いする所へ門付けにいきます。もともと春三月といって三月くらいまで門付けをやっていたようですので、一月から三月くらいまではお正月の延長として門付けをやっていた。三河万歳の史料をみていると門付けをやるときの権利の単位が百日一株と出てきています。大体三か月くらいです。村に戻ってきてそろそろ田んぼの仕事をしようか、と四月、五月の農作業に入っていくということです。普段農業をやっていてお正月に万歳をするというのが万歳の基本的な姿だったことが資料一七番からわかります。ただ万歳によっては、この間話をお聴きした人もそうでしたが三月くらいまでまわって一段落すると今度は夏祭りとか江州音頭とかの音頭とりをやってそのあと秋祭りがあって、なんだかんだ切れずにそれなりに仕事があるということもあります。だからプロの芸能だけでやっていた人もいたかもしれません。尾張などでは出稼ぎ万歳という言葉が使われるように、あくまでも農閑期の仕事として万歳が重要視されていた可能性もあると思います。万歳師というのは陰陽師もやっているといいましたが、資料一八番は土御門家が陰陽師に対してこういうこともやって良いといっている史料です。占いとか神道の祈祷とか暦づくり、まじないとかの中で千秋万歳というのがあります。万歳というのは芸能をやりながら同時に宗教者でもあったということがこの史料からもわかります。これは実際に万歳師の方からも聞いたのですが、実際に占いもできるということです。なぜかは分かりませんけれど。普段みているとわからないけれど、年に一回会うとわ

かることがあるそうです。普段顔をつき合わせているとその人が体重が落ちていてもわからないけれど一年おいて会うとげっそりやせて見えるということがあるのかもしれません。また、芸能を家の人がどう受け止めるか、受け止める余裕があるか、楽しめるのか、心の余裕とかがいわば家のゆとりや余裕につながっていって、その家の家運とかがわかるのかもしれません。実際にお札も配っているようで、三河の万歳の家には札の版木なども残っています。資料二〇番には、万歳の太夫が一人で行って現地で才蔵を選んで芸能をするということが書かれています。実際かどうかはわかりません。三河から江戸に行く際、毎回、何人行くということを役所に届けています。その時に万歳師何名、見習い何名とでてきます。この見習いというのが才蔵です。というのは三河万歳の聞き取りを読んでいますと、万歳をやるときにいきなり太夫をやるということはまずないです。まず太夫について才蔵をやってある程度時間がたったら独立して太夫をやるか、コンビを組んでいる太夫が死んだら自分が太夫になるか、いきなり太夫になることはありません。ですので見習いとでてくるのは才蔵だと思われるのですが、通行手形を申請した史料をみると太夫何名、見習い何名で数がぴたっとあいます。これはつまり二人一組、太夫と才蔵がセットで旅にでていることがうかがえるわけです。現地で才蔵を雇うことはありえないのですが資料二〇番にはでています。最近史料を見たり話を聞いたりしていますと、どうもにせものの三河万歳というのがいたということがわかってきました。三河万歳はブランドになっていました。徳川幕府につながっていて江戸城にもいく、大名家にも出入りする。腰に刀をさすような格式の万歳です。どうもそれにあやかって仕事をしようとしたようです。これは『守貞謾稿』という随筆にでてきます。資料二一番は、群馬県の年中行事を書いた本なんですがこれを見ると、「月初めから下旬まで三河万歳といって大紋をきて烏帽子をかぶって鼓をうって祝辞をとなえるような芸能がある。もともと早春のものなんだけれど、江戸を経てからこちらにまわってくるのでタイムラグが生じてここでは二月になっている」ということが書かれています。いずれにせよ三河からきて江戸を一通りまわってから群馬にまわってくるということがわかります。当然、三河の万歳が二月くらいに来るのなら、そこへめがけてそれより先にいってやれば金になると考えたものがいたようで、それが

この史料の最後三行に書かれています。ぱっときて万歳をさっとやって帰っていく、というようなゲリラ的な万歳もいたということがわかります。このだいどこ万歳の「だいどこ」というのは、当時玄関から土間続きであった台所をさします。だいどこ万歳というのは玄関をあけて土間にはいって、「おめでとう！」と万歳をやるというものだったのだと思います。本当の三河万歳は土間でなく座敷でやっています。ちょっとさげすんだニュアンスでだいどこ万歳という言葉を使っているのかもしれません。ただ、尾張万歳とかは、ぱっと玄関をあけたところでやるといいます。万歳師の方に聞いたところでは、万歳をやりにくくなったことの一つは家の間取りの変化、玄関がドアになったこと、一つはテレビの普及ということです。生活習慣の変化があって一九六〇年以降はやりにくくなったということです。

おわりに

中世の散所、声聞師の万歳が近世になっていくと土御門家とつながって宗教者として各地で門付けをする存在になっていきます。近代に入ると、宗教は国家が一元的に管理するようになります。段々、土御門家の力が後退していきます。それまで土御門家の権威を背景に万歳をやったり占いをやったりしていた万歳師が後ろ盾を失ってがたがたとくずれていきます。そういう中で近代の国家は科学を推奨して民間信仰などを胡散臭いものとしてどんどん否定していきます。突然、万歳師たちは仕事を大っぴらにしにくい、そういう社会がやってきます。近代国家は国家神道をつくっていきます。その中で神道の教えを広めることを宗教者に義務として課していくわけですが、その中で、三河万歳は神道三河万歳と名前を改めていわば神道を芸能によって広めていく布教者と位置づけをかえていきます。それまで扇を持っていたのを笏にもちかえます。大紋を着ていたのを神主風に改めます。檀家を講社員としてしまいます。自分たちを万歳師ではなくて神道教導職とします。やっていることは大きくかわっていないのですが、近代化のなかで姿をかえていきます。別の史料では、能楽の万歳楽の修行のために旅に出ている、そのために門付けをやるといった届け書きがでているのもあります。いろんな試行錯誤をしながら生き残りをかけた工夫をしていきます。その一方で尾張万歳は違うやり方をえらんでいます。遊芸人

鑑札という鑑札をもらって旅芸人として生きていくことをやりました。尾張万歳というのは近世の中期から後期にかけて、それまでの鼓だけではなくて胡弓とか三味線といった鳴り物を入れて、大勢で忠臣蔵のような歌舞伎を芝居仕立てで万歳のなかでやるといった、寸劇みたいなお笑いやパロディ、コントのようなものもしていくようになります。これがお笑い漫才につながっていくのです。こうした万歳を学んできた関西の芸能者が玉子家円辰という人です。その人がしゃべくり漫才を始めていったといわれています。よく間違われるのですが、玉子家円辰とエンタツアチャコのエンタツは別です。こういう中で上方のお笑いが醸成されていきます。代表的なのは砂川捨丸さんです。鼓をもって謎かけや音曲をやりました。鼓と二人一組で掛け合いをやりながら芸能をやる、もともと祝福芸だったものがお笑いの要素を強調していって演芸として芸に磨きをかけていく、そういう風なものになっていきました。漫才のひとつの画期となったのがエンタツアチャコであります。それまで鼓をもって三味線をもって音曲をやっていたのが、二人一組というのはそのままで、背広を着て気をつけをして会話の中で物語を展開していく、「早慶戦」などはその典型だとおもいますが、そういうものが作られていく、こうしていわば近代、現代的な新しい芸能が生まれていったわけです。大阪というだけで楽しませてくれるというイメージが漫才のなかで作られていったとすれば、まさに上方の文化であって古くから歴史の中で積み上げられてきたものではないかと思います。

中世の被差別民と芸能

◆はじめに

・中世の被差別民研究　散所の研究（古代賤民制との関連）→非人の研究へ（中世の問題）
・非人の分化→宿非人（交通の要衝などにつくられた「宿」に集住）
　→散所（寺社権門が境内清掃のため非人を年貢のかからない地に居住させる）
　　…声聞師（唱門師）とも呼ばれ、宗教行為とともに祝福芸を行う
　→河原者（河原に定住して皮革生産や土木事業、作庭などを行う）

◆万歳とは

万歳：太夫と才蔵の二人～数名がひと組となり鼓を手に家々を訪れてはめでたい言葉とともに囃し、一年の幸福を祈る祝福芸、古くは千秋万歳と称していた
研究：身分制研究…盛田嘉徳「千秋万歳の研究」（『中世賤民と雑芸能の研究』）
　芸能史研究…山路興造の「万歳の成立」（『翁の座』）

◆千秋万歳の頃

・平安時代成立の『新猿楽記』[1]…「千秋万歳の酒禱」として記される。
・鎌倉期成立の辞書『名語記』[2]の記載
　※国衙や朝廷に抱えられた専業的芸能者ではなく寺社に所属し境内の清掃などを行う散所民＝声聞師（しょうもじ）という中世に被差別民（民間「陰陽師」）によって行われる
・近江野洲郡には「陰陽村」に万歳で使われた被り物と尉の面が伝来する（参考）
・中世後期には宮中や公家の屋敷に千秋万歳が訪れる[3][4]
　訪問の日にちは決まっていた…回檀の順序なども決まっていたと思われる[5]
・中世の千秋万歳と散所　梅津の場合
　正月七日に山科家を訪れて千秋万歳を演じている[6][7]
　梅津が山科家領になったのは天正三年[8]…天正四年が初参
　散所としては嘉吉三年の史料に既に散所として記載[9][10]
　　→山科家が京都を追放されるとともに梅津千秋万歳の記事は見えなくなる
　　山科言経帰京後千秋万歳の記載なし…万歳千秋万歳と山科家の関係は所領を媒介
　　※河原者の岩鶴は帰京後も山科家を訪れている
　その後の梅津散所は[11]…
　　①五六家から一軒に減少してはいるものの、散所と呼ばれる人々がおり、地域住民からは「唱門師」（声聞師）とも呼ばれる
　　②通常は「飲席集会本郷と分別な」く普通に付き合っているが、婚姻に関しては参列が許されていないなどの区別が厳然としてあった
　　③「出自」を巡って訴訟となるや、本郷は「餌取にも近きもの」という主張をする
・京都の千秋万歳の終焉
　文禄二年の「陰陽師狩り」
　　秀吉が京都から声聞師が尾張へ強制移住させ開墾に従事させる

千秋万歳に対する禁令[9][10]

「天下御禁制ニ付不来」…例年訪れていた万歳が醍醐寺を訪れない

「別而召寄了」秀吉没後最初の正月に復活→秀吉禁令の徹底

洛中散所の解体／洛外散所の千秋万歳活動の休止

→京都の千秋万歳による一定の秩序が解体

◆近世の万歳

・近世の京都には大和の万歳が京都に参勤するようになる⑭⑮⑯

・各地で盛んになる万歳…尾張、三河、大和、伊予

・土御門家による陰陽道支配の始まり…民間宗教者の統率と規制

・万歳も陰陽道の本所となる土御門家に組織・編成される⑰

万歳師　通常は農業を行い年始のみ万歳…国名・官途名は認めない

兼職万歳　通常は陰陽道を行い年始は万歳…国名・官途名認め、装束は限定

・江戸の三河万歳

三河万歳も土御門家の支配をうける⑱

暮れに三河から江戸へ向かう⑲

江戸の「才蔵市」にて才蔵を雇う風習があった⑮⑳

檀家帳による回檀…江戸から各地をまわる㉑

檀家をきめてまわる万歳と「だいどこ万歳」の存在

◆おわりに

土御門支配の終焉…陰陽道の廃止

三河万歳…明治一九年　万歳教会結成

万歳師→神道教導職

檀　家→講社員

【参考文献】

・細川涼一『中世の身分制と非人』（日本エディタースクール出版部、1994）

「非人」という視点で中世被差別民について整理。序章の研究史整理は非常に有益

・丹生谷哲一『身分・差別と中世社会』（塙書房,2005）

中世の身分制を主題とした論集で最近刊行されたもの。多くの引用史料の史料原文が写真で掲載されており、活字でわからない原典での表現もわかる

・山本尚友『被差別部落史の研究』（岩田書院,1999）

『京都の部落史』編纂に長く関わってきた研究者による論集。古代から近世まで長い視点で京都の被差別民について詳細に整理している

・世界人権問題研究センター『散所・声聞師・舞々の研究』（思文閣出版）

最も新しい散所研究。個別散所の研究の他、巻末の文献目録や年表などが充実

【資料編】

一『新猿楽記』

呪師、侏儒舞、田楽、傀儡子、唐術、品玉、輪鼓、八玉、独相撲、独双六、無骨、有骨、延動大領が腰支、蝦漉舎が足仕、氷上専当が取袴、山背大御が指扇、琵琶法師が物語、千秋万歳が酒禱…

二『名語記』

千秋万歳トテ、コノゴロ正月ニハ、散所ノ乞食法師ガ、仙人ノ装束ヲマナビテ、小松ヲ手ニサヽゲテ推参シテ、様々ノ祝言ヲイヒツヾケテ（下略）

三『言継卿記』天文二年正月五日条

八時分北畠之声聞師千秋万歳三人参候了、如例参議定所御庭曲舞、[illegible]七時分退出候了

四『北野天満宮史料』天正三年正月五日条

五日ニせんすまんざい三人つれ候て来候、庭ニ廻ヲ数候てまはせ申候。さてあかゝらせ神に御きまいらせさせ申候、銭十六文・扇一本・ひしはなびら三重とらせ候、さてひやさけをのませ申候、

五『言継卿記』天正四年正月八日条

一、従梅津千秋万歳、昨日依雨儀今日来、十七八人有之、就知行如此、京之町所別舞・松之舞等申之、餅肥（酒）にて酒令飲之、諸所へ行云々

六『言継卿記』天正四年正月八日条

一、梅津ヨリ千秋万歳十八九人来了、即令舞了、

七『言継卿記』天正七年正月七日条

一、梅津ヨリ千秋万歳七人来了、如例年舞之、モチ、酒令飲了、

八「京都染織会館所蔵文書」

山城国西梅津内弐拾石事、為新地宛行訖、全可有直納之状如件、

天正参

十一月六日　　　信長（朱印）

山科左衛門督殿

（奥野高廣校訂『増訂　織田信長文書の研究』「補遺・索引」補遺一七二号）

九「上桂庄散在田未進徳井先未進段銭人数注文」

一二石八斗[illegible]　　梅津散所[illegible]

一一斗五升　但　　同散所　四郎三郎

両人申子細記状在之

一二斗七升　　同散所　三郎五郎

（上島有『上桂庄史料』四四七号）

一〇慶長三年前田玄以判物

吉田栄可借遣米銭事、先年雖折帋、于今無沙汰之由曲事候、急度可令返弁、猶以於難渋者譴責候也、

慶長三

極月廿日　　玄以（花押）

谷山田社家神方、梅津西東散所、太秦、ときハ、中野、川はた、河嶋

借主中

（「田中光治氏所蔵文書」）

一一『以文會筆記』

諸国に陰陽師の住する村あり或いはいんやうとなく転じていんない又はいんないんなんどと云ひ、印内印南の字を用ふ、前に弁ずる散所の類にて雑戸なり、本郷良民よりの交はり或は異なることなきあり、又甚賤して所謂餌取のごとくするあり、或は尋常には同席の飲会して婚姻のみ絶えて通ぜざるあり、各地の風習に依る、葛野郡西梅津村の内は一溝を隔てて西又南の方に居るもの五六家唱門師と呼ぶ、飲席集会本郷と分別なし、但婚礼に集会する事を許さず、近

来は追々居を京師に移すよしにて存するところ纔かに一家となる、一時本郷と出自を論じて終に官裁を請ふ、本郷よりは彼れは本山所と称して餌取にも近きものゝよし言す、（下略）

一二『義演准后日記』慶長元年正月六日条

今日惣門千秋万歳、一典申之、従去々年唱門師為太閤御開□如何、今日不参、

一三『義演准后日記』慶長四年正月六日条

千秋万歳来、此五六ヶ年天下御禁制ニ付不来、今年ハ別而召寄了、寝殿西庭上ニテ祝言申了

一四『日次紀事』正月元日条

千寿万歳　大和国窪田箸尾両村千寿万歳両座太夫来所司庭鼓舞

一五『守貞謾稿』巻之二十六

万歳　千秋万歳の上略なり。ある書に曰く、万歳は男踏歌の余風なり。また曰く、無住国師の作る所の楽を万歳楽と称し、小奴徳若をしてこれを舞はしめ、もつて賀正となす。今に至りて春初万歳と称すは、師の遺愛なり。また曰く、古の万歳、折烏帽子に素襖を着す。足利営中には、正月七日参上す。諸国万歳には、土御門家より官を授くと云へり。

京坂等に出る者は、大和州窪田・箸尾の二村の農夫なり。万歳三都に出る者、ともに正を太夫、副を才蔵と云ふ。大和万歳の扮、太夫は侍烏帽子に、萌木染め木綿の素襖に輪中に橘の記号を白く染め出し、腰辺藍色の所に経り二寸ばかりの菊桐の記号あり。袴同色、同紋なり。各一刀を佩けり。才蔵は定扮なし。けだし藍木綿、長嚢を肩にして、所得の米銭を納む。

太夫の袴も平袴を用いず、カルサンあるひはたちつけ袴を用ゆ。

江戸に来る者は、参河を第一とす（故に三河万歳を唱す）。しかして遠江等もあり。尾張にも万歳あり。他国には出ざるか。

江戸に来る万歳の扮、太夫は折烏帽子に麻布の素襖を着し、大小二刀を帯ぶる。素襖色定めなく、紺を専らとし、記号また定めなし。袴あるひはくゝり袴、または常の袴をも着す者あり。侍烏帽子を用ひざることは、幕府無官の士これを着し、歩行にて登城する故に、これと混ぜざるためなり。才蔵は、侍烏帽子に素襖を着して、無袴なり。あるひは素襖なし。これまた米袋を携ふ。

この才蔵、多くは総州の夫。年天、江戸日本橋四日市と云ふ所に集まる。太夫これを択りて雇ふ。これを才蔵市と云ふ。昔は大門通にてこれを行ふ由、ある人の話なり。

一六「宝暦十年村明細帳案」

（表紙）
「宝暦十年
認候得共此帳入不申
村明細帳
大和国平群郡
辰九月　窪田村」

（略）

辰年御改
一家数合百五拾弐軒　内寺拾ヶ寺
内　拾八軒　煙亡
　　拾六軒　万歳
同断　　男弐百八十三人
一人数合五百九拾六人　内女三　百　六人
出家　七人
内
七拾人　万歳
七拾七人　煙亡

（『安堵町史』史料編下）

一七『洞書雑識』

一、土御門家ヨリ相定置候万歳師規定之儀は、年始計相勤、常ハ農業計イタシ候者故、万歳師計ニテハ、国名・官名・装束等相願候ても免許不致。大夫ト申事ハ、一日之仮諸大夫ヲ掛候ニ付申来リ候事。年始一通リ之万歳師ニテモ、往古ヨリ土御門家ニ相属、帯刀之儀は致来候。万歳師之内、常ハ陰陽道ヲ相勤、年始ニは万歳職相勤候ヲ、兼職万歳ト相唱、是ハ国名・官名・装束ハ、黄衣・布衣迄は免許イタシ来候。下司狩衣は相願候ても免許無之候。都て当家末派之年始万歳、先規寺社御奉行所ニテ相定之通、何国ニ於テニ応相勤、旅中於先々非義放逸（埒）之儀無之、仲間相互ニ致吟味、正敷相嗜可申候。且又当家職札無所持、年始万歳相勤紛敷者有之歟、若又外ヨリ職分差妨候義於有之は、其所之役人中ニ遂断、無滞可事済。猶難渋之義有之は、委細其所之役人中ニ届置、早速当家役所ニ罷越、差図受候様、申渡置候事。

右之通、土御門家ヨリ被申越候ニ付、依御尋此段奉書上候。以上。

寛政六甲寅年二月　関東陰陽家触頭代勤
　　戴　兵庫　印

寺社
御奉行所

一八「陰陽家勤職」

陰陽家勤職

一判はんし　諸事占方之事
一神道行事　一切祈祷之事
一地祭家堅　五穀祭之事
一四季祓并　荒神祓札守之事
一こよみ并　ねんぜひ配之事
一秘符ましなひ　矢除之守之事
一日よミ十二神之札　神馬之札之事
一千寿万歳之事　巫女職之事

右之条々従古来陰陽家職候ニ而其外所々等おゐて神事祭礼幣帛等可相勤者也

土御門殿江戸
　　役所（印）

宝暦九乙卯年四月

（西尾市三河万歳保存会蔵）

一九『石井士彭東都歳時記』正月朔日条

参河土人、往年来都下、及春帽袍、至人家、口誦万歳、撃鼓而舞謂之万歳楽

二〇『東都歳時記』一二月二八日

○才蔵市は当時なし。近き頃までは下旬の夜、日本橋の南詰め四日市にありて、三河万歳江戸に下り、才蔵を備ふ。才蔵は安房・上総または下総古河の辺より出づる。太夫、才蔵の巧拙をえらび、価を定めて雇ひ、正月になりて出入りの家々をまはりしなり。

二一『閨里歳時記』二月二日条

一、月初より下旬まで、三河万歳とて大紋烏帽子を着、小鼓をうち、両人して祝辞を唱へ、さま〴〵猥褻なる事どもをいひて、家々を舞ありく。元来早春のものなれども、東都を経てこゝに来る故に、毎年二月に及べり、或人俳諧の句に「山里は万歳遅し梅の花」といへり、実にさる事なり。参州より出る故に参河万歳といふ、山内清高太夫といふもの其随一なり、其外も山内氏或は坂部氏なる多し、各檀家ありてめぐる也、折烏帽子を著したるを太夫と呼、相添るものを歳蔵といふ、定れる檀家もなく、押て家々の門に立を、土俗だいどこ万歳といふ、だいどことは台所の事なり。

○参考「陰陽村口上書之覚」

陰陽村口上書之覚

一御綸旨頂戴仕候趣、其時節陰陽之博士清明之流たるを以、禁中御祈念御用承候
一博士之中ニ舞之上手御座候を聞召、被為及舞御感ニ奉入、如此御綸旨頂戴仕候御

事

一昔年并当御代々御検地被為成候御時分、御綸旨之旨言上仕候処ニ、諸公事免除ニ被為仰付被難有忝奉存候、以上

巳ノ
八月十日　博士
村中

一元勝寺浄土寺之由書付ニル

一御夷并八幡両社くわんしやう村中御祈禱仕候事

一天子并天下御安全之旨、御祈念申上候旨書上ル

右八戸田左門様承ニ付而、御検地衆へ如此ニ書付着上候覚

延宝五年巳ノ八月十日

（野洲町口村四家所蔵文書）

第61回特別展

万歳―芸能から見た近世社会

9月11日(火)～11月11日(日)

門付け芸

家々の門口を回り、芸能を演じるとともに災いを祓い、一年の健康と幸福を祈る門付け芸。「そういえば昔は正月になったら獅子舞とか来てたけど、最近は見なくなったなあ」という話はよく耳にします。大阪府内では今も伊勢大神楽がまわってくるところがありますが、そういった地域を除けば門付け芸を見る機会はほとんどないといっていいでしょう。

扇を手に目出度い詞を述べる太夫と鼓を手に間の手を入れて囃す才蔵の二人一組名が一組となってまわる万歳もかつては代表的な門付け芸でした。近世の年中行事の資料や正月の様子を描いた絵画には必ずといってもいいほどの頻度でその姿が描かれています。

「今様職人尽歌合」

華やかな衣装を付けた太夫と才蔵が賑やかに春の町を歩く姿は近世の人びとには馴染み深い光景だったのでしょう。近世どころか、三〇～四〇年くらい前の一九七〇年代までは、万歳が門付けをしていたところもあったようです。

今では万歳といえば、真っ先に思い浮かべるのは「漫才」になってきてしまいましたが、今回の展示で取り上げる「万歳」は漫才のルーツにあたります。

万歳の歴史

「万歳は中世には千秋万歳と言われ、散所といわれる場所に居住する声聞師という被差別民が行っていました。地域によっては舞々と呼ばれることもありました。

平安時代に書かれた史料には既に千秋万歳が乞食によって行われていることなどが記されています。中世に書かれた辞書には千秋万歳について「散所の乞食法師」と明確に差別された対象でもあったことを示しています。こうした中世の史料では、京都以外の千秋万歳についてはほとんど知ることができませんが、いくつかの史料に書かれた断片的な記録から現在の岡山県や愛知県、福井県などで万歳や舞々の活動をうかがうことができます。

そして、近世には各地で様々な万歳が活動をしはじめました。三河万歳は徳川家康が三河（現在の愛知県中東部）出身であったため、江戸城を訪れて万歳をしていました。そのせいか、近世の三河万歳は、万歳の太夫は大紋という大名が着るような衣装を着け、帯刀をするという非常に立派な姿をしていたことがわかります。現在も三河万歳を演じるときは、後ろには太刀持ちという太刀をもった人を従えています。

尾張（現在の愛知県西部）でも知多半島などに万歳がいて、各地を門付けしてまわっていたことが知られています。尾張万歳は、門付けをするなかで祝言性の高い五種類の万歳に加えて、笑いを誘うような演目も次第に増やしていきました。そして、歌舞伎の流行をうけて歌舞伎や浄瑠璃などを題材にしたものや、謎かけなどを鼓の他に三味線と胡弓も使って舞台上で賑やかに演じる「三曲万歳」が生まれました。今の漫才は尾張の三曲万歳の影響をうけたものだと言われています。

『北斎漫画』より

「広報誌リバティ」38号（大阪人権博物館刊、2007年7月）

社会のまなざし

こうした芸能は、災いを祓い福をもたらす不思議な力をもっていると考えられていました。そのため、人びとは芸能者を楽しみに待ち望む一方で、彼らを畏怖する意識も持ち、時に排除、差別をしました。近世の始め、京都の町で定められた掟書きには町内に万歳などをする芸能者、舞々に家を売ることを禁じたものがあります。こうした決まりからは、町の人びとが季節を定めて訪れる芸能者は歓迎するが、同じ町に一緒に住むことは望んでいないという複雑な芸能者への意識を読み取ることができます。

また、万歳は陰陽道の本所である公家の土御門家の支配を受けるとともに、占いや祈祷の技術により宗教者、あるいはある種の知識人として、地域社会で一定の位置をしめることもありました。

伊勢万歳の村田社中

隠古年中行事

本展では、各地で活躍した万歳の資料から、その具体像にせまるとともに、芸能者に対する社会の複雑な意識とその背景にある身分制度について考えます。

（当館学芸員　村上紀夫）

関連企画

パネルディスカッション

諸国の万歳―その歴史と生活―

9月29日(土)午後2時より

パネリスト
林　淳（愛知学院大学）
吉田栄治郎（奈良県立同和問題関係史料センター）

コーディネーター
村上紀夫（当館学芸員）

会　場　研修室
参加費　入館料のみ
定　員　72人
当日先着順

記念公演

万歳　競演

10月27日(土)午後2時より

出　演　神道三河万歳（神道三河萬歳着彩流）
屋張万歳（尾張万歳保存会）
三曲万歳（村田社中）

会　場　リバティホール
参加費　入館料のみ
定　員　275人
当日先着順

近世　仕事三大咄

―国家公務員・委託事業・芸能プロダクション―

辻　ミ　チ　子

本日、「近世 仕事三大咄」とテーマをあげましたけれど、本当は「三大咄」はこの字ではなくて、「三題咄」というのがあたりまえなんです。間違えて書いてお渡ししてしまったもので、しまったと思ったのですが、「題」やったらきちっとした話を一題一題させてもらわないといけないけれど、これは大雑把なという意味で「大」にしとこ、と思いまして、大ぼら吹きの口から出任せという咄にさせていただきたいと思います。

近世の被差別地域の人たちがどんな仕事をしていたかという話をしますのにあたりまして、江戸時代のことを現代版になおしたらどうなるのかなと考えてみました。これは適当ではない点もありますけれども、「国家公務員」とか「委託事業」とか「芸能プロダクション」としました。こんなけったいな題で近世の仕事が話されたことはまずないだろうと思います。

1　国家公務員（下級警察官）

まず、レジュメにしたがいまして、国家公務員とはどういうことなのかと申しますと、江戸時代になりますとかわた身分の人たち、非人身分の人たちはそれぞれきちっと統制下に入れられます。が、それ以前はもっと大まかな感じで被差別の人たちの生活がありました。平安時代くらいから国の仕事をする、言い替えたら京都の王朝のもとで仕事をするというところから、仕事がはっきりするように思います。平安時代は、検非違使（けびいし）庁という警察庁のようなところが京都の治安を守っていましたが、そのもとで清め役という仕事をしている人たちがいました。近世になりますと京都の場合は天領でありまして、徳川幕府のもとに所司代があり、町奉行所があり、というそのなかで町奉行所のもとで仕事をします。国家のもとで仕事をするということで国家公務員という枠組みを一つつくってみました。

まずこの国家公務員ですが、もうちょっと具体的にいうと、下級の警察官の役割、近代でいいますと法務官といったほうがいいのですが、江戸時代は三権が分立しておりませんので一応警察としておきます。では、国家公務員のような仕事というのはどういう仕事かともうしますと、かわた身分に編成されていた人々の仕事と非人身分に編成されていた人たちの仕事と二つにわけました。いずれも国家公務員ですので京都の場合は町奉行所のもとに所属します。しかし、下級ですのでその上にたくさん役職があるのです

が、直接かわた身分の人たちと関係のあるのが四座雑色（しざぞうしき）です。これは京都独特の、室町時代の終わり頃に成立していって、昔は河原沙汰を行うといいますが、治安維持の仕事をする、そういう人たちの組織です。江戸時代になりますと京都の町なかからはずれたずっと広い地域の触頭（ふれがしら）、奉行所からどんな触れがでているかを触れていく仕事もしました。四座雑色、これは組織ですので上雑色（かみ）、下雑色（しも）そのほか見座（けんざ）とかあるのですが、その雑色のもとでかわた身分の人たちは町奉行所の仕事をしました。その仕事をした村々のことを役人村というふうにいっています。かわた村がたくさんあるなかで、中心になって奉行所の下で仕事をする、そういう村を役人村とよんでいるわけです。その役人村というのがかわた村の人たちの仕事を統括しながら中心になってやるわけですが、その仕事の一つが刑吏役、または断罪役なんていう言い方もされますけれども、警察と言うより司法関係です。犯罪を犯した人たちの処罰にあたるとか、犯罪を犯した人たちを連れて行くとかいう形の仕事をするわけです。これは江戸時代に始まったことではなく、室町時代からずっとやっている役です。戦国大名のもとでもこういう刑吏役を仕事としてやっている人たち、村があったわけです。じゃあ江戸時代が確立する境目の頃、どんなことをしていたのかというところからお話します。

　史料①をみてください。これは刑吏役の代表のような仕事で、江戸時代の初めの頃の仕事ということでこれをあげました。「豊臣秀頼の子国松が穢多の手で処刑される」、徳川氏が天下をとって豊臣の者たちを根こそぎ処罰をするという中で、国松が大坂城が落城してしばらくたって処刑されました。豊臣の家臣もたくさんいますし世の中には豊臣びいきの人がいますので、国松をなぜこんな処刑の仕方をするのかと喧々諤々となりました。その時の決め手になることといいますと、この国松はやはり秀吉の孫で普通の人の手で処刑するのは恐れ多い。だからかわた身分の穢多の手で処刑したんだ、としました。処刑をする役というのは国家公務員として大事な役目なんですけれども、そういう役をするのは一般よりは身分の下のものだということがこれから徐々に確定していくことになるわけです。

　そして江戸時代になりますと、ここはかわた村、という様に村の範囲が成立していきます。これは、村切りという政策がありまして、これまで何々庄というふうに区分けのはっきりしない所がいっぱいあったのを、村として庄屋を

置く、年寄を置くというようにして統制が行われてまいりました。その時、かわた村も一つの村になっていくところもありましたけれども、多くは何々村の枝村というように、人口が少ないためにかわたの村は枝村という位置に置かれることもありました。が、京都で役人村として幕府のもとで仕事をする村は大体は一つのかわた身分の人の村で、そこで年寄が出るわけです。しかし、これは余談ですが、村になりましたとき、普通の村は、庄屋・年寄・百姓代という序列があるわけですが、枝村は庄屋をおいてはいけない、年寄だけ、年寄のもとで成立しているのが枝村だということになるわけです。役人村などは一つの村として成立していますがそれでも庄屋はおかない、年寄のもとで、ということになっています。その年寄が四座雑色のもとで仕事をするというのが役人村の仕事振りだったわけです。この役人村が四座雑色のもとで直接仕事をするようになるのは、江戸時代も元禄をすぎてからのことです。史料①にあります「下村彦惣、百九石余を拝領し、二条城掃除役を勤める」という、この下村家という家のもとで役人村は二条城の掃除役などを勤めておりました。もちろん刑吏役も続けてやっておりました。ところが、この下村家が元禄が過ぎたすぐの宝永五年に途絶えてしまいます。そうしますと、役人村が直接四座雑色のもとで仕事を承ることになるわけです。そして下村家の時にこの役人村だけではなく、あちこちにあるかわた村からも掃除をする人足を調達してくるということをしてきましたので、その後も役人村のもとで各かわた村からも仕事をする人を集めさせて欲しいというような願いを出し、それが認められていくようになります。そのために宝永五年以降、牢屋敷がしっかりした六角牢屋敷が出来た時に役人村がそこの牢屋敷外番役という仕事を承ることになったわけです。その役人村はいままでのとおり、各地に存在するかわた村から人足を出させる、歩いて六角までいけないような遠い村からはお金を出させる、ということを認められて、かわた身分の人たちの村々の仕事として牢屋敷外番役という役目ができたわけです。実際は牢屋敷の周りの掃除をしたりそれに関わる掃除以外の事もするわけですが、実際にするのは役人村の人たち、年寄は偉いのでしませんが手下といわれる人たちがするわけです。そして、六角まで人足をだせないところは役料、外番役にみあうお金を出すというふうなことで、役人村の統率下に置かれます。こういった仕事がかわた身分の

人たちの大きな仕事になりました。

その次に、非人身分に統率されていた人々ですが、町奉行所、四座雑色、そして悲田院（ひでんいん）というのが成立していきます。悲田院というのは中世からいろいろ歴史がありまして、近世の仕事とははずれますのでおいておきますが、この悲田院が建てられたのが今の美術館とかがある岡崎です。初期の頃は非人身分のおもだった人たちがそこに住んだのですが、与次郎（よじろう）といいました。そしてその後、統率しやすいようにかどうかは定かではありませんが、与次郎のなかのおもだった人四、五人を年寄、そのあとを与次郎、こういった人たちがこの悲田院に住むということになったのです。この与次郎は何人くらいいたのかということですがわかりません。初めの頃は五十何人、江戸時代の後期には二十何人と減ります。与次郎そのものが減るのかどうかは統計もありません。ひょっとすれば、与次郎と呼ばれた人で、あちこちにできあがっていく小屋頭になっていった人もいるかもしれません。小屋の数もはっきりとはしません。七十よりもちょっと少ないというところです。また、大きさも小屋頭が何人もいるような小屋もあれば一人という小屋もある。そこで非人身分の人たちが生活するというようなことになります。中心になる悲田院の年寄、そして、そのもとで働く与次郎も中世末からの関係もあって刑吏の役につきます。

史料②をみてください。役所がまとめた「京都御役所向大概覚書」には悲田院は拷問の役目をしたということが書かれていますし、この役と一つに決まっているわけではなく、いろいろやっているわけです。非常に有名なのが、「日本左衛門入牢により、定番の外に添番を申し付けられる」というもので、かわた村の人たちもこれに関わるわけですが、悲田院年寄もこれに関わります。なぜ日本左衛門の史料を数多くの史料からとりあげたかといいますと、これが有名な歌舞伎の白波五人男の日本駄右衛門のことで、それは実在の人だったわけです。白波五人男といえば「知らざあ言って聞かせやしょう」というような有名なせりふがいっぱいあって、みなさんから拍手喝采をされた泥棒ばかりの五人組が歌舞伎の人気者に脚色されたというものです。その中心が日本駄右衛門で、役者の中でも一番いい役者がなるのですが、その日本左衛門は京都で捕らえられて、江戸へ送られていくわけです。その江戸送りのときに高瀬川を通るのですが、悲田院の年寄と小屋頭がその日本

左衛門を送っていくときに付添いの役をしていたのです。こういったことが刑吏役の付番としての仕事だったわけです。

そして、この年寄というのが確立した頃には、悲田院に統率されていない野非人とか悲田院の非人ではない、他地方から京都へ流入してきた人たちの統制、言い替えれば、外から非人が入ってきたら追い出せという統制に悲田院年寄、与次郎が非常に大きく関わるわけです。京都の非人か他所からやってきた人かをどうして見分けるのかと思っていたのですが、やっぱり見分けられるらしいです。非人を統制していくという仕事、それから、京都へ来てもうまくいかなかった非人が行き倒れになった時、各村で村の番人、これは非人小屋から来ている非人年寄の統率下にある村番が多かったのですが、そういう人たちが悲田院に連絡をする、そして、悲田院系列の非人かどうかを見定めてお弔いをします。そして、看病すれば治る人は看病をして追い出し京都へ入れないようにするということも、公務員としての仕事でした。もう一つは江戸時代を通じて、飢饉の時など各地で粥を施行（せぎょう）します。その時中心になるのが悲田院です。お寺がやったりもしますけれど、悲田院でも町奉行所の援助をうけて施行をします。集まってくる人の多くは非人身分といわれた人たちだったのですが、京都の非人だとわかると餓死しないようにちゃんと粥を施行するという仕事もしていたわけです。それから、もう少し時代が下がると、町の中に公衆便所ができます。肥樽が町の辻々におかれます。それが悲田院管理の公衆便所、屎尿樽です。町を通っている人は男でも女でもそこでやります。そこで集まった尿は売ります。江戸時代も中期以降になりますと近郊農業が発達しまして肥料として非常に重宝するので売れるんです。ちゃんと肥尿問屋というのができていまして買ってくれるんです。売ったら悲田院の儲けとなります。このように京都の場合は悲田院が公衆便所を設置していました。それが中止されたのは明治になってからのことです。

2　委託事業（草場（くさば））

国家から、藩から、奉行所から委託されたような仕事も江戸時代には大きな仕事になっております。その委託事業の一つにかわた身分の人々の仕事として斃牛馬の処理というのがあります。もともと、こういう被差別の人たちの大

昔の仕事はお弔いの仕事から始まるわけです。お弔いは、人間の方はお寺の方へ行ってしまいました。が、農村地帯が中心の日本ですので、農家などで使う牛馬が死んだあとどうするかということですが、昔はお弔いをしていました。本当にお弔いだけだったようです。しかし、戦国時代から、革というものが武具として珍重されるようになり、その革は、斃牛馬を処理して皮をとるということから始まるわけで、この仕事が皮革業になっていくわけです。江戸時代になりますと、牛や馬が死んだ時、よれよれになったときも殺していたのですが、五代将軍綱吉の頃からは死んだ牛や馬でないと処理をしてはいけないということになり、その斃牛馬の処理というのがかわた村の人たちの仕事となっていくわけです。その斃牛馬の処理ですが、牛や馬がどこで斃れているかわかりません。ですので、このかわた村はここからここまでのあいだの牛や馬を処理する権利があるんだというふうな地域が確立していきます。その地域のことを草場と呼んでいます。そこで史料②をみてください。「斃牛馬の処理は天部村に任すべき旨、町定の中でも規定される」という風に、ここの町内では、このあたりで牛や馬が死んだら天部が処理をする、天部の草場だというちゃんとした権利背景があったわけです。そして、ここで死んだ馬をよその村の人がとったといってよく争論になるわけです。そうした時、次の史料ですが、桂の村が久世の村と草場をめぐって争う、という史料があります。こういうことはあちこちで起こったことです。桂の村が、自分の所の草場のものを久世の村が処理をした、これはけしからんことだ、なんとか下村家と天部村に立ち合ってもらってこの地域はどこの草場かという事を確定してもらうということです。それだけこの時期になると皮革というのが非常に大きな収入源になるわけです。これは京都だけでなく、大坂などに行きますとすごいビジネスになります。史料の③にはいります。余談になりますが、今日の史料は全部『京都の部落史』の第四巻、第五巻からひきだしたものです。それ以外にもたんと面白い史料がたくさんあります。これをほおっておくてはない、読み物としてこれをよんで、へぇこんなことがあったの、ということを知るということは部落の歴史のなかでも、実際この時期にここに住んでいた人はどんなことを考えてどんなことをしていたかということ、実態なり息吹なりが、史料から読み取れますので、史料編は研究者が見たら良いということではなく、

興味のある方は史料集にも目を通していただきたいと思います。では、史料の③ですが、死んだ牛をめぐって和束と宇治のかわた村が争うわけです。和束の村が、宇治の村が横取りをした、これはだまっておれないといって争ったという史料です。ここで争論という文字がでてきます。「争論」、これは村同士が争って、仲介にはいってくれる人や村があれば解決するのですが、「相論」、これは奉行所へ訴えるものです。ぱっとみたら反対のように思えるんですね。もし史料を読まれたとき気づいていただけるとありがたいです。こういった草場をめぐって、どこで牛や馬が死んだかということをめぐって争いになるというのは非常に多いんです。この史料集を読んでいてもたくさんでてきます。この斃牛馬の処理がなぜそんなに争うほど値打ちがあるのかといいますと、革になめして売れば現金収入が入るという、いい商売だったのです。ついでながら、「皮」をなめして使えるようになると「革」になります。ただし、技術がなければちゃんとした革は出来ませんが、いい商売なので争ったわけです。

　具体的な例としてあげます。天明の飢饉のときに青森県の津軽ではたくさんの餓死者がでました。餓死者は全部普通の村からでました。そこにはかわた村はありませんでした。かわた村ではひとりも餓死者が出ないところがたくさんありました。その差は何か、というと津軽の殿様は大坂の札差にたくさんの借金をしていてローンで返すという約束をしていたのです。そうすると飢饉であれなんであれ、ローンですから返さないといけません。百姓が死んでいくのをみていてもお金は返さないといけないので、餓死者が出るようなことになったのです。殿様としては領民が餓死しては困るんですよね。でもローン返済を厳しくいわれるからしかたがなかったのです。でもあちこちのかわた村ではほとんど餓死者がでなかった。なぜか、米は取れないけれど皮革業でいける、村中が皮革業に携わり、権利のある年寄がこの牛馬の処理をして革を売るということになると、昔は共同体の力が強かったので、言い替えれば村の人たちの協力体制があったのでその仕事に携わって現金が入ると皆に分け与えられる。ということになると、米がとれなくても皮革業のほうで生活ができたということです。

　では、皮をとったらどうするかというと、太鼓、雪踏（せった）、膠（にかわ）の生産とかがあります。史料③をみてください。「天部村太鼓屋橋村理右衛門、鞍馬下村惣中の太鼓を張り替え

る」。この天部の太鼓屋はとても有名なんですが、鞍馬の村の太鼓を張り替える時に「請取申太鞁之事」という文書を出しています。寛文ということですから元禄より古い文書です。ここで何がいいたいかというと、「若此太鼓三年之内ニやふれ申候ハヽ、何時成共張替進可申候」と保証付で太鼓を張り替えているんです。今ですと電気製品では一年間の保証付ですとか言うんですけれど、私の見ている限り太鼓の皮で一年間というのはありません。みな三年、五年、七年ぐらい保障するというくらい自信作の太鼓の張替えです。次の「天部において太鼓を製造する」というのは京都の天部、ここは日本中に知られているほど有名だったわけです。そして、もう一つは、太鼓といっても大きいのや小さいのがあります。大きいのになるとよほど技術がないと張り替えられません。二条城の大きな太鼓は天部村が張り替えると言うのが次の史料です。二条城内の太鼓、他の村ではちょっと張り替える力がない、だから、天部村が張り替えますというようなことでございます。皮をなめすというのも結構技術がいりますが、張り替えるというのも技術がいりますし、このかわた村の人たち、自分の腕に覚えがありますので、自信作をつくっています。次の史料をみてください。宇治のかわた村の太鼓屋が井手の高神社の太鼓を張りました。請合証文です。我等はこの太鼓を張りました。請合の年月は五年間です。人間の社会というのはせこいところもありますので、もし太鼓を石で皮を打ったり、割木で打ったり、刃物などで傷をつけた皮は張り替えませんよということまで証文にして、そしてお互い納得して張り替えをしたわけです。値段も三両二分、なかなかのものだったようです。その皮をつくる技術というのは、皮革業のなかで皮なめしになるわけですが、皮をなめす技術的なことをよく知りませんが、化学的なことで難しいことがあったと思います。わりあい古い時代から皮なめしをやっているのでそういう技術がこれらの被差別の人たちの間にずっと引き継がれていったのではないかということも考えられます。そのほか、皮を使ったもの、中世末などでは鎧（よろい）などの武具が多かったのですが、近世になると武具もありますが、数量は減ります。もう戦争しませんから。しかし、日本人の芸術の力はすごいもので、刀、刀の鍔（つば）、鎧、兜（かぶと）、これは芸術品になっていまや展覧会でケースの中に入れられているような立派なものが近世になると作られます。そういうものを作ったのはどこのどういう人やとい

うことは細かいことはわかりません。きっと差別されていた人たちも頑張っていろんなものを作ったのではないかと思います。

次に江戸時代になっての皮といいますと史料の④です。雪踏です。なかなかよく売れましたが、ここに出てくる江戸時代後半の史料ではこんなのが『京都の部落史』に上げられていました。「かつて上方の雪踏は上物であったが、今は品質が落るという」。雪踏というのはかわた村で作り売り出されて京都の名物のようになっていたのに江戸で作るようになって江戸の方が良いものを作るようになった、という風なことを書いているのですが、若手がいろいろ流行も追い上手に雪踏を作るようになったということが書かれています。雪踏というのは草履の裏にきちっとした皮をはる、上物の履物です。江戸時代では雪踏を履くというのが作法というより礼儀でした。目上の人の所へ行く時はちゃんと雪踏を履いていくということです。下駄を履いたらいかんのです。下駄もかわた身分の人たちの仕事になります。鼻緒のところに皮を使いますので部落産業の一つなんですが、下駄は町内で履くものです。一つ例を出しますと、京都の町の中の町年寄と、いろいろ京都奉行所からこういう伝えがあった、こういう触れがあったということを町内の人に知らせる役の町代との間で、どっちが町内の中で地位が上なのかという争いをまるまる一年間やりました。ところが京都の町年寄は中々気位が高いので、役目として触れを知らせる人が下駄を履いてきた、それで怒るんですよ。喧嘩の始まりは下駄を履いてきたか雪踏を履いてきたかということで、目上の人の所へ来るのになぜ下駄を履いてきたというところから争いが始まるということすらあったわけです。お茶をする茶人さんなんかは、雪踏、皮のついた草履を履きます。ですから、今お茶会にいきましても男の人でも女の人でも下駄をはいてくる人はいないです。着物を着ていたら草履をはいていきます。もとをただせば、こういう差別をされたかわた身分の人たちが、これはいい、これは履きやすい、これはこういうところでも履いていける、というふうに工夫して作り上げたものだということがいえると思います。それとともに、斃牛馬の処理をしている時に膠をつくります。これは接着剤です。私なんかでも糊というのはごはんをくにゃくにゃとして糊にしたり、とくに洗濯したあとの糊付けなんていうのは、お釜に残ったごはんを上手に使って糊にしたくらいなんですけ

れど、接着剤というのはとても重要なものです。その接着剤の膠というのがこういう部落産業として作られ、使われるようになって、これが京都の産業と非常に深い関係を持つんです。京都は手工業が盛んです。そしていろんなところで膠を使わないといけないのです。その代表として一つあげますと、京人形はみんなきれいな着物を着ていますが、着物は全部貼っています。いろんなところで膠をつかっています。こういう膠にしても、かわた村の人たちが作ったものが流通していくわけです。ところが一つ問題がありまして、この膠をつくる作業過程がとても臭いんです。臭いがする過程があるんだそうです。文書なんかをみていますと、七条の村と東塩小路村は隣同士なんですが、東塩小路村の人たちが膠が臭くてたまらないのでここで作業をしないでくれということをいったりするんです。こういった大きな問題点をもちながらも、かわた村の人たちは仕事としていい膠を作っていくということをやっておりました。これが委託事業の斃牛馬の処理から別れてでてきた仕事ということになります。

3　芸能プロダクション

では、非人身分の人たちはどういう仕事をしたのかということですが、レジュメ三番目の「芸能プロダクション」です。この非人身分の人たちの多くは芸能人なんです。物乞いをするという人たちもいますけれども、いろんな芸能に携わる人たちが多くて、非人小屋で幕府の元に統率される以前から町の辻々に立って説経をやるというような人もでてきます。琵琶を鳴らしながら歌を歌う人もいます。そして、琵琶法師といわれている人たち、その人たちもずっと活躍するのですが、普通の琵琶法師はあまり差別されていないのです。ところが町のへっついさんのまえで琵琶を弾きながらへっついさんのお祭りをする、そういう芸能の人は身分が下といわれています。そういった芸能をやる人の中で、与次郎、これは年寄の下の刑吏の役をする与次郎よりも芸能をする与次郎というのが史料には多くでてきます。与次郎といえば芸能人のような感じです。ただし、芸能人といってもいろいろあり、与次郎といえば歌舞伎の好きな人だと猿引きの与次郎の話を思いうかべられますけれども、この与次郎がいろんな芸をするわけです。祝福芸といってお正月とか節分とか、節季（せつき）々々にお祝いをする、厄をはらうという芸能が喜ばれます。そのほかに、うわぁお

もしろいなぁ、あんな曲芸みたいなことする、というような雑芸があります。日本でいわゆる雑芸が町々で出来なくなったのは江戸時代ではなく明治になってからです。その雑遊芸といったものもたくさんあったわけです。

それらのまとまりをつけていきたいと思います。季節的にいろんな事が行われます。史料④の「淀の正月・暮におとずれる芸能者の姿がしるされる」、ここには具体的なことがでてまいります。お正月といえば大黒舞といわれ、そして十二月、年末になった、もうすぐお正月と言うときには、節季候（せきぞろ）です。もともと中世末に「節季に候」といったのが節季候といわれるようになったわけです。こういう節季候が町々をまわる。これは随筆で淀のあたりのことが書いてありますので、見ておいていただきたいと思います。江戸時代になって非人身分の人たちが統制されます。そして村、町に番人というのがおかれるようになりますが、その村番人の中には京都では悲田院からこの人を番人に使いなさいという形で番人になる人が多いです。こういった悲田院と関係する番人が普通の時は村の仕事をするわけですが、節季になった、お正月になったというと史料にありますように、これは峰山藩のことですが、お正月になると番人が大黒舞を演じて各村々を回る、この大黒舞というのはこういうことをする、ということが書かれています。なかなかの芸達者の踊りをするわけです。そして、十二月になると、これも峰山藩の史料ですが、番人が節季候になってそして祝福芸をする、「節季候、節季候」といって村の中の家々を回る、そしてお米をもらったりしてそれが収入になるというようなそういう芸能をやるわけです。

京都の町の中では、悲田院のもとにある多くの小屋から芸人が町々へ出て行って、辻とか大通りとかいろんなところで芸をします。だから、一つの小屋が一つのプロダクションのようなものです。別に芸のことを教えるわけではないので今のプロダクションとは違うわけですが、その小屋に住んで、自分なりに芸を磨いていろんなことをして皆さんに喜んでもらう辻芸人がいるわけなんです。このいろんな芸をする人というのはどんな状態だったのかと申しますと、史料の⑤を見てください。中島棕陰という学者が、非人の人たちが門芝居をする様子を克明に書いています。そのほか、こういった史料には『翁草（おきなぐさ）』というのがあります。神沢杜口という人が書いている有名な本ですが、この『翁草』の中でもこうした河原、町という所で芸をする人

たちの事がずっと克明に書き上げられています。この芸をする人たちというのは、もう生活ができずにやっているというよりも、元々こんなことをするのが好きだったような人が多いわけです。それで小屋に住んでやろうということになります。たとえば、お稲荷さんのあたりで、物乞いをすることで生活を立てている人たちもいますけれど、自分は芸人として生活を立てるという人もいたわけで、その人たちの主なことが中島棕陰の『都繁昌記』に出ているわけです。私が昔、『都繁昌記』にはどんなことが書かれているかということをまとめたことがありますので、それを参考にしながらお話します。

　中島棕陰が若い頃、乞食十蔵とか三五郎と呼ばれた芸人がいたが、その着物は木綿、かつらは黒い紙ではって破れたほうきや折れ傘をもってはげた竹刀を腰にさして化粧も十分にせず、まずい芸で見物客を笑わせてひたすら銭を乞うた。ところが、文化、文政になってくると、その芸人たちは大舞台の名優に学んで芸をみがき、そして、衣装もとても豪華なものになっていた。そして見る人にすごい芝居だと感動を与えるようになった。こういう町の辻々で辻芝居をするような人は、小屋から出てきて町の中に入ると、まず拍子木をならしながら「芝居、芝居」と宣伝して、家にいた人たちが外へ出てくる。芸人たちは三味線をひく、胡弓をひく、銅鑼（どら）をならす、というようなことをして歌舞伎や狂言を演じた。そして、辻芝居は舞台ではなく、広い場所があれば移り歩きながらやったりする。大店のところへいくとお金がたくさんもらえるので、そこではじっくりと芝居をする。が、女の人はいつの時代でも歌舞伎とか芸能が好きで、そのころ身分は非人ですけれど、金蔵さんとか政吉さんとか虎吉さん、そういう人が人気があって、町の婦女子が気に入った芸人に金品をあげ、この芸人さんは一日に一〇貫の銭を懐にいれることができるくらい、たんとお金が集まった。そして、一日の芝居が終わるとその芸人は埃と汗で剥げ落ちてしまった紅白粉もそのままにお金やお米の入った袋を肩にかついで帰路につく、その姿は得意揚揚としている。貧乏の武士や貧しい人の及ぶところではなかった、とこの『都繁昌記』では書いています。こんな芸人になりたいと普通の家の人たち、道楽な主人がもう自分は非人たちと一緒でもかまわない、狂言をやるんだとやってくる、そういう人物も出てくるようになるわけです。そのあたりは『翁草』をみていただければいろいろか

いてあります。こうやって辻とか河原とか、人にあんなことをしてといわれても、ぜんぜん卑下せずにまるで仙人か君主のような顔をして辻芝居で芸人にまじって芸をするというような物好きもいました。では、非人小屋で生活している人はどんな生活だったかというと、一日、一〇貫の銭が儲かってもそれは小屋頭に多少入れなくてはなりません。そして、この辻芸人の扮装とか服装品、そういうのは小屋頭がもっていることが多くて、毎日借料を払わないといけない、また、風雨がきつくなる、病気になることもある。仕事に出られないということになると、食費も小屋頭に借りなければならないが、非常に利息が高く、一〇〇銭につき六銭というようなものでもプロダクションのオーナーに払わなければならない。しかし、この小屋頭も小屋に住んでいる人たちにお金を貸してきつく催促をするということはあっても、ちょっと薬をあげたり助けることもある。雨がやんだとか病気が治ったとなると、また芸人たちはいそいそとあちこちに働きにでる。その芸を京都の町の女の人がキャーキャーいって喜んで見にくるというそんな状況が、江戸時代の後半ころの状況だったわけです。そうして、こういう非人身分の人たちの芸事の人気が高まりますと、お金持ちの夫人たちがお米や銭、着物やかんざしをおくるようになって家の中はもめる、町も困るわということで、「門芝居無用」と掲げる町々もあったというのが一九世紀の状況だったわけです。こういう非人芸が人気をあげる、非人身分の人がそこそこちゃんとした生活ができるようになる、そういう状況のなかで、京都だけでないと思いますが、一般の町ではこれを良かったとはいわないで、非人身分のやつが増長してきて風紀が悪い、差し止めたほうが良いというような方向に出るのが幕末の状況でした。身分制度ががたついてきた、幕藩政治も揺らいできたというなかで、その差別されている人たちをがっちり支配していこうという傾向が強くなり、非人を取り締まるお触れが出る、その時にその手先としてがんばるのが悲田院の年寄で、町へ出て行く非人身分の人たちの芸能を抑制していく、統制していくという仕事にも携わったいうことです。しかし、いろいろ史料はあるのでしょうが、柳原町史という史料では、こうした辻芝居は安政年間、非常に優勢でみんなに喜ばれて親しまれていた。明治六、七年頃までこういう芸能は隆盛を極めたと言う風にかいています。しかし、文明開化がさけばれて、卑猥なことはだめという明治

になってからの状況のなかで、禁止され抑えられていくことになるわけです。非人身分の人たちの中心だった芸能、かわた身分の中心的な仕事だった皮に関わる仕事というものを大雑把にみてきました。

2007.06.15

近世 仕事三大咄 ―国家公務員・委託事業・芸能プロダクション―

辻　ミチ子

1　国家公務員（下級警察官）

（1）かわた身分の人々の仕事

町奉行所―四座雑色（ござぞうしき）―役人村

刑吏役、役人村

牢屋敷外番役、役人村―かわた村

（2）非人身分の人々の仕事

町奉行所―四座雑色―悲田院

刑吏役、悲田院年寄、与次郎

非人統制、行倒れ人、施行

2　委託事業（草場）

（1）かわた身分の人々の仕事

役人村、かわた村

へい牛馬処理、皮革業

太鼓、雪駄（せった）、膠（にかわ）

3　芸能プロダクション

（1）非人身分の人々の仕事

与次郎、祝福芸、雑遊芸

新春の言祝ぎ、辻芝居

大黒舞、節季候（せきぞろ）、辻芸人

史料①

京都の部落史
第4巻　史料近世1

豊臣秀頼の守護役が穢多の手で処刑される。

10 〔武功雑記〕二十

秀頼公ノ息国松殿ノ御頭ヲ穢多ニウタセラレ候事。

本多安房守(政重)ノ家ニテ御乳人ノ子ヲ打テ退キ、加賀ヘ奉ニ付居ト候テ、御供セナク故旬御目見ヘナド被ニ仰付ニ御懇

意ノ事。

豊国殿ヲ御修理ナク捨レマヘニ、ナキレナカルヘ事。此

三ヲ権現様ノ御アヤマリト世人申習シ候ヘトモ、皆ワカ

キ御料簡アリト見ヘタリ。国松殿ノ事ハ、正シキ天下取

ノ秀頼公ノ子ヲ、名字ヲ持タルホドノモノナラハ、イカ

ニ軽キモノナリトモ首ヲハヌル事ハナルマジ、就レ夫諸

旬人外タル穢多ニ仰付ラレタルモノ也。

下村文六、百九石余を拝領し、二条城掃除役を勤める。

31 〔六条村〕寛永元年（一六二四）

一、寛永元年　後水尾(尾)院様今ノ二条御城御再興

御公方　大猷院家光公様御時、御代替御上洛

時ノ御諸司　板倉周防守殿

　則下村惣穢百十石(1)、此節時御拝領、夫故二代目下村

文六存命之内

　則十日御掃除御役義ニ勝京ニ御命日毎月被レ致候事、文六

ハ宝永五年子七月廿四日、相果被レ申候。

　(1)後掲『元禄覚書』の百九石七斗七升が正しい。

32 〔諸式留帳〕

一、寛永拾壱年比、則ち下村庄(勝)助先祖、地方にて百

　十石余頂戴仕り、二条御城内御そうじ役相勤め、歩(夫)人

　足、摂州、江州、山城相造り申し候。

　御所司板倉周防(防)守様御時。

33 〔元禄覚書〕

一、高(寛永年中)、百九石七斗七升余(但、板倉周防守様御時にて、穢多頭下村文六に御朱印之れ無し)　穢多頭　下村文六

三条天部村

六条中嶋村

田中三嶋村

東山龍ヶ口村

蓮台野村

北小路村

右六ヶ所の穢多三百九拾八軒并に洛中洛外の穢多共これ

有り、弐百五拾弐軒これ有り、文六支配いたし候。二条御

城中の掃除(1)、文六相勤め候。

(1)二条城掃除役の具体的勤務状況については本巻七四頁一五以下を参照。

役人村五ヶ村が、従来の役儀に加え牢屋敷外番役につく。

40 〔諸式留帳〕宝永六年（一七〇九）八月

宝永六年丑八月、御牢屋敷外番役五ヶ村として、昼夜人

足拾人ずつ(ママ)極二月比迄相勤め罷有り候。然る処に先年下

村文六二条御城内御そうじ歩(夫)人足遣り来り候村々、并に

京都青屋共、右之所々え外番人足相勤めさせ度く候由、

此度五ヶ村年寄中より御公儀様へ御願い申上げ候(1)。其後

御吟味の上、右牢や外番人足頭々割付け出させ候様に仰

付させられ下され候事。

(1)下村文六の死去とその後の継承については、本書三九頁五行以下を参照。

41 〔諸式留帳〕宝永六年（一七〇九）九月

同(宝永六年)九月、五ヶ村年寄中申合せ候て、先年御城内そうじ役

相勤め申し候村々へ人足割付け、外番相勤めさせ候様願

い申し候。則ち願書左の通り、段々書付け指上げ奉り候。

　恐れ乍ら願上げ奉る口上書

一、我々預り地五ヶ村に罷有り候所役年寄共にて御

　座候。然る処に牢御屋敷の外廻りの番仰付させら

　れ候に付畏れ奉り候。則ち人足拾人ずつ昼夜相勤め罷

　り御番相勤め申し候。然らば我共往古より相勤め候

　御役儀は、二条御城外掃除役共御座候。御上様

　を請け千本通三条の辻にて晒役を仕り、其外の御所

　用も仕り申さず候へば御断え申上げ、段々御申し候御

　事。

一、東西番所にて断罪御用一色相勤め候事。

一、牢内にて科人牢死仕り候へば、人足召連れ罷出て

　御用承わり候。

一、火事の節、牢御屋敷へ欠(駆)付け申し候事。

一、牢御屋敷内外のそうじ仕り候事。

一、去子七月、下村文六相果て候に付、諸目御座無く

　候故、御城内掃除御用召上げさせられ候義、恐れ乍ら

　御尤も至極に存じ奉り候。然る所に掃除の御用相勤

　め候村数四拾ヶ所御座候。此者共我々地下にて御座

　候。京役と申し候て掃除役仕り候に付、其村の居屋

　敷御赦免にて罷有り候者共多く御座候。恐多く御座

　候へ共、五ヶ村の者共義の外草臥罷有り候。恐れ乍

　ら右四拾ヶ所の者共へ、牢や外番役人足相勤めさせ

　度く存じ奉り候に付、恐れ乍ら願上げ奉り候。

　　宝永六年丑九月　　　　　五ヶ村

　　　　　　　　　　　　　　　　年寄共

史料②

1-(2)

牢囚は悲田院が勤め、火事には町用人が四人の見張りをする。

51〔京都御役所向大概覚書〕享保二年（一七一七）

牢舎之事

（三ヵ条略）

一、牢問中付候もの有レ之節は悲田院之者共相勤候。且又牢屋近所火事之刻牢舎人の(送)付候節は、洛中町々より出シ来候町之用人牢屋ニ罷越囲いたし候。

但、[illegible]

日本左衛門入牢により、定番の外に番人を申し付けられる。

90〔諸式留帳〕延享四年（一七四七）正月

延享四年卯正月七日、諸国御尋の者日本左衛門(1)と申す者、東御役所様より牢舎仰付させられ候に付、即ち七日の夜より定番の外に立番弐人ずつ仕るべき由御申付け、依て六条村より七日夜番弐人罷出で候事。

牢御屋敷当番籠田孫右衛門様御申付

けんさき鈴木小兵衛殿

同八日夜、番人足弐人　　天部村

同九日の夜番より天部村、六条村立合にて番人足出し申し候。右日本左衛門正月十六日江戸え御下し遊ばせられ候に付、十六日の夜迄番人足出し申し候。同十七日より引き申し候。

(1)本名浜島庄兵衛。各地で盗賊を働いたが、最後には京都町奉行所に自首。歌舞伎の『青砥稿花紅彩画』のモデルとなった。

日本左衛門の江戸送りに悲田院年寄・小頭が付き添う。

91〔諸式留帳〕延享四年（一七四七）正月

延享四年卯正月十七日、日本左衛門入牢仕り、同十七日江戸え御召出し遊ばせられ候御事。

永井丹波守様御組与力御壱人　同心衆三人御附下り。

三井下総守様御組与力御壱人　同心衆三人御附下り。

末吉新五郎様

塚津又五郎様　三宅孫七様

村田孫右衛門様　悲田院年寄惣兵衛

柴原弥右衛門様　小頭　五人

胡麻八太夫様　西村為右衛門様

杉原佐五右衛門様

2-(1)

斃牛馬の処理は天部村に任すべき旨、町定の中でも確認される。

72〔西上之町文書〕享保十年（一七二五）九月

（上略）(1)

一、於二当町一他所之牛馬病死候得は、其町々ニ而取捨可レ致候。尤死候節は、其牛馬主より証文等可レ取置、三条通裏天辺村孫左衛門方ニ可レ渡候。尤其使者預り当所非人支配人ニ可二申付一候。勿論当所牛馬所持主面々牛馬死候節に、天辺村ニ可レ渡候。尤先例之通候事。

一、当所并十有レ之候節は、先例之通火用等相勤り可レ申之事。附り行たおれもの同断ニ可レ致之事。

(1)この史料は、本書一五七頁五七に続いて記されている。

西代村惣中、久世かき上村惣中と草場をめぐり争う。

34〔諸式留帳〕元禄十四年（一七〇一）八月

元禄十四年巳八月、かつら西代村、久世かき上ヶ村、草場の義に付、出入に罷成り、則ち下村文六殿、天部村にて、右の出入御調べ成され候事。

恐れ乍ら書付を以て申上げ候口上

願人　西代村惣中

相手　久世かき上村惣中

一、此□□の義は、昔は葛原法門前、又は札場、南は嵯峨堂、南の□かちより、西は七条の西石橋迄、往古より私共支配仕来り候所紛れ御座無く候。然る所に四拾七年已前、慶安四年卯六月に只今新田、右の支配場所、諸御調候で、吉祥院村孫兵衛(1)と申す者、御検地取込み申すに付、私共其まゝ捨置仕り候へば、孫兵衛呉々詫事を仕り、右取込み申す儀に付、此方え取返し、持返仕り候事、只今に至る迄、かき上村の者共存知居り申し候所、此度、新家出来仕り候に付、かき上村の者共、我か草場を申懸け、私共迷惑に存じ、罷出、地方様に仕るべきと互に納得の上に、かき上村の者共と私共同道致し、当二月に新家地方へ参り、場所の詮議仕り候へば、地方かき上村の者共申す様、一円承知これ無く、先規にて候へば、場所西代村の草場に仕るべきと地方御極め下され候所、此後両度迄、新家の御牛取捨め、我か草場を仕り候。無紛法に御召させられ、分取り取め申す様御返し申す様に、かき上ヶ村へ仰付させられ下され候はば、有難く存じ奉り候。已上。

元禄十四年巳八月廿一日　西岡村年寄かもん

同　兵衛

同　太兵衛

(1)本書八七頁一七には孫右衛門とある。

史料③

かつて上方の雪踏は上物であったが、今は品質が落ちるという。

25 〔我衣〕 中巻二 文政八年（一八二五）

貞享の頃迄は、地雪駄と言は、嶽多雪駄の事也。真竹の皮にて表を作る。革は馬革也。下品成ものは皮草りに裏付たるもの也。皆上方より下るは上品也。土足袋を商ふ人、大津の石割とて強向の雪踏を売、尤流行。貞享の末に至て、江戸に雪駄の上手出来て、若手の作、是をはきたり。元禄の始より切廻しとて上雪踏はやる。亦、表真竹の晒皮、すこしも黒みなし。地合こまかに唐櫛のごとし。鼻緒玉子ねじ、前共おんとう革とて水牛也。尻に鉄を打、代元宇金十匁位より武朱に売、是より上方雪駄下品に成る。かへつて京大坂ニ登る。然れ共重し。老人にはいかゝ也。元禄宝永に至て、若手の腕こすりするもの、切廻しの雪踏にゝす前の足袋さはかぬものなし。其後、革緒の切廻し出る。（下略）

淀の正月・暮におとずれる芸能者の姿がしるされる。

81 〔淀古今真佐子〕 宝暦十二年（一七六二）

元日より与次郎が手代共同人、あたらしき布子の上にひとへもの等を着し、もゝ引にて手拭をほうかぶりにしてまわす、たいこくのめんを天辺へのせて、大黒舞に家中へ来る。夫より町を廻る。又十二、三日頃大和より万歳来る。大紋にてたち付袴（長袴ヲ）にて三人づれにて来る。つゞみを打て家中より勤る。三川万歳（河）とは違、くだらぬたわけなる万歳也。月末迄居る事也。

さいぜんは人形まはしなど来る。又子共仕（供）かたものまねなどして来りしが、いつとはなく止む。町へはほうこま（宝）まはし来る也。是は馬の頭を持て、三味線・大鼓にてうたをうたいて来る也。又さいぜんはさるまわしなども来しが是又止む。上方にてはにはる駒を殊外祝ぎにるごまわしある。（中略）

十二月一日にせきぞろ来る。すべて此様の類は初て両町奉行へ参初めて夫より所々へ打廻る事也。十三日には事始とて正月の入用の品々うり始る也。手まり・はま弓・ふり〳〵・きつてう・ほこのこ・花をつけて、所々にてうる也。夜口すゝはきする也。扨十五、十六日には又をしやげのせきぞろとて又あるく。おしやげとは歳事のから名也。十九日頃より夜計斬をつく也。（中略）

扨せつぶんの日には、淀姫神子より宝舟をくばる也。家中へも与次郎手代共がやく払に来る。初夜頃来る也。いう事には関東とは違う也。しまいにぎわめてこつかうと言て仕廻事也。

丹後峰山藩では正月に番非人が大黒舞を演じて、各戸を廻る。

14 〔風俗問状〕 文化年間

一、此月（正月）万歳之類如何様之者候哉之事。

右、当月二日・七日・十五日、当町番非人之者共土人形のごとき大黒小槌と扇子を手ニ為ニ持、衣類を着せ、三味線・太鼓・摺笠之類をもつて囃子、市中家毎を舞あるき申候。此外、何も異成事無ニ御座ニ候旨、町年寄共申出候。

但、御曲輪内ニは入不ニ申候。

右大黒舞囃子、左之通之旨申出候。

サヤ大黒舞を見さいな。一ツ小槌をふまへて、二ヒはにつこり笑ふて、三に酒を造りて、四ツ世の中よふに、五ツ泉のわくごとく、六ツ無病息災（息）にて、七ツ何事無イ様に、八ツ屋敷求て、九ツ此所に蔵を立、十ですつしり納た。サヤ大黒舞を見さいなアゝ福へこなたへふいとゝ舞申候。

一、在方ニ而ハ、前々より播磨万歳と申者両人宛参り、三味線・鼓ニ而家毎ニ舞申候旨、大庄屋共申出候。

丹後峰山藩で十二月一日には番非人の者が節季候に廻る。

15 〔風俗問状〕 文化年間

十二月

一、朔日、あひたり餅の事如何様候哉。

右、此儀御当地ニ無ニ御座ニ候。

但、此日、乙子朔日と相唱へ、来子祝ひ小豆飯仕申候。且又、塩漬之茄子を少々切、一口茄子と称し祝ひ申候旨、町年寄共大庄屋共申出候。於ニ御家中ニ右同様ニ御座候。

一、此日、番非人之者共、せきぞろと申、両人頭ニ笠の輪ニ裏ニ巳をさし、扇子ニ而囃子を取り、何歟目出度よふ成事を申、家毎相廻り候ニ付、少々宛米差遣し申候旨、町年寄共申出候。

せきぞろ囃子、左之通。

さんやア御座れやせきぞ候、たい〳〵せきぞ候、大黒（恵）のせきぞ候、きさきのせきぞ候、まねひはせきぞ候、青山せきぞ候、穂長をせきぞ候、いらりゆたかにせきぞ候、飾りてせきぞ候、どんどゝ踊れハせきぞ候、躍にせきぞ候、徳ありせきぞ候、眼ふに福とやせきぞ候、御家ハせきぞ候、繁昌せきぞ候、祝ふてせきぞ候、扱又せきぞ候、是よりせきぞ候、御座のせきぞ候、御家歌せきぞ候、申さハせきぞ候、八丁四方のせきぞ候、御蔵のせきぞ候、中にもせきぞ候、すつしりせきぞ候、建たるせきぞ候、米蔵せきぞ候、姪子の魚蔵せきぞ候、黒沙門せきぞ候、銭蔵せきぞ候、不動のせきぞ候、金蔵せきぞ候、しやう〳〵せきぞ候、酒蔵せきぞ候、いづみもせきぞ候、栄るせきぞ候、つきせすせきぞ候、汲ともせきぞ候、つきせねきぞ候、祝ふてせきぞ候、何程せきぞ候、目出たいせきぞ候〳〵。

史料⑤

京都の部落史　第5巻　史料近世2

中島部落、非人の門説経の盛んな様を記す。

28 〔[illegible]〕天保八年（一八三七）十月

其の住する所、字の谷、六波羅蜜寺の区名有り。[illegible]何様を詳らかにせず。又一種有り。同じく其の区に出ずると雖も、敢えて食を乞わず、又行人に踞せず。或は単、或は両、乃至は五、六輩。裳を[illegible]して打扮し、[illegible]を戴き、[illegible]に[illegible]り、浄瑠璃生田、各大[illegible]名優の[illegible]を[illegible]し、[illegible]、街巷[illegible]の外を処に向いて行く。先ず街口に臨み、[illegible]に小鼓を鳴らし、説経、説経[illegible]と連呼す。戸戸の児女少年、声を聞きて争い出でて、門[illegible]店頭前に聚る。然して[illegible]を語み、街口より徐歩し、[illegible]を鳴らし、曲を語み、街尾に至って止む。一、二輩併行し、或は三輩、相互を[illegible]し、隠曲[illegible]を唱え、或いは[illegible]を[illegible]、門[illegible]に[illegible]、其の[illegible]所に応ず。或は[illegible]を鳴らし、其の[illegible]に[illegible]す。種々にして一ならず。[illegible]の[illegible]を[illegible]む。此れ等の[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]が如し。[illegible]して[illegible]たる[illegible]門前をして[illegible]の一大[illegible]と作さしむ。一たび[illegible]みて已に[illegible]すれば[illegible]其の[illegible]を[illegible]し、家ごとに至って只今の[illegible]と呼ぶ。[illegible]、[illegible]を[illegible]いて去り、又別街に向う。此の如くすること[illegible]、[illegible]の一[illegible]を[illegible]るに、各、[illegible]を[illegible]し、[illegible]に[illegible]を[illegible]にす。[illegible]を[illegible]し、[illegible]に[illegible]し、[illegible]に[illegible]えずと雖も、[illegible]の[illegible]、[illegible]士・[illegible]民の及ぶべからざる所有り。[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible](1)、[illegible]に[illegible]し、[illegible]口に入るの[illegible]に[illegible]つる者の[illegible]に至っては[illegible]ち[illegible]に[illegible]なり。

余が[illegible]天[illegible]の間、既に此の門[illegible]有り。[illegible]十[illegible]及び三五郎と呼ぶ者、[illegible]も名を[illegible]ぐ。然れども其の[illegible]は[illegible]に過ぎず。[illegible]は[illegible]を用い、[illegible]みなるは[illegible]ず。[illegible]る所は[illegible]、[illegible]ぶる所は[illegible]、[illegible]より十分ならず。只[illegible]を以て[illegible]を[illegible](2)に[illegible]り、[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]するのみ。後、[illegible]く[illegible]し、文化、文政の世に[illegible]び、門[illegible]を[illegible]し、日に[illegible]しく月に巧みに[illegible]ら大[illegible]の名[illegible]を学び、動作[illegible]、[illegible]、式に[illegible]い、[illegible]に中り、[illegible]、人の[illegible]を[illegible]するに足る。衣[illegible]多くは[illegible]を用い、其の[illegible]しきは[illegible]、[illegible]、[illegible]、或いは[illegible]、或いは[illegible]、[illegible]に其の[illegible]を[illegible]つ者を[illegible]り、[illegible]、[illegible]の[illegible]をして[illegible]せしむ。人[illegible]り[illegible]は[illegible]と呼ぶ。[illegible]つ所の[illegible]・[illegible]、[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]と呼ぶの類、[illegible]く[illegible]の[illegible]を[illegible]し、[illegible]、[illegible]を[illegible]つの[illegible]有り。[illegible]、[illegible]に[illegible]ける(3)と雖も、恐らくは[illegible]に及ばず。其の他[illegible]する所一として[illegible]ならざるもの無し。

[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]にこれを[illegible]し、[illegible]って[illegible]らず、[illegible]く已に其の[illegible]を[illegible]じ、[illegible]れて日く、[illegible]を[illegible]するか、[illegible]を[illegible]す、[illegible]の[illegible]めて[illegible]と。[illegible]することと[illegible]くの如し。争って[illegible]を[illegible]せんと欲す。[illegible]かに[illegible]、[illegible]の[illegible]ざる所を[illegible]い、[illegible]、[illegible]に米と[illegible]とのみならず、[illegible]かに[illegible]を[illegible]せ、[illegible]れて[illegible]を[illegible]る。[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]て[illegible]まる。近日、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]、其の[illegible]を[illegible]り、[illegible]って門[illegible]を[illegible]じ、[illegible]口に[illegible]するに、門[illegible]の五字を以てす。門[illegible]、[illegible]に[illegible]て[illegible]たり。其の他[illegible]を[illegible]げざる所、多くは[illegible]、[illegible]、[illegible]い[illegible]を[illegible]うすとも、[illegible]る所は[illegible]かに十数[illegible]、自己の[illegible]、[illegible]及び[illegible]の[illegible]に[illegible]するに足らず。[illegible]って[illegible]これを[illegible]さず。五十年前、十[illegible]、三五郎等の[illegible]の[illegible]す所に[illegible]なるを以ての[illegible]なり。

[illegible]し[illegible]、[illegible]等の[illegible]なる時、一日の[illegible]、恐らくは十[illegible]を下らず。然れども其の[illegible]り全くこれを[illegible]むるに非ず。[illegible]、[illegible]有り。[illegible]を[illegible]と[illegible]す。或いは[illegible]と[illegible]し、或いは[illegible]と[illegible]す。日に[illegible]の[illegible]を[illegible]にす。且つ門[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]く[illegible]を一[illegible]に[illegible]し、[illegible]に[illegible]して[illegible]に[illegible]む。上等[illegible]の[illegible]、[illegible]若干。下等の[illegible]又若干。[illegible]。[illegible]これを[illegible]るに非ざれば、[illegible]を[illegible]うすることを[illegible]ず。一年間、[illegible]有り、[illegible]有り、[illegible]有り。[illegible]手を[illegible]ね、[illegible]に[illegible]する時、[illegible]に[illegible]りて[illegible]を[illegible]い[illegible]らざるを[illegible]ず。[illegible]これを[illegible]くと雖も、天[illegible]れ、[illegible]え、[illegible]に[illegible]らざるの日を[illegible]ち、[illegible]く[illegible]及び[illegible]子を[illegible]す。[illegible]に六[illegible]を[illegible]し、一[illegible]に六十[illegible]を[illegible]す(4)。[illegible]以に[illegible]を[illegible]に[illegible]し、[illegible]するも、此の如くならざるを[illegible]ず。[illegible]れむべき[illegible]。

(1) [illegible]
(2) [illegible]のこと。
(3) [illegible]、中[illegible]のこと。
(4) 一[illegible]、一[illegible]は[illegible]に一文。一[illegible]は一〇〇〇文。

職業規制からみた京都の町

小林丈広

町内会の現状

最初に、金換町町内会会則というのを見ていただきます。この町は江戸時代からの古文書を持っている町なのですが、三、四年前に調査に行かせていただいた時に、最近作成されたというこの会則のコピーをいただきました。二〇〇〇年（平成十二）九月にできたということで、町の方によれば、これまで町に規則はなかったそうです〔資料1参照〕。

ざっとみていきますと、第一条は名称、第二条は組織、第三条は目的、第四条は行事です。第五条は事務所を会長宅に置くというのですが、町内会長は持回り制です。しかも、この町内は地蔵盆の道具一式も持回りで、土間にたいへんな量の荷物を保管されていました。町内の荷物を保管すること自体が、たいへんな仕事だと感じました。第六条は役員、第七条は選出方法が書いてあるのですが、だいたいどこの町内でも現在の規則や会則は似たり寄ったりではないかと思います。ただ、先ほどもいいましたように、この町は江戸時代からの古文書を保管し続けているように、その活動は江戸時代までさかのぼりますが、会則のようなものが作成されたのは今回が初めてということでした。

実は、二〇〇〇年に会則を作成したのにはきっかけがありました。それに関連するのが第十三条です。これによれば、①会費は一世帯に付き毎月七〇〇円とし、②アパート・マンションなどについては空室・満室を問わず、その部屋数に町費の半額を乗じた金額を当該建物の所有者又はその管理人に請求し、納付願うものとするが、アパート・マンションの所有者が町内会員である場合は納付の必要はない、などということです。これまでは一戸建ての住宅が多く、一軒あたりだいたい年額八千円くらいで二十軒くらいあれば年二十万円近い金が集まりますので、地蔵盆の費用も出せるし、旅行の補助も出来るという運営をしてきたのだと思いますが、町内にマンションが建ち、そこに学生や単身者が住み出したために、町内会になかなか入ってこない、あるいは入りにくいという方が増えてきました。一方で、古くからの住民の中ではだんだん子どもの数も減り、地蔵盆をやっても盛り上がらない。そこで、マンションの方たちに町内会に入ってもらおうというのが会則をつくった動機です。とりあえずは、マンションのオーナーに会費を請求するという形式をとっていますが、それによって、マンションの住民の中で、子供さんがいて地蔵盆に参

加したいとか、回覧板が回ってこないと予防接種の日がわからないから不便だというような方も、町内会への参加ができるようになりました。つまり、この金換町では、町内にマンションができたのがきっかけで会則が必要になったのですが、それまでは紙に書かれた規則は全くなかったということです。それまではみんな暗黙の了解でやってきたのですが、書いたものが必要になったということだと思います。これは、町内で文書がつくられるきっかけを考える上でたいへん興味深い事例ではないかと思います。

今日、ご紹介をする資料のほとんどは『京都町式目集成』という本に納められています〔注1〕。これは、中世の末期から一八九七年（明治三十）まで約三百年間にわたる京都の町内の規則を集めた本です。その中から面白そうなところをとりあげて見ていただこうと思っています。金換町の例でもわかるように、誰を町内の構成員と考えるか、ということが今でも悩みの種であり、重要な問題となっています。私自身マンションに住んでいます。今年の三月に年に一回の理事会があり、オーナーの総会なんですけれども、町内会費が高いので町内会を抜けてはどうかという意見がでました。町内会に入っていると、地蔵盆や学区の運動会の誘いなどもあり、面倒といえば面倒ですが、子供が小さいときには参加させてあげたいとも思います。また、ゴミ出しや予防接種のお知らせも必要な情報ですが、会費を示されると、マンション全体で年間二十万とか三十万というまとまったお金ですので、町内会を抜けると、監視カメラや光ファイバーの設置など他の費用に回すことが出来るという意見もありました。結局、当面は引き続き加入しておくということになったのですが、よく話を聞いてみますと、町内会の古くからの構成員である地付きの方がどんどん高齢化していまして、町内会長さんのやり手がいないという状況があり、このまま行くとマンションの人たちばかりが役員をやらないといけなくなるのではないかという危惧も出てきているそうです。これまでの慣習だと、七十歳を過ぎたら町内会長など主だった役職をはずれてもらうことになっていたのですが、マンションの居住者のほうが相対的に若く、地元には高齢の方が多くなっているために、このままだと、地元の方に適任者がいなくなってしまうということです。おそらく、どこの町内も同じような問題を抱えていると思います。これまでだったら、地蔵盆も二日間だったのが、数年前から一日になって

いますが、ガレージを貸してくれるところもなくなってきている、という状況です。こういう問題に直面して、暗黙の了解の中で運営してきた町内のしきたりも次第に変化しているのだと思います。

最古の町式目

では、町内の組織はいつごろからあるのか、ということを調べていきますと、史料上残っている町内の規則で一番古いものは、資料№1の②冷泉町という町の古文書です。これは戦前からよく知られていまして、京都大学がこの町の古文書の写しをつくりました。書き写した影写本が残っています。ただし、現在は現物がどこに行ってしまったか不明ということです。その写しをみますと、天正十三年の規則が一番古いものです。一五八五年です。ここでは、その次に古い一五八八年の規則をあげておきました。また、それに続く、下本能寺前町、鶏鉾町、三条衣棚町などの規則もあげておきました。これらによって、町内の規則は、少なくとも今から四百年以上前にはあったことがわかります。

②の規則をみていきます。「一、家うりかい御奉公人ミちの物ゑうり申候ハヽ、卅貫文過銭たるへき事、たゝしすいけう人ゑ相かゝるへき事」とあります。どういうことかというと、この町に誰かが家を持っているが事情があってどこかへ引っ越したい、誰かに売らなければならないというときに、「御奉公人」や「ミちの物」に売ったら罰金を課すと書かれてあります。こういう人たちに売ってはいけないということです。③をみます。これも一五九四年の規則で大変古いものです。「一、武士輩（奉）公人ニ家不可売事」と書いてあります。また、五か条目には、「一、家売買於有之は、拾貫文ニ付而五百文宛町へ可出事 付タリ座頭、猿楽等ニ家売間敷事」と書いてありますが、「座頭」というのは目の見えない方の組織当道座の役人という意味ですが、広く一般に盲人を指すようになります。つまり、盲人や「猿楽」すなわち芸能民には家を売ってはいけないとあります。

そうしてみますと、②冷泉町の最初の項目の「御奉公人」というのも、武士の奉公人のことかと推測されます。また、「ミちの物」というのも、研究者によっては、見知らぬ人という風に解釈する人もいますが、道の者ということで芸能に関わる人だという風に解釈する研究者が多いよ

うです。たまたま残っていた古い規則が、共通して、武士に奉公している人や芸能に関わる人たちに家を売ることを禁止していることがわかります。これは、単に偶然の一致とはいえない、いわば京都の町内の特徴といえるのかもしれません。今日は、このような町内の規則に見られる、特定の職人や商売、身分などを規制する条文を見ていきたいと考えています。こうした項目は、これまで「職商規制」〔注2〕と呼ばれることが多かったので、ここでもそれに従っておきたいと思います。

『京都町式目集成』

この『京都町式目集成』には、七十八の町の規則を掲載しました〔資料2参照〕。私が勤務している京都市歴史資料館には写真帳とか紙焼きと呼ぶ古文書の写真が山ほどあります。一階が展示室になっていて、二階が古文書の写真を自由に見ていただいて自由にコピーがとれるスペースになっている施設ですので、古文書の勉強や研究をしたい人にとってこれほど親切な施設はないといってもいいほど写真帳があります。ただ、残念なことに、専門家以外の方にはあまり知られていません。ここにある写真帳を使って、住んでいる町や村の研究をしたり、本を出されたりしている市民の方もおられるので、もっと利用していただきたいと考えています。そこで、これだけの古文書があるということを知っていただくという意味も込めて、『京都町式目集成』という史料集をつくりました。もともとはくずし字で書かれたものです。そして、どういう風に保管されてきたかというと、古文書を保管してきた箱が残っていますので見てください〔資料2参照〕。これは清和院町のものですが、こういった箱が町内の、今風にいえば町内会長、江戸時代でしたら町年寄、明治の初め頃には町総代などといわれた人々の家を順番にまわっていました。何百年もの間この中に保管されてきたのです。日本の地域社会を考える上で、非常に興味深いものと思われます。大阪でも町式目をまとめた本がつくられていますが、薄い本で、十四の町しか収められていません。戦災などで失われてしまったのではないかと思います。それに比べると、京都は火事や地震などもありましたが、幸いなことに大きな戦災などを免れて、多くの古文書が町内に受け継がれています。そこで、町内の規則という切り口で、歴史資料館で保管している写真帳を見ていくと何がわかるかということを考えて史

料集を作りました。さきほど、冷泉町の規則を見ていただきましたが、他都市の古文書の残り具合などを見ると、京都で一番古い町の規則ということは、日本で最古の町の規則といっていいと思います。

　このように『京都町式目集成』は、町内の古い規則を集めたという点では自信があるのですが、もう少し工夫できればと残念に思っている点もあります。それは、この本に掲載した規則を一番新しいものでも一八九七年（明治三十）までとしたのですが、これが誤解を招くのではないかと心配しています。その一例ですが、横田冬彦さんという江戸時代の研究をされている方が、この史料集を紹介してくださったのですが、その中で、横田さんは、一八九七年を町式目の「終焉」と書かれたのです〔注3〕。しかし、実際には、単に史料集のボリュームの問題で一八九七年を一区切りとしただけで、それ以降もたくさんの町式目が作られています。最初に紹介した金換町の規則も、そのひとつと考えれば、現在も無数にあるといってもいいでしょう。『京都町式目集成』でも、そのあたりのことをもっと強調すべきだったと考えているところです。また、室町や西陣周辺は調査が行き届いているのですが、まだ十分調査が出来ていない地域があるのも事実です。今でも、調査の過程で次々と町式目が見つかっていますので、いずれは『京都町式目集成』の続編か増補版が出来れば良いと考えています。現在は、江戸時代の古文書調査を終えた町に再調査を行って、明治以後の文書を調査するということもしています。その中から新しい事実も見つかっていますので、いずれご報告できるときも来るかと思います。

職商規制の諸相

　では、続きの史料を見ていきます。④は鶏鉾町です。祇園祭に鉾を出す町です。今は町の寄り合いの場所をビルにしていますが、長い間、そこで古文書を保管してきたものと思われます。ここには、「一、武士に家売申間敷事　一、座頭、猿楽、米屋に家売申間敷事　付材木屋之事　付かちやの事」と、座頭、猿楽、米屋、材木屋、鍛冶屋には家を売ってはいけないということが書いてあります。基本は変わりありませんが、地域や時期によって少しずつ違いがあることもわかります。⑥は③と同じ下本能寺前町の元和六年の規則です。前の規則から二十六年経っていますが、そうすると、規則の中味も少し変わっています。

「一、武士之十年より内之引込候家之売買仕ましき事」、武士だった人がそうでなくなってから十年以内の人に家を売ってはいけないという事でしょうか。まだこの時期は大坂の陣が終わった直後で、豊臣方についたために浪人になった武士たちがあちこちにいましたので、京都にも元武士がたくさん紛れ込んでいたのでしょう。そういう人たちを警戒しての文章ではないかと解釈されています。「一、座頭、舞々、あをや、さるかく、算置、石切、屋くわんや、うとん、こひき、あふらや、此衆ニ家之売買仕ましき事　一、出合屋の宿堅仕ましき事」「一、鍛冶に家之儀売申出ましく候事」等と規制する職業の数が増えてきます。

①に六角町の文書をあげていますが、この規則は享保に作られたものといわれていまして、その中に次のような文章があります。「一、米屋、検梗（校）、座頭之類、あをや、猿楽等町内ヲ構申事ハ天文六年酉ノ六月ニ定被置候…」とあるのですが、享保年間に作った人は天文六年にこういう規則があったということを言い伝えか何かで知っていたのでしょう。今は残っていませんが、書いたものが存在していたのかもしれません。そこには、米屋、検校、座頭、青屋、猿楽などには町内に住まわせないということが書かれていたらしい。天文六年は一五三七年です。もしこの規則が残っていれば、冷泉町のものよりずっと古いので、①に掲げておきました。享保年間に六角町の人が式目を作るときに、天文六年にこういうふうに決まっていたので、そのしきたりを大事にしようと書いているのですが、更に次の項目で、「薬鑵屋、似せはくや、鍛冶屋、しめ油屋、門内ぞうりわらんずつり候は右同前ニ候、尤慶安年中之衆中定被置候」と書かれています。つまり、天文六年にこれこれのことが決まっていて、更に付け加えて江戸時代になってから慶安年間にここにかいてあるような薬鑵屋以下の職業は住まわせないようにしよう、というふうに追加して決めたというふうに、項目を分けて書いてあります。㉑も六角町の例ですが、寛文十三年に作られたとされています。六角町の町式目は何通りも残っていまして、それを順番にみていきますと寛文年間の町式目にはこう書いています。

「一、米屋　一、けんきやう并さとうの類　一、せつたや　一、門之内ニわら草さうりわらんす置事　一、あをや 紫屋 すおうや はくろや 付猿楽　一、ふどんや　一、やくわん屋　一、かぢや　一、にせばくや　一、あふらや　一、

ねり物や　一、かうし屋」とありまして、天文年間よりずっと数が増えています。これも、慶安年間に禁止する職業が増えたことを裏付ける史料と見ることができます。ところが、寛文年間にはごちゃごちゃに書いてあったのを、享保年間には昔の規則と新しい規則を区別して書いてあります。何か享保年間にあったのでしょうか。もう一度、きちんと整理してみようと、何かそうしたことを思い立つ出来事があったのではないかと思います。この六角町の町式目は『京都の部落史』第四巻（三〇頁）にも掲載されています。このような職商規制は、町の人々の身分や職業に対する意識を示す史料ですし、芸能民や盲人の例にも見られるように、差別意識とも連続していますので、『京都の部落史』でも積極的に取り上げていますので、こちらも参考にしていただきたいと思います。

⑧は菊屋町の式目です。この町にもいろんな時代の町式目が何通りも残っており、大変興味深いものがあります。「一、吉利支丹宗旨之者ニ一夜之宿も仕間敷事」とありますが、キリシタンの禁止をわざわざ書いている例は珍しく、あるいは何かこれに関連する事件があったのかもしれません。「一、牢人たる衆ニ一夜も仕間敷事」「一、出合屋、人置、何も若キ衆之宿仕間敷事」などは、これまでも登場しました。「一、油屋え家売間敷事　但うす本堅きんせい、にない請売不苦事」、これは油を作る商売は禁止ですが、売るだけであれば良いということです。「一、かミゆいニ家売申間敷事　但借屋ハ不苦敷候」、これは今でいう床屋ですが、家を売ってはいけないが貸すのであれば良いということです。京都の町では、町の出入り口を床屋に貸している例が数多くありました。町の様々な用事を頼むために、町が所有する家屋敷を床屋に貸すことが多かったのです。したがって、町の人々は床屋に対して、身分差別に近い意識もあって、家を売ることは禁止したのだと思います。次に、「一、番屋上リニ家売申間敷事」とありますが、「番屋」というのも、町のいろんな雑用を引き受ける番人のことで、これに対してはかなりはっきりとした身分差別がありました。そこで、「番屋上リ」すなわち元番人だった人に家を売ることも禁止したのでしょう。

⑫の足袋屋町文書も『京都の部落史』第四巻（二九頁）に掲載されています。「一、御法度之吉利支丹ころひ人」「一、御法度牢人」「一、けんきよう并もうもく」「一、あお屋」「一、ゑた」「一、傾城屋引こ見」など、他町で

も見ることができた身分や職業が多く見られます。「傾城屋引こ見」というのは、以前、売春宿のような仕事をしていた人という意味でしょう。「一、せうむじ」は芸能民です。ここで初めて「ゑた」という被差別身分が明記されているのですが、キリシタンがわざわざ書かれることが少ないのと同じで、こういう風に被差別身分を明記してある例はむしろ少ないようです。書くまでもない、暗黙の了解のひとつだったともいえるでしょう。したがって、こうした古文書を見る場合には、書かれていることがすべてではないということに気をつけておく必要があります。ただ、この本のようにたくさんの史料を集めることで、ある町で書かれていないことも、他の町から推測できるという事柄が浮かび上がってくるのではないかと思います。

⑬は中立売町です。これはこれまでとは異なる少し変った記述がなされています。「一、当町糸商呉服之外一切家職被成間敷事」、この町は糸屋や呉服屋以外は禁止する、という今までとは逆のパターンです。ただ、これまで別の商売をしてきた家は認めるというのですが、それでも表向きは呉服屋をしてほしいということでしょうか。

⑮の塩屋町では、「一、ゆや　風呂屋　一、かちや　やくハん屋　一、あをや」とあります、「あをや」（青屋）の規制もたいへん目に付きます。㉑の六角町には、「あをや、紫屋、すおうや」と出てきますが、これは全部染物関係の職人や商売人です。

このように見ていくと、職商規制の対象となっている身分や職業を、いくつかの種類に分類できることがわかります。ある程度の傾向があるということです。⑰の長刀鉾町を例に取ると、「一、あをや　一、むらさきや」、これは染物屋です。「一、かちや　一、やくわんや」、こういう金物を作るような職業も頻繁に出てきます。これは火を使うからか、音がうるさいからではないかと考えられています。「一、湯や　一、風呂屋」、人の出入りが多いからという説があります。「一、とりうり」、これは古道具屋、古着屋のようなものです。江戸時代のことですので、自分が使ったものを誰かに売るというのはごく一般的なことです。この古道具屋が規制されていることが多いのは、盗品が扱われたりするからではないかという見方もあります。ほかに、売春、人身売買、油屋など、順番に見ていくときりがありませんが、前述の横田さんは、これらを〈武士・武士奉公人・牢人・役人衆〉〈手工業関係職種〉〈米・材

木関係〉〈道具屋関係〉〈湯屋・風呂屋・遊女関係〉〈食事関係〉〈芸能〉〈その他〉という風に分けられています。興味のある方は、ぜひ『京都町式目集成』を参考にしていただきたいと思います。

また、横田さんは、二条西洞院町の規則を見比べて、「青屋」という名称が時代とともに「藍染屋」に変化することを指摘されています。資料では㉔、㉝、㉟などを比較して見てください。これは、すべての町で同時に起こったことではありませんが、職業に対する呼称の変化を見ていくための手がかりとしても、町式目が大きな手がかりになることを示していると思います。染物屋が忌避される理由としては、臭いを理由とする意見が有力ですが、横田さんは汚水を理由にされています。また、呼称の変化は、染色業の分化・展開を理由としていますが、私は「青屋」という中世的な呼称から、「藍染屋」という近世から近代へとつながる職業の名称に変わることで、染物屋自体に対する意識も変化したのではないかと推測しています。今回は詳しく述べることはできませんが、古くは「青屋」は被差別身分が携わるものとして、身分差別意識があったと思われますが、一般の町人が染物業に進出するに従って、身分差別意識は徐々に薄らいでいきました。ただ、町の人々の中には、そうした意識が残っていたために、京都の町の規制にはしばしば登場するのだと思います。ただ、その際には、忌避する理由として、かつての身分差別意識よりも、臭いだとか汚水など実害をあげる傾向が強まったのではないかと思われます。また、地域によっては染物屋が集住するところも出てくるというように、こうした意識の変化は、地域差としても現れたのではないかと思われます。

この例のように、職商規制については、一堂に集めることで見えてきたものもありますし、読み込んでいくことでさらにいろいろな発見があることと思います。

〔以下、講演では多くの町の事例を挙げたが、ここでは『京都町式目集成』を実際に手に取っていただき、いろいろと想像を広げながら考えていただきたいので、省略する〕

最後に、町式目は明治になってどうなるかということですが、職商規制についてはあまり見られなくなります。たとえば、㊸の亀屋町の事例は、一八七〇年のもので、「解放令」の前年ですので、この時は江戸時代とまったく変わらない感覚で職業を列記しています。こういう列挙型の町

式目は、「解放令」が出された一八七一年以降の町式目では見つかっていません。町式目から見ても、「解放令」が出された意義はたいへん大きかったといえると思います。しかし、それ以後に作成された㊹の妙蓮寺前町の事例では、「第二〇条　同上ニ附町内ノ者ト同業ニシテ忽チ困難ヲ生スルト認ムル者へ貸コトヲ得ス」と書かれています。一つの町に米屋が一軒あったら、もう米屋には家を貸さないというようなことです。商売が重なってしまうと共倒れになるのでやめようということではないかと思います。こういう条文は明治になってからもいくつか見られるようですが、それでは実際には、職商規制はなくなったのでしょうか。文書に書かれていることが、職商規制のすべてでないことは、キリシタンや「穢多」身分のことを書いている町式目がもともと少なかったことからもうかがえます。暗黙の了解の中で、何がどのように排除されていたのか、それも近代の町の文書をもっと収集すれば、もう少しわかってくるのではないかと考えています。関連する文書も少しずつ見つかってきていますので、あらためてご報告をしたいと思います。

〔注１〕『叢書京都の史料３　京都町式目集成』京都市歴史資料館、一九九九年。

〔注２〕秋山国三『公同沿革史』元京都市公同組合連合会事務所、一九四四年、二五〇頁。

〔注３〕横田冬彦「京都町式目についての断章」『京都市歴史資料館紀要』第十七号、二〇〇〇年、七六頁。

資料１

平成12年9月成案
平成13年3月総会議決
平成16年3月総会議決

金換町町内会会則

（名　称）
第１条　本会は金換町々内会と称す。

（組　織）
第２条　①本会は金換町内に在住する人達を以って組織する。
②当町内にて事業を営む人達及び協力者を以って賛助会員とすることが出来る。
③本会の運営上、町内を４組に分けて隣組を組織する。
④本会の協賛組織として青年部を設ける。またその活動に対し資金援助を与える事が出来る。

（目　的）
第３条　本会は町内の親睦と発展を計るを以って目的とする。

（行　事）
第４条　本会は当町内の伝統と慣習に基き次の行事を毎年行う。
○ 地 蔵 祭（８月）　○レクリエーション（時期を定めず）　○ お火焚祭（１１月）

（事務所）
第５条　本会の事務所を会長宅に置く。

（役　員）
第６条　本会に下記役員を置く。
会　長　１名　副会長　２名　会　計　１名
隣組長　４名　委　員　４名　会計監査　会長・副会長兼務

（役員の選出）
第７条　会長、副会長、会計など三役は毎年各隣組毎に持ち回りとし、その人選は当該隣組内にて行う。
隣組長・委員の選出についても、毎年当該隣組構成員による互選とする。

（役員の職務）
第８条　①会長はこの会を代表して会務を司る。
②会長は梅逕自治連合会に所属して、理事の一人としてまた市政協力委員として、町を代表して市政及び学区内行事に参与する事とする。
③副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之を代理する。
④会計は本会の財産を管理し、各隣組長を通じ会費の徴収其の他会計に関す一切の事務を掌る。
⑤各隣組長は当該隣組構成員に対し、町費の徴収、各種連絡事項の書類の配布・回覧、各種行事への参加など町三役を補佐・協力してこれを行う。
⑥各委員は必要に応じ町三役及び隣組長を補佐する。

（任　期）
第９条　役員の任期は毎年４月１日より翌年３月３１日迄の１年とする。
補欠選任された役員の任期は前任者の在任期間とする。

（役員会）
第10条　会長は必要に応じ役員会を開く事が出来る。

（総　会）
第11条　①総会は原則として年１回毎年３月におこなう。
②議事を進行し議決するのに必要な最小限の構成員数は町内在住総所帯数の１/２の出席者を以って有効とする。但し、委任状を以って出席者とみなす。
③議事の議決については、出席者の過半数を必要とする。ただし，可否が同数の場合は議長が決める。

（経　費）
第12条　本会の経費は会費、寄付金及び其の他の収入によって賄う。

（会　費）
第13条　①前条の会費は一世帯に付き毎月７００円とし、各隣組組長を通じて会計役に毎月納付するものとする。但し数か月分又は年額を前納する事を妨げない。
②アパート・マンションなどについては、空室・満室を問わず、その部屋数に町費の半額（月額当り￥３５０）を乗じた金額を当該建物の所有者又はその管理人に請求し、納付願うものとする。なお、前項①と同様数か月分又は年額を前納頂く事を妨げない。但しアパート・マンションの所有者が町内会員である場合は納付の必要はない。
③ガレージに関しては一世帯分として、町費を請求するものとする。但し、前項②と同様、所有者が町内会員である場合は、納付の必要はない。
④アパート・マンションの居住者で町内会行事への参加を希望する者は、月額３５０円を拠出することにより可能とする。

（会計年度）
第14条　本会の会計年度は毎年４月１日に始り翌年３月３１日に終る。
決算報告は総会で会計役よりこれを行う。

（その他）
第15条　①お火焚祭及び地蔵祭に使用する用具の平素の保管については、原則として当分の間毎年当該三役がその保管の責に当る。但し地震、火災等においてこれら用具が消滅した場合は免責とする。
②この規約に定めない事項は役員会にはかり別に定める。

以上

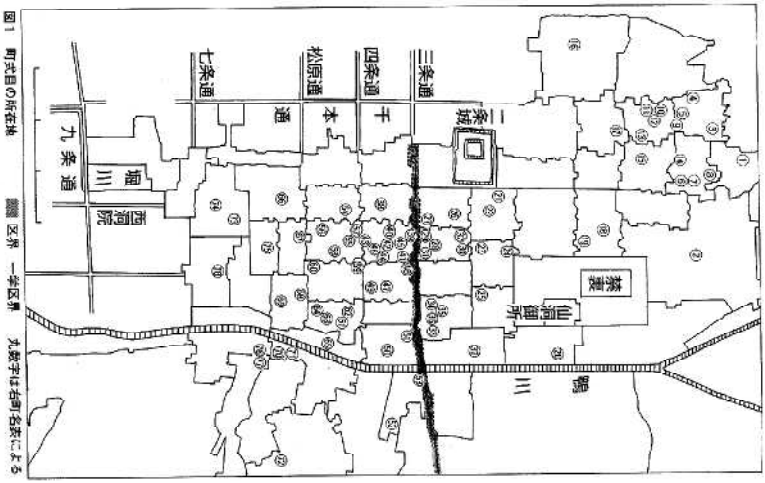

図1 町式目の所在地　　区界　一学区界　丸数字は右町名表による

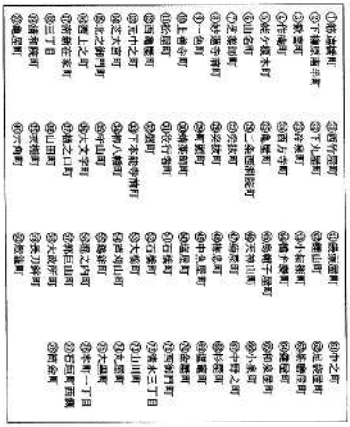

下本能寺前町　定（史料58）

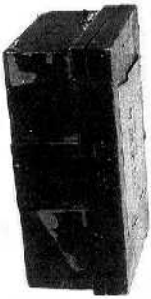

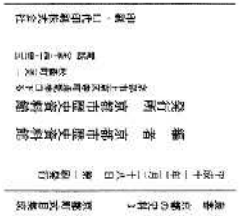

町式目などを保管した町宿　清和院町蔵

資料２

① 六角町

一、米屋、検校（マヽ）、座頭之類、あそや、猿楽等町内ヲ構申事ハ、天文六年酉ノ六月ニ定被置候、今年迄百八拾七年相守来リ候得ハ、此已後も可相守事ニ候、尤百生事故用来リ候

一、薬種屋、似せくや、鍛冶屋、しめ油屋、門内ヲうりわらんすつり候ハ古同前ニ候

右慶安年中之頃申定被置候

一、前々ハ当町本戸之内病人ハ格別、六十以下之衆中寄集又ハ扶頭巾衣座衆来所、近年其例絶リニ成、其上衆中先伊達ニ長頭巾被等遣座候之候、向後ハ住吉例ニ相改之候、且ハ町中行義宜敷為ニ古法ヲ書付候事

（1723）享保8年

② 冷泉町

中京区御池通烏丸西入ル所に所在する両側町。上古は元下一条通寄に所属した。本書では、同町の旧家に伝わる文書（古証書類）のうち元目録二冊、証判文書から二通（史料34、史料35）、状一点（史料33）は現在所在不明のため、京都大学総合博物館所蔵影写本から収録した。詳しくは、「京都市歴史資料文書」全六巻（思文閣出版）参照。

天正十六年三月吉日

一、家うりかい定之事

一、家うりかい御奉公人ミちの他あうり申候ハヽ、并質文通銭たるへき事、たゝしすいけう人ゟ相かゝるへき事

町人へ家うり申候ハヽ、

一、町衆として町心之上ハ、家うりぬしより住吉大出申へき事

一、かり家之物あるにおいては、銘しゆく老衆へ、安内申、御かてんニおいては、二百文の御増出申へき事

（後略）

（1588）天正16年

③ 下本能寺前町

中京区寺町通御池下ルに所在する両側町で、下古京二区組の新町で開成される太閤助二十八町組に所属した。本書がこの地に移転してきたのが天正二十年前後と考えられるので、当町の成立もそれ以後と推測される。

町内の文書は古田氏旧蔵文書として京都市立歴史資料館所蔵されてきたが、現在は当館の所蔵に帰している。本書ではそのうち、巻子三点、式目帳四冊から必要部分を抜録した。

定条々之事

一、武士壱人ニ家不可売事

一、各談合之事、一人として急儀申ゆふる事可為停止事

一、路地多分ニ可被付事

一、借屋之事、住広請人無之ハ不可借事

一、家売買於有之ハ、拾貫文ニ付而五百文宛町へ可出事

付タリ座頭、猿楽等ニ家売買事

一、町衆陰口論いさかひの事、町中として令異見相調可申事、為過銭自双方百文ツヽ出し可被申事

（1594）文禄3年

④ 錦小路

下京区錦小路通烏丸西入ル所に所在する両側町。祇園会の鉾町は応仁の乱以前から存在し、同町名は山鉾名に由来するが、「錦馬場ニ町一二馬ノ丁町」などとも記された。下京京伸十町組の組町のひとつである。同町の文書は当館に寄託されており、本書では文禄期以降の定法度を収めた巻子一点と明治以後の町則一点（冊子）を収録した。

101.【定法度】 文禄五年七月～慶安元年八月

定法度

一、毎月六日ニ御汁可有之事

一、町中之儀ニ付而、座頭盛頭任意衆事

一、諸事談合之時、年寄衆多分可然之とのかた、各可相付之事

一、於会所談合之間不能出、以来何かと申候とも多分ニ有間敷事

一、借屋造作無之借候ハヽ、代壱百文、町中へ御出可被成候事、但家主内に居候て借候ハヽ、代百文御出し可被成候事

一、門等は十分一可被出事

一、五十に家売日居被事

一、座頭、猿楽、衆屋に家売申間敷事

付、五十に満ぬ付からの事

一、町人に家借候共、御町之衆内借請人相立、其上にて借可申事、同町中二證人可被立事

（1596）文禄4年

成勝寺区

⑤ 衣棚町（二条衣棚町）

一、武士、けんきようにまうる事、一切停止すへき事

付、借屋之儀、借三ヶ月へかは見せとして弐十匁可被出候事

右所定如件

慶長十年十月二日

（1605）慶長10年

⑥ 下本能寺前町

59【定町中之法度】 元和六年九月

定町中之法度

一、武士五十年より内之町人迄猿楽之衆買仕ましき事

一、座頭、舞々、あるや、さるかく、笛筆、石切、屋てわん、うとん、こひき、あふらや、此衆ニ家之売買仕ましき事

一、出会屋の宿致出ましき事

一、自然町人中事候て、目安上使候ハヽ、十人組町中共ニ談合可有候、若おんミつにて被上候ハヽ、十人組をはつし可申事

一、武士之衆へ一夜泊かし候共、両談宅へとゝけかし可申事

一、家之売買之時ハ、売銭ハ町人、買銭ハ他町にてとり可被申事

一、家をしきかし物にて銀子借用有之候ハヽ、弐人一組談合被申候て、かり可被申候事

一、喧嘩に家之儀所出ましく候事

右之旨、於違背之輩ハ、於当座一人組をはつし可申候、但為後日堅相定状如件

元和六年申

九月五日

（1620）元和6年

NO1

⑭ 両竹屋町

一、武士之御奉公人衆え宿借シ申候ハヽ、御公儀様御切手なくては借申間敷候、若親類之内歟か成人か能ク様子存たる御方ならハ、組中理リ相談之上ニ而ハ借成請人口入之加判にて借シ可申候、御町衆御合点なくてハ借シ申間敷候事

明暦2年(1656)

⑮ 塩屋町

一、ゆや　風呂屋
一、かちや　やくハん屋
一、あをや
一、とり売
一、さうめんや
一、石切
一、すきかミや
右相定申候商売之仁ニハ、家之売買仕間敷事
但借屋も右之商売ニハかし申間敷候

明暦2年(1656)

⑯ 清和院町

一、米屋、酒屋、さし物屋、紺屋、餅屋、糀や、ねり物屋、裏龍屋、又ハ食物之類、其外何にても見苦敷職商買仕人ニ家かわせ申間敷候、借や同前

万治2年(1659)

⑰ 長刀鉾町

寛文三年
式　目
六月吉日
定
一、あをや
一、むらさきや
一、かちや
一、やくわんや
一、湯や
一、風呂屋
一、屏持
一、とりうり
一、すあい
一、人宿
一、人おき
一、打はくや
一、うすもと油屋
一、問屋
一、検校
右置屋之分ニ家借成ましき事
一、隣町え家屋売申間鋪事
一、隣町え海道付間敷事

(以下)

寛文3年(1663)

⑱ 足袋屋町

一、家売買之覚
一、御法度之吉利支丹ころび人
一、御法度之牢人
一、後家
一、けんきよう并もうもく
一、あをや
一、あた
一、傾城屋引込
一、せうむし
一、風呂屋、遊屋、泊屋
右之条々吟味仕肝煎町中へ可披露申也

寛文5年(1665)

⑲ 塩屋町

一、ゆや　風呂屋
一、かぢや　やくハんや
一、あおや
一、取売
一、さうめんや
一、石切
一、すきかミや
右之商売之仁ニハ家之売買不仕、借屋ニもかし申間敷候

寛文9年(1669)

⑳ 亀屋町

家屋舗売申法度之事
一、やくわん屋
一、車屋
一、あをや
但右之外ニ石やニ売買致し可申候分
右家屋敷売可申候時、壱町立合かまいなきものを吟味仕売可申候、少も出入有之者ハ可為無用候
(後略)

寛文10年(1670)

㉑ 六角町

御町之法度
一、米屋　但前より之家主自然米など売れ候ハヽ不及是非候
一、けんきやう并ざとうの類　一、せつたや
一、門之内ニわら等さうりわらんす置事
一、あをや　紫屋　すおうや　はくろや　猿楽 何
一、ふどんや
一、やくわん屋　一、かぢや
一、にせばくや　一、あぶらや　但内ニ而しめ申油屋也
一、ねり物や　一、かうし屋
右之衆、当町へ家かい候て参候事一切停止之事、借屋ハ猶以停止之事、以上

寛文13年(1673)

NO.3

NO.4

㉒ 一色町

延宝4年(1676)

町家[illegible]之事

一、牢人衆

一、やく人衆

一、[illegible]衆

一、ふる[illegible]屋

一、か[illegible]へわん

一、石屋

一、あぶらや

一、[illegible]

一、[illegible]

右之衆中ニ[illegible]

㉓ [illegible]町

延宝6年(1678)

町式目

一、牢人	一、[illegible]	一、しやうもんし
一、[illegible]	一、人[illegible]	一、[illegible]
一、[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]
一、[illegible]	一、[illegible]	一、材木屋
一、[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]
一、人[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]
一、[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]
		一、米屋

右之[illegible]、延宝六年五月廿八日ニ[illegible]

[illegible]

(後略)

㉔ 二条[illegible]町

貞享5年(1688)

当町家売買仕間敷者之事

一、武士[illegible]牢人

一、[illegible]　　一、[illegible]やくしや[illegible]

一、[illegible]　　一、[illegible]

一、万[illegible]　　一、[illegible]米屋

一、町人之[illegible]

一、[illegible]、其[illegible]

役人[illegible]

一、[illegible]　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞享五年辰正月十日　　年寄　[illegible](印)

二条[illegible]町

[illegible](印)　　[illegible](印)

㉕ [illegible]町

元禄9年(1696)

51 [町内之法度書] 元禄九年

(表紙)
「町 元 禄 九 年

町 [illegible] 帳

子 □ □ □ □」

(前略)

町内之法度書

一、[illegible]	一、[illegible]	一、武士之[illegible]
一、[illegible]	一、[illegible]	一、やくわん屋
一、[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]
一、米屋	一、[illegible]	一、[illegible]
一、[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]

以上

右[illegible]

[illegible]

[illegible]

一、町中[illegible]

一、[illegible]

㉖ [illegible]町

元禄10年(1697)

52 [式目] 元禄十年十二月

(表紙)
「元禄[illegible]十二月[illegible]

当 町 之 式 目

[illegible]町」

式目

一、年寄　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、米屋

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、[illegible]

一、町内[illegible]

(27) 西上之町

一、出家、山伏、あおや、茶屋、湯屋、風呂屋、武士之牢人等ニ売買なし
一、家売申前日ニ年寄五人組立合境目改置、後日ニ境目買主え相渡し可申事
一、出家、山伏、家守ニ取申間敷事

宝永2年(1705)

(28) 下本能寺前町

一、為出家仁ニ家かわせ申事、堅法度之事
　　宿老御公儀町役之事
一、年頭ハ朔銭寄役并番銭町汁此趣宿老へ懸申間敷候、其外自分之出銀ハ町并可仕事
一、惣領烏帽子官頭、様代として町中へ銀拾匁可出事
一、実子涂目事、町へ出銀ハ銀五両可出事
一、次男居所之祝義ニハ銀弐枚、烏帽子官頭拾匁出可申事
一、養子入むこ町へ出銀ハ銀弐枚、并ニ烏帽子官頭銀拾匁可出申事
一、家持借屋共ニ商売ニ付あらひ申へき事、石屋、あをや、しちや、ひものや、かちや、やくわんや、右之分堅可為法度事

宝永7年(1710)

(29) 衣棚町（三条衣棚町）

一、家買来候仁に不限借屋以下迄売置所之人品停止之事
　　米屋　　問屋　　出家　　揆校
　　油屋　　唐薄屋　　諸立職人
　　風呂屋　　氏性悪人　　鋳物屋
　　酒屋　　手代人（但家買取ル人也）　　紅屋

(中略)

一、衣買之諸出家ニ一夜たりと云共宿かし申間敷候、町屋ニ出家之宿仕事不可然義ニ候故、町中寄合相談仕、急度相定候事

正徳4年(1714)

(30) 柳八幡町

一、借屋かし申候は、其談合無抜以前ニ年寄方え家主ゟ断可申事
　　借屋借シ申間敷事
一、藍染屋　一、湯屋　一、風呂屋
一、薬鑵屋　一、鍛冶屋　一、木地屋
一、(ママ)薄屋　一、竹屋　一、なめし皮ふすへや
一、炭米屋　一、油しめ屋　一、材木屋
一、桶屋　一、飛脚屋　一、鋳物師
一、合羽屋　一、打綿屋　一、馬涯
一、道具夜市道具の会間取売
右之外ニも人之きらひ申難商人、又ハ火之用心悪敷家業人ニハ借し申間鋪事、并家為買申事も右ニ同前之定也

享保元年(1716)

(31) 糯頭屋町

一、商売之事
　　問屋　両替　質屋　米屋　酒屋
右之外、町不相応之商売人ニ家求させ不申、尤借屋ニ而も古来ゟ無用之事

享保4年(1719)

(32) 蛸薬師町

一、家売買之事
売主ゟ年寄方え案内有之候へハ聞届、売家之言発え知せ無異之候得は他所え計而候定也、古来ゟ三軒役以上ハ持せ不申候定メなり、他所より求候人ハ其人柄并筋目を能聞届ケ買せ候事、勿論絹布商売之外ハ古来より売買無之候、直段之儀は町内之先格を見合、肝煎申候事埒明候得に、買主より廿分一、年寄方え一軒役之家売れ候時は銀三匁、二軒役ニハ弐両、三軒役ニハ烏目壱貫文、吹挙人え壱軒役ニ三匁、二軒役ニ六匁、三軒役ニ九匁、用人え壱軒役ニ百文、二軒役ニ弐百文、三軒役ニ三百文受納可致事、可代えも年寄同事ニ礼銀可遣事
右之段は此度被仰付候御条目之通也弥堅可相守事ニ候、此外只今迄致来候、町振廻并門番謝料願見世銀等悉く向後相止候事

享保8年(1723)

No.5

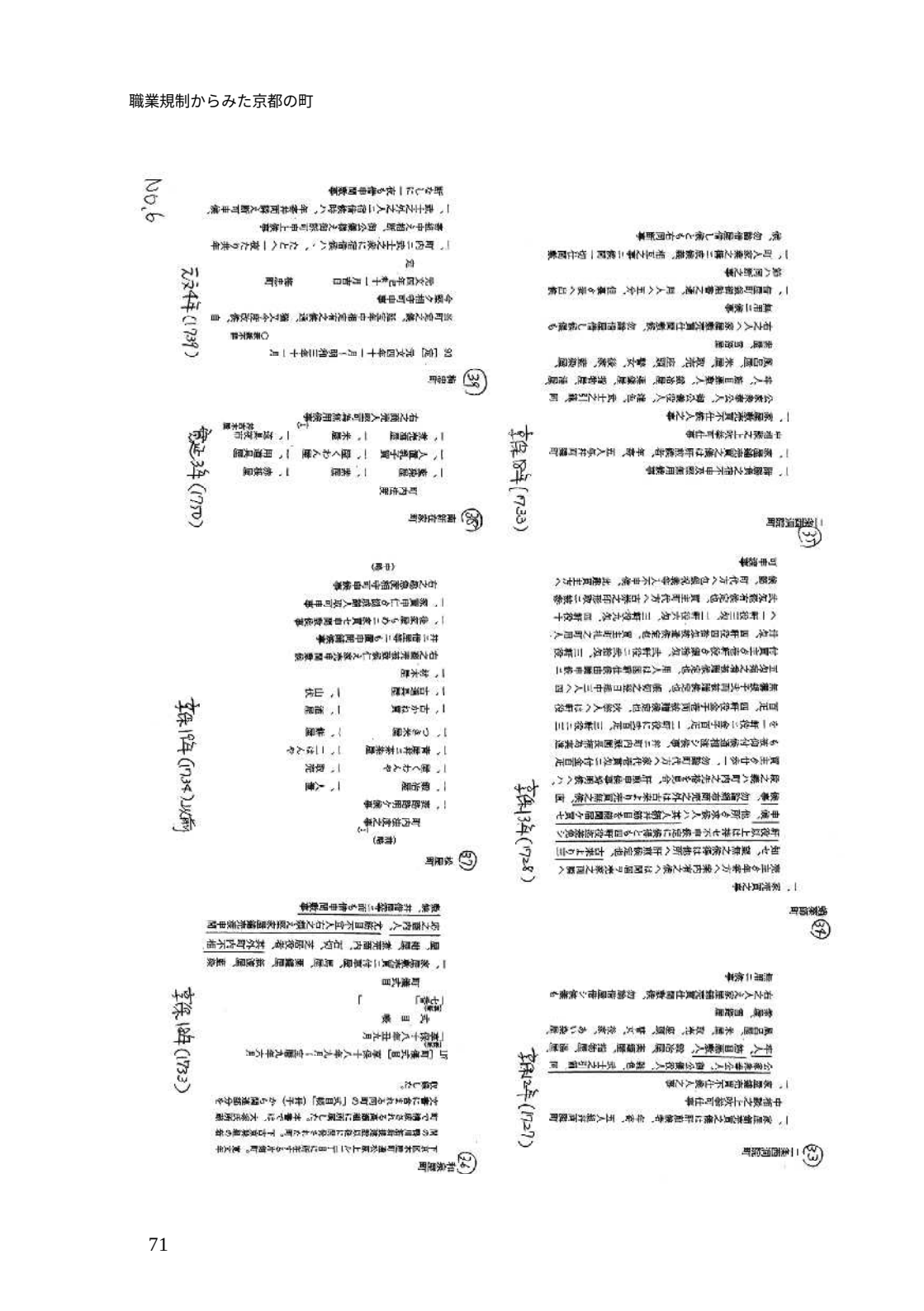

(58)

鍛冶山町

天保弐年卯改

定

一、当町家買得ニ付、御法度之切死丹并武士之浪人、座
頭瞽頭、猿楽、紫染屋、藍染屋、桶屋、薬種屋、鍛
治屋、打箔屋、油之泊(前欠)本馬遣、浴屋、髪結、右之業体
皆除キ可申事

一、他町より当町内え裏道付申間敷事

一、当町之屋舗地尻、他町へ売渡申間敷事

一、従御公儀様被仰渡候通無切手武士一夜之宿をも致申
間敷候事

天保2年(1831)

(59)

北之御門町

21 [可備控] 天保十四年二月

「
町儀控
」

家屋敷売買之定

一、帯刀人　米屋　酒屋
鍛冶屋　染物屋　桶屋

右之通、其外町並ニ不相応成商売人は堅く可為無用事、
但借屋も可為同前也

天保14年(1843)

(60)

下本能寺前町

一、町中商売無用之事

一、青物屋	一、うどんノ粉屋
一、やくわん屋	一、かぢ屋
一、あを屋	一、馬屋
一、米屋	一、出合屋
一、風呂屋	一、湯屋
一、ふすへ革屋	一、さし物屋
一、むらさき屋	一、おけ屋
	一、ふいご有之商売

(後略)

天保年間

(61)

町内商売無用之事

一、青物屋	一、うどん粉屋	一、やくわん屋
一、鍛冶屋	一、あを屋	一、馬屋
一、米屋	一、出合屋	一、風呂屋
一、湯屋	一、ふすへ革屋	一、さし物屋
一、おけ屋	一、むらさき屋	一、ふいご有商売

(後略)

弘化年間

(62)

突抜町

定

同居之儀町中法度之事ニ候

右之通堅相守可申事

米屋
かじ屋
桶屋
かさ屋
材木屋

安政4年(1857)

(63)

亀屋町

一、売家有之節は、町中致寄会差支無之候ハヽ、其上ニ
而相談定可申候事

一、家屋鋪売渡申間敷家業

出家	武士浪人	すあい取売
人置	材木屋	竹屋
桶屋	米屋	鍛冶屋
紫屋	紺屋	料理屋
薬鑵屋	古金屋	馬借
風呂屋	石屋	革商売

右之家業体へは買得無用ニ候、并家持之内同職同商売
之仁ニ而有之候ハヽ、差支之有無聞糺可致相談事

明治3年(1870)

(64)

妙蓮寺前町

第廿条　同上ニ附町内ノ者ト同業ニシテ忽テ困難ヲ生ス
ルト認ムル者へ貸コトヲ得ス
但同業ト雖モ所ケ商古物商又ハ差閊ナキ営業ハ此限
リニアラス

（中略）

第六章

第三十条　来住者町内ニ同業者アルヲ知リテ他ノ営業ト
偽リ居住ノ上差閊トナルヲ不厭其業ヲ営ミ、又ハ近隣
ノ妨害ト相成、種々ノ苦情ヲ醸シ、或ハ衛生上有害ト
認ムル所行ヲ起シ、再度注意ニ及フト雖モ、其意ニ応
セサル者アルトキハ其家主ヨリ速ニ家明ケヲ申付ル者
トス

明治23年(1890)

No.7

京野菜作りを支えた在日朝鮮人

高野昭雄

はじめに

私はこれまで、京都部落問題研究資料センターの資料を使わせていただき、昭和戦前期に被差別部落に流入していた朝鮮人の状況について研究してきました。今日は、被差別部落と直接関係はないのですが、「京野菜作りを支えた在日朝鮮人」ということでお話させていただきます。

上賀茂という場所は京都の北の方にあるわけですが、この上賀茂に、戦前期、数多くの朝鮮人が住んでおりました。ここの京野菜といいますと、すぐきという漬物が有名ですが、村の農家みんながすぐきで生活しているといっても過言ではない状況が戦前期にありました。そのすぐきを作るにあたりまして、在日朝鮮人がその肥料であります屎尿を運んでいたということをお話しさせていただきたいと思います。なお、すぐきについては、京都大学農学部の大石和男先生に多くを教えていただいております。

すぐきは、非常に魅力的な野菜です。現在でも、すぐきの漬物は上賀茂でしか作られていません。例えば大安とか西利とか大手メーカーも、すぐきを販売していますが、上賀茂の農家に委託して漬けてもらい、それを販売するという形をとっています。大手メーカーは、千枚漬などでしたら自社で漬けているのですが、すぐきに関しては自分のところでは漬けていないのです。

まず表1を見ていただけたらと思います。戦前期、一九三五年（昭和一〇）になりますが、朝鮮人人口率の高い学区を順番に並べたものです。学区が、京都市全体で一〇一学区あったのですが、四番目に朝鮮人の人口率が高いところとして上賀茂が出ています。意外な感じがします。現在京都で在日朝鮮人が最も多いのは九番目にあがっている陶化学区です。東九条といわれていますが非常に朝鮮人が多

表1　朝鮮人人口率の高い学区（1935年）

（単位：人）

	学区名	朝鮮人人口 (a)	総人口 (b)	朝鮮人人口率 (a)/(b)
1	吉祥院	1,251	6,557	19.08%
2	楽　只	614	4,020	15.27%
3	竹　田	833	5,818	14.32%
4	上賀茂	896	7,631	11.74%
5	梅　津	386	3,335	11.57%
6	下鳥羽	186	1,626	11.44%
7	西京極	448	5,304	8.45%
8	上鳥羽	445	5,522	8.06%
9	陶　化	2,050	25,567	8.02%
10	修学院	831	10,480	7.93%
京都市合計		31,143	1,078,306	2.89%

出典：京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』1937年、人口の調査時は1935年。
京都市臨時国勢調査部『昭和10年国勢調査京都市結果概況』1936年、調査時は1935年。
注　：京都御所・陸軍部隊など特別調査区の人口は除く。

い地域です。戦前、上賀茂はこの陶化学区よりも朝鮮人人口率が高かったということで意外に思いました。なぜかというと、上賀茂地区は現在朝鮮人が多くて朝鮮料理店が数多くあるというような場所ではありません。それで上賀茂地区に興味を持ちました。ちなみに、表2が示すように、朝鮮人人口数では、上賀茂は京都市で八番目に多い学区となっていました。

朝鮮人人口率が最も高かった京都市南西部の吉祥院につきましては、『在日朝鮮人史研究』第三五号に論文をすでに発表させていただいております。今日お話させていただく上賀茂は、図1の一番北にあたります。戦前期、朝鮮人人口率の高い学区といいますのは図1を見てもわかりますように、市の郊外に分布しています。街中は地価も高いですし、昔から被差別部落とか朝鮮人は、いわゆる「洛中」から排除されていたということがありました。地図中、太線の外側は一九三一年（昭和六）に京都市に編入された地域です。それまでは村でした。こういった郊外に多くの朝鮮人が居住していました。土地の値段も安いですし、河川敷にバラックを作るなどして住んでいたと言われています。

表2　朝鮮人人口数の多い学区（1935年）

（単位：人）

	学区名	朝鮮人人口 (a)	総人口 (b)	朝鮮人人口率 (a)/(b)
1	朱雀	5,090	86,058	5.91%
2	陶化	2,050	25,567	8.02%
3	養正	1,741	25,001	6.96%
4	吉祥院	1,251	6,557	19.08%
5	西院	1,247	16,714	7.46%
6	深草	1,182	30,356	3.89%
7	七条	945	19,055	4.96%
8	上賀茂	896	7,631	11.74%
9	待鳳	863	46,667	1.85%
10	竹田	833	5,818	14.32%
京都市合計		31,143	1,078,306	2.89%

出典：京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』1937年、人口の調査時は1935年。
京都市臨時国勢調査部『昭和10年国勢調査京都市結果概況』1936年、調査時は1935年。
注　：京都御所・陸軍部隊など特別調査区の人口は除く。

図1を見ていただきますと、当時の京都市はどんどん市域が広がっていたことがわかります。最初のいわゆる江戸時代の「洛中」に近い市域から一九一八年（大正七）にぐっと大きくなりまして、一九三一年（昭和六）には、さらに大きな規模で市域が拡張しています。これで京都市は、当時の六大都市の中で、面積が一番大きくなりました。非常に大きな都市になり、都市計画事業が進んでいきます。北大路通り、西大路通り、九条通りなどは、昭和戦前期に出来たものです。そしてそこを市電が走って住宅地

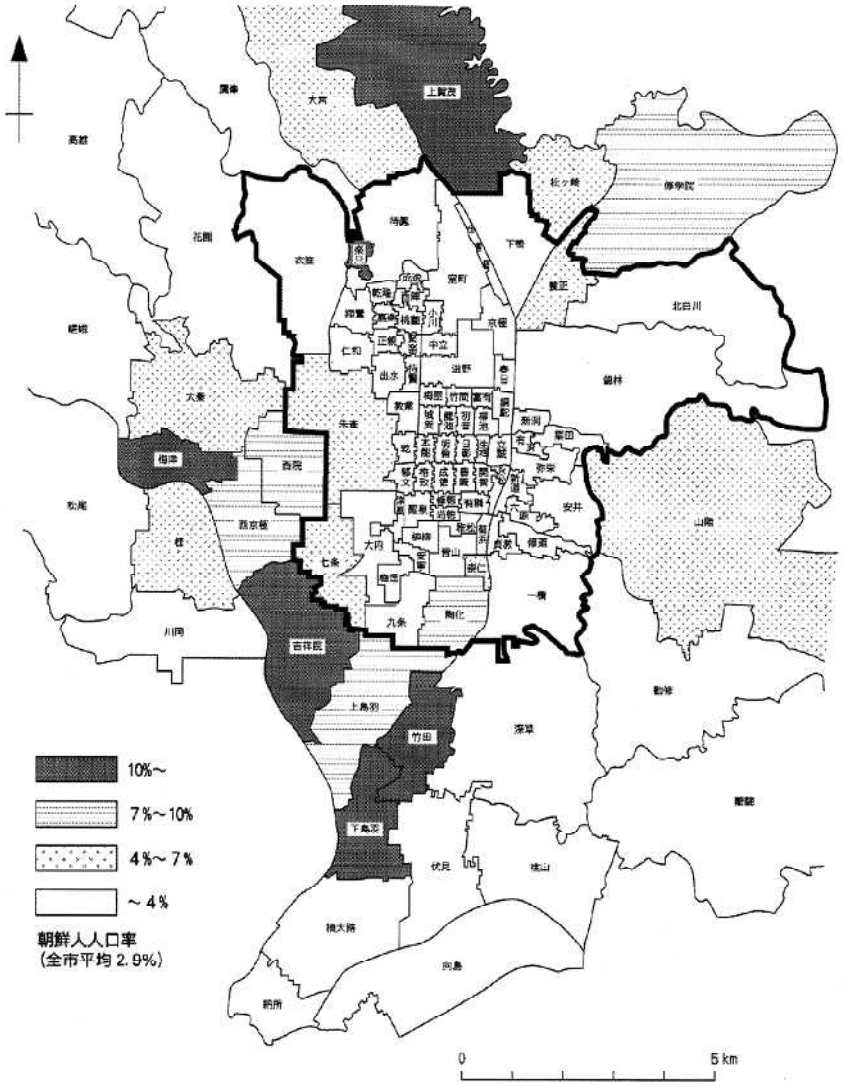

図 1　京都市朝鮮人人口率分布図（1935年）

太線の内側が旧市域（1931年の合併前の市域）、外側が新市域である。
出典：京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』（1937年、人口の調査時は1935年）より作成。

ができていきます。町が大きくなり人口もぐんと増え、市街地は、大きく変化しました。この頃に形成された京都市の骨格は、戦後高度成長期頃まで続きます。

戦前の上賀茂地区とすぐき

上賀茂の中でも板倉町と玄以町は一足先に京都市に編入された場所でして、一九一八年（大正七）に京都市に編入されるのですが、表3を見ていただいたらわかりますように、人口が急激に増えていました。京都市に編入されると都市計画事業が進行して家がどんどん建っていくという状況は、上賀茂周辺でも見られた現象でした。当時の新聞記事には、「京都市との境界は西は大正七年の編入とゝもに加茂川が境となったが、加茂川以西の旧上加茂村は玄以町、板倉町となり、昨今区画整理が進捗して広い道路が気持ちのよい下水道を随へて南北に碁盤の目を織り、新しい家並みがドシドシ建ち並んでゆく」と記されています。

一九一八年（大正七）に京都市に編入されなかった上賀茂の大部分は、上賀茂神社が中心の、のどかな農村地帯でした。「農家の軒には堆くつまれた酢茎菜が青葉の中から白い頭の目白押をみせてゐる……」と当時の新聞記事に書かれています。

写真1は今でも見られる風景です。重石をのせてすぐきを天秤圧で漬けている様子が見られます。今は機械で圧している農家もあります。千枚漬なら一週間くらいで漬かります。塩漬けを三日ほどしてあとは昆布などで漬けて店に出します。漬物の刺身といわれるほど新鮮さが勝負ということです。しかし、すぐきは漬けるのに一ヵ月ほどかかるといいます。そうなると大手のメーカーからするとあまり儲からない。千枚漬は回転率がいいですし、全国

表3　板倉町・玄以町の人口　（単位：人）

	1925年	1930年	1935年
板倉町	0	997	2,132
玄以町	91	323	479

出典：京都市役所『大正14年10月1日現在 京都市国勢調査人口町名別』。
京都市臨時国勢調査部『昭和5年国勢調査 京都市結果概況』。
京都市臨時国勢調査部『昭和10年国勢調査 京都市結果概況』。
注：1935年の板倉町は、小山板倉町と小山上板倉町を合計したもの。
1935年の玄以町は、小山北玄以町と小山東玄以町を合計したもの。

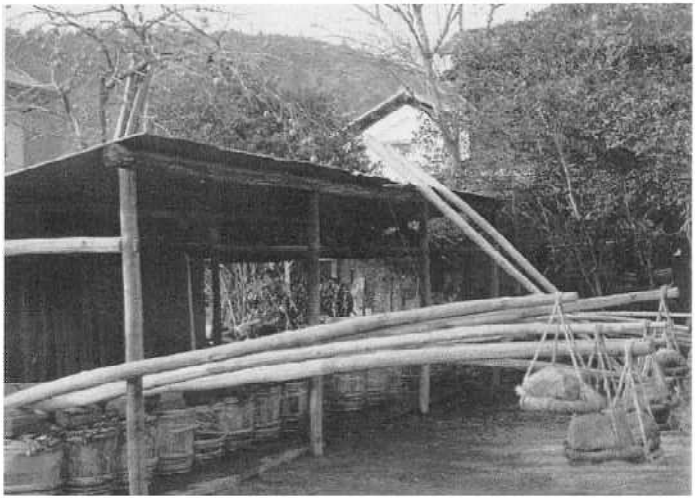

写真１　すぐきの天秤圧（てんびんおし）

圧力を加えて漬ける。晩秋から初冬にかけて上賀茂独特の風物詩。
出典：林義雄『京の野菜記』（ナカニシヤ出版、1975年）口絵、47頁。

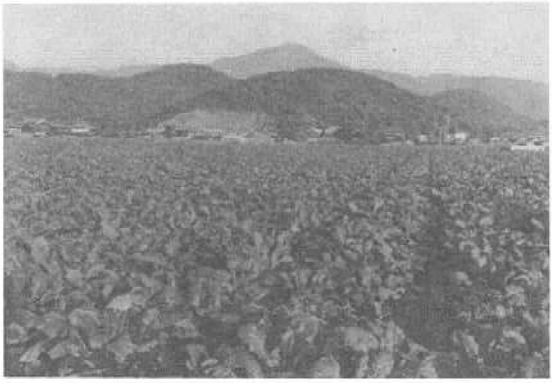

写真２　上賀茂のすぐき畑（1960年頃）

遠景は比叡山。
出典：林義雄・岩城由子『京の野菜・味と育ち』（ナカニシヤ出版、1988年）94頁。

的に名前も知られていてヒット商品なのですが、すぐきは一ヵ月もかかって儲かりにくい、手間がかかる漬物ということになります。

すぐきは上賀茂で独占されている野菜でした。上賀茂は上賀茂神社中心の町なのですが、神社の神官を社家（しゃけ）と言います。すぐきは、江戸時代、社家の庭で作られていました。江戸時代のすぐきは今のものとは違って、野沢菜のように葉っぱの方を食べたそうです。今は葉も食べますが、下のかぶのほうが中心です。明治期に聖護院かぶら、千枚漬のもとになるかぶですが、それとかけあわせるということがありました。今のすぐきは江戸時代のすぐきとは違うのです。

すぐきの種も社家から外へは出しませんでした。近所の農家の人が社家の大きな庭で働くのですが、そこから種は出さないということで、社家以外では、すぐきは作られなかったというのが江戸時代の状況でした。明治の中頃に大きな火事があり、上賀茂の農家がかなり焼けてしまい生活状況が苦しくなります。その頃から上賀茂の農家でのすぐき栽培が広がり、大正期からは大阪・東京へと広く販売されるようになりました。現在も種はなかなか外に出ないということがあるようです。でも種は入手しようと思えば出来るようです。ただ、漬ける技術が難しいようです。上賀茂の各農家の中で、代々伝えられているということです。今でも漬ける工程は、上賀茂以外では行われていないと言う事です。そういう意味では珍しい作物で、現在でも特産地がまもられている例は、他にはあまりないようです。ただ後継者不足は深刻なようです。

図2を見て下さい。京野菜は旧洛中の市街地をとり囲むような形で栽培が行われていて、基本的には京都の町の屎尿を使っていました。私の父親もこのセンターのすぐ近くに住んでいたのですが、戦後の混乱期頃は、上賀茂の農家の人が屎尿を取りに来て、野菜をおいていくとか、そういったことが日常的だったとのことです。すぐきは、私の祖母の好物でした。私の祖母の家に、野菜やすぐきを届けて下さっていた上賀茂の農家の方は、ご高齢ですが、現在でもご健在です。

表4に示されているように、野菜というのはもともと屎尿で育てるものだったわけですが、中でもすぐきは他の野菜に比べて、非常に大量の屎尿を使っていました。

レジュメ3ページ③の新聞記事をご覧下さい。「酢茎は此

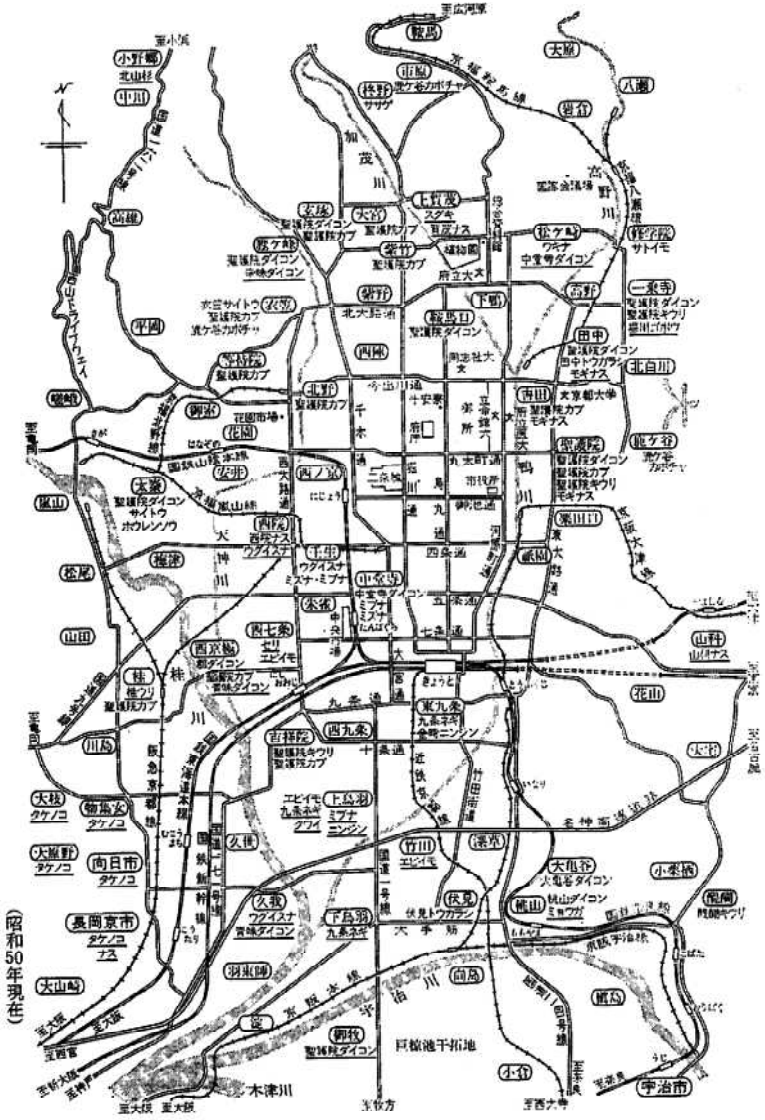

図２　京都近郊そさい産地図（1975年）

産物名に下線のあるものは、1975年当時現存したもの。
出典：林義雄「京の野菜記」（ナカニシヤ出版、1975年）31頁。

村の特産で、同時に京名物の一つだ。畑といふ畑は殆んど酢茎かぶらによつて占められ、田も精々早稲を作つて早く刈取り酢茎畑にする、この村では米よりも酢茎の方が大切である。その年産額二十万円以上に達し、今はちやうど製造の最盛期女が男の倍働くこの村では、昨今老いも若きも、女性達は京の町へ小売に、又大阪、神戸、遠くは東京までも一団となつて売りに出てゐる。遠方へ売りにゆく時は、一団となつて合宿滞在し、次から次へと自宅から取寄せては売捌いてゆく。京都市に編入されたら勧業課や市農会はイヤでもこれが一層の販路拡張と製産の助成を指導斡旋せずばなるまい。戸数千百、人口五千六百七十人のうち四五百戸が純農で、それは殆ど全部が酢茎で食つてゐると見て誤りがない」と書かれています。こう記される程、すぐきが上賀茂村の中心産業だったのです。

表4　反当施肥量(昭和初期)　(単位:貫)

作物名	人糞尿	塵芥	堆厩肥	草木灰
すぐき	3,000		1,000	
壬生菜	2,000			
中堂寺大根	1,700		300	
うき菜かぶ	1,400		300	
九条ねぎ	1,400	1,500		
聖護院かぶ	1,200			
聖護院きゅうり	1,000	2,500		30
山科なす	880		600	43
聖護院大根	850	1,700		
里芋	700	600		20
くわい	650			15
麦	600			
桂瓜	550		100	30

出典:林義雄・岩城山子『京の野菜・味と育ち』(ナカニシヤ出版、1988年)115頁。

当時の蔬菜類は、「極く少量の金肥を施用する以外は殆ど屎尿のみを以て栽培されているといっても過言ではない状態」でしたが、中でもすぐき菜は、表4が示すように、各種蔬菜類の中で、反当人糞尿施肥量が最も多くなっていました。上賀茂村で当時使用されていた屎尿のうち、九一・二%は蔬菜類に使われており、稲麦他には八・六%、竹林には〇・二%が使用されていたのに過ぎませんでした。

人口増加と朝鮮人の流入

表5は上賀茂の人口です。一九三一年(昭和六)に京都市に編入されますので、その頃から人口増加率が高くなっ

ています。五年ごとに一〇〇〇人ずつ増えていきますが、京都市に編入された後は都市計画事業が進展しまして三〇年から三五年の間は一気に二〇〇〇人増えています。その増えている中でも朝鮮人が五〇〇人ほど増えているということが見て取れます。朝鮮人の男女の比率を見ていただきますと、一九三〇年ですと、男が二三三人、女が一〇九人ということです。これは日本中で見られたことなんですが、戦前の朝鮮人は最初は男だけ単身で働きにやってくる、そして生活の目途がついたら故郷から家族を呼び寄せたり結婚したりということでだんだん女性の比率が高まっていく、ということがありました。一九三五年（昭和一〇）のデータによりますと、朝鮮人の男女は、ほぼ同数に近くなっています。子供など家族とともに住む朝鮮人が増えていたということになります。屎尿処理という仕事の中で、家族での定住が進んでいたということです。

表5　上賀茂地区の人口　（単位：人）

1920年		1925年		1930年		1935年	
総人口	3,677	総人口	4,660	総人口	5,670	総人口	7,631
殖民地人	16	外地人	不明	外地人	342	朝鮮人	896
男	6	男	不明	男	233	男	477
女	10	女	不明	女	109	女	408

出典：内閣統計局『国勢調査報告』各年版。
京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』1937年。
注：1）1930年の国勢調査によると、京都府在住外地人28,202人のうち27,785人（98.5%）が朝鮮人である。
：2）1935年の朝鮮人については、性別不明が1人となっている。

一九四〇年代初頭における上賀茂国民学校児童数として、全校三二八人中朝鮮人が一八五人（五六・四%）というデータもあります。それほど非常に子供も多かったのです。屎尿汲み取りの仕事をしながら家族で住んでいたということは確かです。上賀茂で散歩をしているおばあさんに「昔の話を聞かせてくれませんか」と聞いたりしても、みなさん、昔朝鮮人の方が屎尿汲み取りをしていたことは憶えておられます。「いいにくい話やけど確かにそうやった」「子供の時、仲が良かったし、いい人ばかりやった」などと語ってくれます。子供も多かったようです。

屎尿汲取業と朝鮮人労働者

京都市においては、急激な人口増加の中で一九二〇年代

頃から都市住民の屎尿汲み取り問題が深刻化していました。一九一〇年代頃までは、肥料としての屎尿は非常に貴重でした。農民はそれらを継続して得るために、「都市居住者と親善関係を結び、所謂得意先を持つ必要」がありました。都市居住者の方は、「農民に屎尿を汲取らしめ、その代償として米穀又は蔬菜稀には金銭の贈与」を受けていたのです。もともと屎尿は貴重品で農家の人が屎尿を受け取って、野菜や米を置いていくというのが第一次世界大戦前位までの状況です。

ところが第一次世界大戦時の大戦景気を転機として、京都市人口は急激に増加し、一九二〇年代前半頃から屎尿は余るようになりました。市民は、「掃除料として若干の金品を提供するに非れば屎尿の処分を為し得ざるに至つた」のです。

レジュメ4ページの④は府庁文書ですが、一九二〇年代の前半位からはお金を出さないと汲み取ってもらえないようになっていくのです。こういった状況の中、朝鮮人が汲み取りに従事するようになっていきました。朝鮮人の汲み取りの目的は、汲み取り料です。汲み取ることによって都会の人からお金をもらうことができる。それが中心だったと思います。

⑤の資料も同様のことを示しています。「人口は激増する一方　糞攻めの苦痛深まる　京都市の屎尿処分問題……」ということで、市の人口が急激に増えてどうやって屎尿の処理をしたらいいかと京都市当局も頭を悩ませていたようです。こういう問題を背景として⑥ですが、汲み取り業者がだんだん増えていったと思われます。そして、汲み取りに従事する朝鮮人労働者が増えていきました。汲み取り業者は昭和となってから創業したものが殆どだったようです。仕事のない朝鮮人の中から、屎尿の汲取をなす朝鮮人労働者があらわれ、京都で汲取業に従事する朝鮮人は、約三〇〇人いると語られることもありました。こういった状況は、「鮮人の汲取料金を目的に日稼的に屎尿の汲取をなす者は相当存するが之が詳細は不明である。今後益々増加せんとする趨勢にあり」と記されています。

表6を見て下さい。上賀茂は、産業の中心がすぐき菜栽培ということで、京都市周辺の中でも非常に汲み取りの量が多い村だったことを示しています。

レジュメ5ページ①に、上賀茂に住む朝鮮人が汲み取りに従事していたことを示す新聞記事を四つ載せています。

戦前の新聞記事ですので、普通の事では記事になりません。喧嘩をしたとか事件がおきないと記事になりません。ですからこの記事は全部事件なんですが、職業が記事に出てきますので、朝鮮人が汲み取りに従事していたことを示す資料になります。そのうち三つ目の記事をご覧下さい。

「肥汲人夫の乱闘　八日午後十一時二十分ごろ京都市上京区上加茂岡本町上加茂肥料汲取組合長金宋洙〔金宗洙の誤り―引用者〕（三四）方で約二十名が集まり役員会を開催中左京区出雲路内河原町二〇肥料汲取人尹云星（三〇）および上加茂山本町徐有用（三八）の両名が組合長に対し質問したのを金が　お前等が何を生意気な　と放言した事から口論となり果ては電燈を消した暗闇の中で全員が大乱闘を始め修羅場を現出した揚句七名余りの者が三日乃至七日間位の負傷をした、下鴨署特高係で関係者一同を取調べ中」と、汲み取り業に従事していた朝鮮人が乱闘していたことが出てきています。

表6　地域別屎尿使用量

	耕地面積（反）　A	屎尿使用量（貫）　B	（貫）B／A
西院村	1,691	3,769,750	2,229
上賀茂村	1,513	2,630,220	1,738
松ケ崎村	657	1,020,000	1,553
吉祥院村	2,850	3,637,015	1,276
梅津村	1,057	1,347,000	1,262
京極村	1,340	1,610,600	1,202
上鳥羽村	2,789	2,903,585	1,041
太秦村	2,415	2,464,000	1,020
大宮村	1,301	1,322,750	1,017
藻岸町	3,113	3,025,000	972
竹田村	1,598	1,400,000	876
修学院村	1,828	680,000	372
山科町	6,732	1,520,000	226
計	28,894	27,329,920	946

出典：橋本元「京都市に於ける屎尿の処理と近郊農業」（京都帝国大学農学部農林経済学教室『京大農業経済論集第一輯』1935年5月）241頁。
注：1）調査時は1931年。1931年の市域拡張直前の状況。
　　2）出典資料の計算ミスは修正した。
　　3）京都市から、1～2里の町村が対象。

この記事に出てくる金宗洙という人ですが、この人は上賀茂在住朝鮮人のリーダーだったと思われます。屎尿汲み取りの組合長を務めていたということもありますし、戦前、選挙に何度か立候補をしています。戦前は、在日朝鮮人も国籍は日本ということですので、選挙に立候補、投票できました。この金宗洙さんは、レジュメ6ページの③にありますように三五歳のときに学区会議員選挙に当選しています。この学区会議員というのは、そんなに政治的な力があったということはないようですが、一番身近な選挙ということで政友会とか民政党なども選挙に力を入れて闘っていたようです。その選挙に当選したこともある人です。

④にありますように市会議員のほうは落ちているのですが、その選挙のときに次のように言っています。「窮極に達したる住宅難の実情に鑑み市営朝鮮人住宅の実現を期す、失業苦の惨酷なる現状を打破しこれが救済の徹底を期す、失職家庭児童の教育及び成年文盲打破のため市営労働学校の実現を期す」とあり、これらの要求はいずれも政治的イデオロギーに関係なく生活に直結した要求だったことが注目されます。目の前の生活を何とかしなければならないということで選挙に立候補しています。この時の選挙で、朝鮮人で立候補していたのは、この人だけでしたので、新聞などでは注目されていたのですが落選しています。この時の選挙運動を見ていましても、他の日本人は立会い演説会とかいろいろ選挙運動をしていることが当時の新聞記事に出てくるのですが、金宗洙さんが選挙運動をしていた記事は全く出てきません。なかなかその余裕がなかったのかと思います。⑤ですが、朝鮮にいる時、金宗洙さんは、小学校で一〇年間教員をしていたようです。上賀茂では、保育園を作ったりもしています。在日朝鮮人のリーダー層と言っていいと思いますが、在日朝鮮人の生活に関わる問題全般に対応していたのだろうと思います。

朝鮮人の住居

こういう屎尿汲み取りに従事していた朝鮮人がどこに住んでいたのかということですが、普通、朝鮮人は河川敷にバラックを作るとか、被差別部落の周辺部にバラックを作って住みついたとか言われています。ところが上賀茂は違います。以下は聞き取りで得た話なのですが、今まであまり指摘されてこなかった形なのではないかと思っています。

刀禰（とね）の階層など、上賀茂の大農家は、広い農地の一角に農機具小屋とか納屋を持っていました。そういうところに朝鮮人が住んでいたということです。こういうケースが日本の他の場所にあったのかなと疑問に思っているのですが、上賀茂独特のような気がしています。広い農地の片隅に住んでいたということです。戦後の住宅地図を見ましてもこれは出ています。大きな農地の片隅に朝鮮人が住んでいたのです。昔は農機具一つ一つが大きいですので、農機具小屋も大きいものだったようです。朝鮮人は、そういった農地の一角に建てられた納屋に住んだり、農機具小屋を改造して二階に住んだりしていたようです。大きな農家になると、どうしてもたくさんの屎尿が必要になる。かつて

は自分で汲みにいったようですが、町まで一日かけて往復するのには、非常に労力が要ります。それを朝鮮人がしてくれるということは有り難かったのでしょう。そういったことで、汲み取りに従事する朝鮮人を住まわせたのではないかと考えられます。

日本人と朝鮮人の関係ですが、悪くはなかったようです。皆さん、気安く付き合っていた関係なんだとおっしゃっておられます。これは朝鮮人の方に聞き取りができたらいいのですが、戦前から続けて住んでおられる方が極めて少なくなっていまして、まだできておりません。その辺が不十分な点です。在日朝鮮人には集団を束ねるリーダーがいたとのことです。朝鮮人を何人か束ねるリーダーがいて、きちっとやっていたので問題が少なかったということを複数の方が言われていていました。ちなみに戦後は北朝鮮に帰国された方も、少なからずおられたようです。小学校の時、仲の良かった子が北朝鮮に帰国したという話も聞きました。

7ページの⑥⑦をご覧下さい。だんだん戦争に入っていくに従いまして朝鮮人のリーダー層も戦時体制に組み込まれていきました。先ほどの金宗洙さんも協和会という朝鮮人を管理する団体に組み込まれていきます。

上賀茂では、他に砂利の採取業や土木工事も盛んに行われ、朝鮮人労働者が従事していましたが、本題とずれますので、ここでは省略させていただきます。

おわりに

先程、司会の金森先生とお話をさせていただき、いろいろと教えていただきました。朝鮮半島では汲み取りはとても嫌がられる仕事で、余程生活に窮しているか、差別されていた人しかしない仕事だった、普通の農民は絶対に従事しなかったそうです。そうなると、朝鮮人が上賀茂で屎尿汲み取りに従事していたということはどういうことになるのか。これまで私も疑問に思っていましたのは、大阪や神戸では朝鮮人が汲み取りに従事したという話はあまり出てこないということです。なぜ上賀茂だけ、これだけ多くの人が汲み取りの仕事に従事していたのかについて、今回述べさせていただいた以上のことは、私自身わかっておりません。この点について今後調べることができたらと思っております。

〔付記〕本講演は、第七回原田伴彦・部落史研究奨励金の成果です。また、高野昭雄「戦前期京都市上賀茂地区における朝鮮人労働者―すぐき・屎尿・砂利―」（在日朝鮮人運動史研究会『在日朝鮮人史研究』第三七号、二〇〇七年一〇月）として論文をまとめさせていただいております。ご参照下さい。

表7　砂利（京都府）

年	数量（立坪）	価額（円）
1921	1,287	22,471
1922	3,022	33,797
1923	9,940	112,559
1924	10,249	164,777
1925	11,201	173,415
1926	14,811	212,257
1927	24,076	325,347
1928	39,443	364,814
1929	40,813	436,097
1930	37,287	356,297
1931	34,277	271,798
1932	36,059	290,032
1933	40,318	329,122
1934	44,166	364,779
1935	53,376	495,974
1936	57,576	500,688
1937	46,315	432,848
1938	46,242	430,248
1939	38,000	595,572
1940	35,620	540,115
1941	42,447	860,876
1942	77,360	1,435,718

出典：京都府立総合資料館編集『京都府統計史料集―百年の統計―第2巻』（京都府、1970年）408頁。

表8　土砂採取夫・土石採取業主（国勢調査　小分類）　（単位：人）

	土砂採取夫 (A)	うち朝鮮人 (B)	朝鮮人率 (B)/(A)	土石採取業主 (C)	うち朝鮮人 (D)	朝鮮人率 (D)/(C)
京都府	627	490	78%	136	18	13%
大阪府	676	226	33%	485	30	6%
兵庫県	289	97	34%	298	8	3%
東京府	1,897	836	44%	279	18	6%
愛知県	1,112	641	58%	566	135	24%
神奈川県	947	308	33%	363	67	18%

出典：内閣統計局『昭和5年国勢調査報告』より作成。

「京野菜作りを支えた在日朝鮮人」

2007年11月9日　高野昭雄（たかのあきお）

はじめに

①京都市北郊の上賀茂地区は、上賀茂神社で有名である。上賀茂神社の正式名は、賀茂別雷（わけいかずち）神社。下鴨神社と並び平安遷都以前からある京都の古社の一つである。神社の近くには、神官の住む社家町が古くから形成されていた。

②戦前期の上賀茂地区は、京都市郊外の農村地帯[1]であり、1931年に行われた大規模な市域拡張により京都市に編入された新市域に属する。

③1935年の調査によると、上賀茂学区（学区総人口7631人）は、京都市全101学区中、朝鮮人人口率が、吉祥院・楽只・竹山に次いで四番目に高く、11・74%もあった。また、朝鮮人人口数も八番目に多く、896人の朝鮮人が居住していた（表1・2、図1参照）。

・筆者はすでに1931年に京都市に編入された新市域における朝鮮人人口率の高さを指摘している[2]。表1において、上賀茂学区よりも朝鮮人人口率の高い3つの学区はいずれも朝鮮人密集地であった被差別部落を含んでいる[3]。被差別部落を含まない上賀茂学区は、新市域における朝鮮人流入を考える上で重要な地域となる。

④戦前期においては朝鮮人人口率の高かった上賀茂学区であるが、戦後高度経済成長期末期にあたる1970年の国勢調査によると、学区総人口は14,631人と戦前期1935年の約2倍になったにもかかわらず、朝鮮人人口は397人と戦前期の半分以下にまで低下した。そのため朝鮮人人口率は、2・7%となり、戦前期から大きく低下、京都市平均の2・2%に近づいた[4]。つまり、上賀茂は朝鮮人集住地とはみなされなくなったのである。そういった状況もあって、上賀茂の朝鮮人労働者についての先行研究は皆無である。

⑤次の史料が示すように、戦前期の新聞記事でさえ、上賀茂への朝鮮人流入を「不思議に思はれる」と記していたほどである。

> 一応不思議に思はれるのはこの伝統と歴史の社領地に現今朝鮮人が四五百人も入込んでゐることで、撚糸工場、醸造工場など近頃出来てはゐるが、やはり屋外労働の鮮人が多く、それがこの村に集団となつてゐるのは家賃の安いのによるかも知れぬ、小学校もつい先達て八教室を増築したばかりだが、更に矢継早やに本館改築中で[5]。

⑥戦前期京都市における朝鮮人流入に関する先行研究は、被差別部落に集中しており、このような郊外の農村部についての研究は殆ど見られない。

⑦「上賀茂」は「上加茂」と表記されることもあるが、本稿では、新聞記事等の引用を除いては「上賀茂」と表記する。賀茂川（鴨川）については、史料の引用を除いては、高野川との合流点より上流を「賀茂川」、下流を「鴨川」と表記する。

（1）内閣統計局『昭和5年国勢調査報告』における職業（大分類）では、上賀茂村有業者2428人中、農業従事者が1014人（41,8%）を占めていた。

（2）拙稿A「戦前期京都市における朝鮮人の流入―就業状況を中心に―」（『在日朝鮮人史研究』第34号、2004年10月）。

（3）表1中、最も朝鮮人人口率の高い吉祥院学区については、拙稿B「戦前期京都市郊外吉祥院における朝鮮人の流入過程」（『在日朝鮮人史研究』第35号、2005年10月）を参照。

（4）総理府統計局『昭和45年国勢調査報告　第3巻　その26』、『同第4巻　国勢統計区編』。

（5）「歌にも句にもなる　都会化に遠いローカルカラー　他の編入地と好対照　お社と酢茎で名高い上加茂村」『京都日出新聞』1931年1月12日夕刊。

第一章　上賀茂地区概観

第一節　全体状況

①次の記事は、1931年の市域編入直前の記事であるが、植物園や賀茂川によって市街地から隔てられた上賀茂地区がのどかな農村地帯であったことを示す。

農家の軒には堆くつまれた酢茎藁が青葉の中から白い顔の日白押をみせてゐる、加茂特有の社家町には今たわゝな実南天の枝が十塀の上から真赤になつてのぞいてゐる幅広の紺絣の前掛をした娘さんの霜焼の頬に姐さん冠りの手拭ひが白く、たちつけを穿いた婆さんの黒足袋、狐色の芝生と老杉古松の常緑色の中に別雷神社の朱の鳥居と玉垣が際立つて美しくならの小川はせんかんとして東へ流れ又南に走る、深泥池に鴛が飛び、かくして愛宕郡上加茂村は歌にも句にもなるが京都市里程原標よりの最短距離一里五町の隣接にして、このローカルカラーの強く出てゐる村の存在は、京の西郊編入地の激しい都会化とコントラストをなす。いふまでもなく上加茂村の、わけて木内知事時代の大正七年〔一九一八年―引用者〕における編入で取残された現在の地域は、延喜式の大社として皇室の御崇敬厚き官幣大社上加茂別雷神社々領の純粋な旧地で、何百人といふ社家上族がこゝに住んで御所勤めをしたその面影は今でも色濃く残存してゐる、今社家上族で相変らずこの村に居を卜してゐる人達は約五十世帯もあらうか、中大路の通りなどは目立つて赤土の築地の十塀囲へが多く、黒い門の中に静かに時代を守つて住み古るすその人達の生活様式が奥床しく眺められる[6]、

②当時の京都市では、市域編入とともに都市計画事業が伸展し、住宅地が整備されていた[7]。上賀茂村では、1918年に一部（賀茂川以西）が京都市（室町学区）に編入されていたが、この時編入された玄以町、板倉町は、1930年代初頭にはすでに土地区画整理事業が活発に展開され[8]、人口も急増していた（表3参照）。そこではホワイトカラーの住む良好な住宅地が形成され、農村的な景観の上賀茂村とは対象的な光景が生まれていた。

〔京都市との境界は―引用者〕西は大正七年〔一九一八年―引用者〕の編入とゝもに加茂川が境となつたが、加茂川以西の旧上加茂村は玄以町、板倉町となり、昨今区画整理が進捗して広い道路が気持ちのよい下水道を随へて南北に碁盤の目を織り、新しい家並がドシドシ建ち並んでゆく

「今から考へると惜しいものです、今あすこが上加茂村だと、いつかどの財産ですのに……」

と現村長の大野氏は西日一新の旧地内を加茂川越しに眺んで如何にもをしさうにいふ、併し川一つ隔てた北京都のこの日覚しい発展は今度の編入とゝもに、容赦なく現上加茂村をも征服して、あの好ましい静かな地方色をも奪ひ去つてしまふであらう[9]、

第二節　すぐき菜（酢茎菜）栽培

①上賀茂の特産としては、すぐき菜や賀茂なす[10]といった京野菜が知られるが、中でもすぐき菜は上賀茂で広く栽培され、当時上賀茂以外の地で栽培されることは珍しかった。漬物としてのすぐきは現在まで続いている上賀茂の特産品として名高い。

（6）注（5）に同じ。

（7）拙稿C「戦前期京都市における市域拡張と都市下層」（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第20号、2007年3月）。

（8）賀茂（第一区・第二区）では1926年から1936年にかけて、上堀川地区では1932年から1937年にかけて土地区画整理事業が行われた。京都市建設局『京都市の区画整理』1999年。

（9）注（5）に同じ。

（10）賀茂なすの果実は球形に近い大きな黒紫色をしている。肉質はよくしまり、主に煮物に使われ、「でんがく」は有名。近畿農政局統計情報部『京野菜の動向』（1997年3月）25頁。

・すぐきは独特の風味から京都では古くから親しまれている漬物で、その原料となるすぐき菜は、かぶの一種で栽培は300年以上前に上賀茂で始まったとされる。当初は上賀茂の社家の間で栽培が行われ、上層階級の公家や社家の贈答用として珍重されてきたが、明治時代以降は一般の農家でも栽培されるようになった。

②すぐきは、すぐき菜の葉と根（根の部分は1kgを超える）の両方を原料として、塩以外の原料を使わず重しをかけて乳酸発酵させたものであり、特色のある風味を持ち、年末年始にかけて珍重される。製法の細部は、個々の農家で伝統的に受け継がれており、その風味は個々の農家により違うとされる。甘味と酸味を合わせた風味は千枚漬、柴漬と共に、京漬物の三大銘品となっている[11]（写真1・2参照）。

③次の記事は、上賀茂の農業において、その中心にすぐき栽培があったことを示す。

> 酢茎は此村の特産で、同時に京名物の一つだ。畑といふ畑は殆んど酢茎かぶらによつて占められ、田も精々早稲を作つて早く刈取り酢茎畑にする、この村では米よりも酢茎の方が大切である。その年産額二十万円以上に達し、今はちやうど製造の最盛期女が男の倍働くこの村では、昨今老いも若きも、女性達は京の町へ小売に、又大阪、神戸、遠くは東京までも一団となつて売りに出てゐる。遠方へ売りにゆく時は、一団となつて合宿滞在し、次から次へと自宅から取寄せては売捌いてゆく。京都市に編入されたら蔬菜課や市農会はイヤでもこれが一層の販路拡張と製産の助成を指導斡旋せずばなるまい。戸数千百、人口五千六百七十人のうち四五百戸が純農で、それは殆ど全部が酢茎で食つてゐると見て誤りがない[12]。

④すぐき栽培にとって、最も重要になるのが肥料としての屎尿であった。図2が示すように、いわゆる京野菜の産地は、京都市街を取り巻くように広がっていたが、これら「市近郊の集約的な蔬菜栽培、採筍栽培等の発達は京都市の屎尿とは無関係には考へ得られな」かった[13]。

・これらの蔬菜栽培地における施肥状況を見ると、極く少量の金肥を施用する以外は殆ど屎尿のみを以て栽培されているといっても過言ではない状態であった[14]。中でも、すぐき菜は表4が示すように、各種蔬菜類の中で、反当人糞尿施肥量が最も多くなっていた。上賀茂村で当時使用されていた屎尿のうち、91.2%は蔬菜類に使われており、稲麦他には8.6%、竹林には0.2%が使用されていたのに過ぎなかったのである[15]。

・こうした京野菜栽培と関係の深かったのが、京都市の屎尿問題であり、屎尿運搬労働者としての朝鮮人であった。

第三節　人口増加と朝鮮人の流入

① 表5により、戦前期上賀茂地区の人口増加を概観すると、1920年から1925年の間に約1000人の増加、1925年から1930年の間にも約1000人の増加、1930年から1935年の間には、京都市への編入への影響もあって、約2000人の増加となっている。朝鮮人の人口も急増しているが、男女の割合を比べると、1930年において男は女の2倍以上だったのが、1935年においては男女同数に近くなっている。これは家族と共に定住した朝鮮人が増えていたことを窺わせる。

②1940年代初頭における上賀茂国民学校児童数として、全校328人中朝鮮人が185人（56.4%）という

（11）すぐきについては、以下の文献を参考にした。近畿農政局統計情報部、前掲『京野菜の動向』11頁。京都文化博物館学芸課、大橋活美・十橋誠編集『京の食文化展—京料理・京野菜の歴史と魅力—』（京都文化博物館、2006年3月）19頁。林義雄『京の野菜記』（ナカニシヤ出版、1975年）43頁。

（12）注（5）に同じ。

（13）橋本元「京都市に於ける屎尿の処理と近郊農業」（京都帝国大学農学部農林経済学教室『京大農業経済論集第一輯』（1935年5月）103頁。なお、本論文作成のための調査は、1931年に行われた。

（14）橋本元、前掲論文、203～204頁。

（15）橋本元、前掲論文、237頁。

記録もある[16]。児童を含む家族で居住する朝鮮人が増加していたのである。

③上賀茂地区に居住した朝鮮人は、どういった職業に従事していたのであろうか。職業統計が殆どないために、新聞史料に頼らざるを得ないが、当時の新聞記事からは、(1)屎尿汲取業、(2)砂利採取業、(3)土工に従事したことが知られる。第二章～第四章で、それぞれについて論じたい。

第二章　屎尿汲取業と朝鮮人労働者

第一節　京都市の屎尿汲取問題

①京都市においては、急激な人口増加[17]の中で、1920年代頃から都市住民の屎尿汲取問題が深刻化していった。

②1910年代頃までは、肥料としての屎尿は非常に貴重であり、農民はそれらを継続して得るために、「都市居住者と親善関係を結び、所謂得意先を持つ必要」があった。都市居住者の方は、「農民に屎尿を汲取らしめ、その代償として米穀又は蔬菜稀には金銭の贈与」を受けていたのである[18]。

③ところが第一次世界大戦を転機として京都市人口の急激な増加により、1920年代前半頃から屎尿は余るようになる。市民は、「掃除料として若干の金品を提供するに非れば屎尿の処分を為し得ざるに至つた」のである[19]。

④『府庁文書』にも、次のように1920年代前半頃から汲取が有料化していったことが記されている。

屎尿ノ処理ニ関シテハ京都市ニ於テ数年前ヨリ極メテ困難ナル問題ヲ惹起スルニ至レリ即チ人口ノ増加ニ伴ヒ屎尿ハ増加シタルニ拘ラズ農家ノ汲取リハ漸次減少セリ依ツテ市ハ大正十一年〔一九二二年―引用者〕ヨリ人夫ヲ雇ヒ無料汲取ヲ為シ来リタルガ大正十三年〔一九二四年―引用者〕ヨリ人夫ヲ増加シ無料ヲ有料トシ一日三百石ノ汲取リヲ為シツヽアリ又近々私立会社ヲ設立シテ有料ニテ汲取ヲ為サントスル者アリ[20]

⑤次の「人口は激増する一方　糞攻めの苦痛深まる　京都市の屎尿処分問題……」と題した新聞記事が示すように、急激な人口増加の中で、市政においても屎尿処理は深刻な問題となっていた。

市の屎尿応急汲取事業の大正十五年度〔一九二六年―引用者〕予算歳出総額廿二万九千二百十八円に対し歳入は汲取手数料の四万一千九百六十二円と屎尿売払代一万九千円計六万円だけで差引十六万九千二百余円は泣いても笑つても市費から支出せねばならぬ現状であるが、これだけの巨費をかけて徹底的に民家の希望をみたし得てゐるかと云ふと必ずしもさうした訳でなく実際は申込んでから五六日目に汲取に来てくれるのは異数で一週間位のは未だしも早い部類大概は極肉輪に見て十日間位の猶予を見込んで置かないと困る事程さやうに予が不足してゐるので若し此のまゝの趨勢で推移しやうものならば段々戸数はふえるし人口は激増する一方であるから遠からず市民は再び糞攻の苦痛を繰返へさねばならぬ時期に到達するであらう、さればと云つて市民の満足を買ふまでに事業の徹底を図らんとするには生優しい経費では出来ない相談であるから市当局に於てもこれが善処策に関して多大の苦心を払ひつゝあるものと伝へられ……[21]

⑥記事にあるような屎尿汲取問題を背景として、屎尿汲取営業者が増加していく。これら業者は「京都市人口増大し市中に於ける屎尿の渋滞を来たし、所謂市の汲取補助時代となりてより創業せしも

（１６）内務省警保局編『社会運動の状況　13　昭和16年』（復刻版、三一書房、1972年）969頁。

（１７）戦前期京都市の人口増加については、拙稿C参照。

（１８）橋本元、前掲論文、104頁。

（１９）橋本元、前掲論文、126～127頁。

（２０）「杉山前知事、大海原知事事務引継演説書」『府庁文書、衛生課、昭和２―14』（京都府立総合資料館所蔵）。

（２１）『京都日出新聞』1926年11月24日。

のが大部分」、つまりは昭和となってから創業したものが殆どであった[23]。仕事のない朝鮮人の中から、屎尿の汲取をなす朝鮮人労働者があらわれ、京都で汲取業に従事する朝鮮人は、約300人いると語られることもあった。[24] こういった状況は、「鮮人の汲取料金を目的に日稼的に屎尿の汲取をなす者は相当存するが之が詳細は不明である。今後益々増加せんとする趨勢にあり[24]」などと記されるようになる。

第二節　上賀茂の朝鮮人と屎尿汲取業

①すでに、第一章で述べたように、上賀茂地区のすぐきを中心とした農業経営は、屎尿を多く使用した。1928年の「御大礼」にあたって、上賀茂自治会団の支援と市汲取人夫の使役とにより、御苑内の屎尿処分が行われた[25]ことからも、上賀茂村では屎尿汲取が活発に行われていたことがわかる（表6参照）。上賀茂村への屎尿の運搬には、賀茂街道、鞍馬街道及び大宮街道が利用され、60%が肩引車での運搬、40%が牛引・馬力での運搬であった[26]。屎尿汲取が活発に行われていた上賀茂で、屎尿汲取業に従事した朝鮮人に関する新聞記事としては、次のようなものがある。

○「脅迫暴行　他人の解雇を種に」

洛北上賀茂字中口町屎尿汲取業朝鮮人金末井（二十七）同金善出（三十二）の両名は共謀し七日午後八時四十分ごろ同村南大路町飲食店藤林小次郎方に至り最近解雇された者の親戚だと称し何故解雇したのかと詰め寄り矢庭に主人に暴行したのを下鴨署巡査が引致拘留中[27]

○「怪しからぬ鮮人」

京都府愛宕郡上賀茂村字上賀茂黒瀬初次郎方朝鮮生れ金客珍（二八）は大正社なる肥料汲取会社に雇はれてゐるものであるが、所定の口銭以外に金儲けせんと二十三午後四時頃汲取つて来た肥十二桶を田中醤油町の溝中に流込むでゐる処を下鴨署衛生係りに発見され本署に引致された[28]

○「肥汲人夫の乱闘」

八日午後十一時二十分ごろ京都市上京区上加茂岡本町上加茂肥料汲取組合長金末洙〔金宗洙の誤り―引用者〕（三四）方で約二十名が集まり役員会を開催中左京区出雲路内河原町二〇肥料汲取人尹云旦（三〇）および上加茂山本町徐有用（三八）の両名が組合長に対し質問したのを金が

お前等が何を生意気な

と放言した事から口論となり果ては電燈を消した暗闇の中で全員が大乱闘を始め修羅場を現出した揚句七名余りの者が三日乃至七日間位の負傷をした、下鴨署物高係で関係者一同を取調べ中[29]

○「殴打重傷」

九月午後四時ごろ上賀茂山本町兵斉寨（二十年）同町金宋憲（二十一年）両名は肥車を井戸の前に置く置かぬから大喧嘩となり道路で金は呉のために天秤棒で頭部を殴打され治療二ケ月の瀕死の重傷を負はせた[30]

・汲み取ってきた屎尿を途中で捨ててしまった京都市の朝鮮人に関する記事は、これらの他にも数多

（22）橋本元、前掲論文、189頁。

（23）外村大訳「京阪神朝鮮人問題座談会」『朝鮮日報』1936年5月1日（『在日朝鮮人史研究』第22号、1992年9月、128～129頁）。

（24）橋本元、前掲論文、185～186頁、一覧表、備考。

（25）橋本元、前掲論文、137～138頁。

（26）橋本元、前掲論文、165、234頁。

（27）『大阪朝日新聞京都版』1929年8月9日。

（28）『京都日出新聞』1929年8月25日。

（29）『京都日出新聞』1934年8月9日夕刊。

（30）『大阪朝日新聞京都版』1935年3月11日。

く見られる[31]。屑引車での運搬は相当な重労働だったことが想像される。

②また、上賀茂中口町（中山町の誤りか）、岡本町、山本町など、農家が集まっていた地域に広く屎尿汲取業に従事した朝鮮人がいたことがわかる。中でも岡本町の金宗洙（慶尚南道出身）は、屎尿汲取組合長を務め、選挙にも度々出馬していることから注目される。以下、金宗洙については、浅山朋子氏や杉本弘幸氏の論文[32]に多くを負いながら論じる。

③金宗洙は、1935年、35歳の時に学区会議員選挙に当選している。1933年の京都市議選挙、1939年の学区会議員選挙，京都府議選挙ではいずれも落選している[33]。当選した1935年の学区会議員選挙においては、85票を獲得し、定員12名中６位当選している[34]。なお、同選挙における上賀茂学区の朝鮮人有権者は153人であり、そのうちの80票（52.2%）を獲得している[35]

④落選した1933年の市議選挙[36]前には、金宗洙（無職、中立）の政見が新聞に掲載されているが、「窮極に達したる住宅難の実情に鑑み市営朝鮮人住宅の実現を期す、失業者の惨憺なる現状を打破しこれが救済の徹底を期す、失職家庭児童の教育及び成年文盲打破のため市営労働学校の実現を期す[37]」とある。これらの要求はいずれも、政治的イデオロギーに関係なく、生活に直結した要求だったことが注目される。唯一の朝鮮人立候補者だったこの選挙では、新聞紙上で苦戦が予想されていたが[38]、落選している。

⑤金宗洙は、渡日前は朝鮮で小学校教育10年の経験を持っており、1935年より自宅附近に、朝鮮で教育を受けた20歳の保母を招いて、朝陽保育園という朝鮮人対象の保育院を開園している。当時の新聞記事には、「金宗洙氏の談　今まで内鮮融和の名の下に随分いかがはしいのさへあったので、私は内鮮融和を標榜せずに、鮮人自身の生活様式、態度の改善、教養等を目標としてゐます」と紹介されている[39]。開園当初園児は60余名を有しており、経費は、上賀茂朝鮮人肥料組合から年200円、園長金宗洙から年300円、月謝代が年600円、その他有志たちの賛助（寄附）が190円などでまかなわれていた[40]。先述したように、1930年代中頃には、上賀茂でも、家族で居住する朝鮮人が増加しており、朝鮮人のリーダー層[41]が、子供の教育問題に対応していたのである。

（３１）「人口密度を考慮せぬ　市の屎尿汲み取り　持て余した揚句夜陰　加茂川へ放流するものあり　五條署取締に苦心」『京都日出新聞』1931年５月13日。「汚ない連反」『大阪朝日新聞京都版』1933年３月３日。「屎尿を流す」『大阪朝日新聞京都版』1935年８月23日。「不埒な汲取人」『大阪朝日新聞京都版』1939年11月22日など。

（３２）　浅山朋子「1930年代における京都在住朝鮮人の生活状況と京都朝鮮幼稚園―京都向上館前史―」（『在日朝鮮人史研究』第30号、2000年10月）55～56頁。同「京都向上館について」（『在日朝鮮人史研究』第31号、2001年10月）89～91頁。杉本弘幸「戦前期『不良住宅地区』の変容過程（下）―不良住宅地区・被差別部落・在日朝鮮人―」（『部落解放研究』第137号、2000年12月）86～87頁。

（３３）内務省警保局編『社会運動の状況　12　昭和十五年』（復刻版、三一書房、1972年）1220～1234頁。

（３４）「新市域学区会議員当選者　きのふから執行」『大阪朝日新聞京都版』1935年７月５日。

（３５）杉本弘幸、前掲論文、86～87頁。

（３６）この時の選挙では、仲仕・下駄直しなど社会的に虐げられつつあった階級の人達の立候補が注目された。「時代の動向を候補者の職業に見る　市会を舞台として階級の権利を主張する変り種等　当選の面白難如」『京都日出新聞』1933年５月５日夕刊。

（３７）「京都市会議員総選挙　候補者の政見（四）」『大阪朝日新聞京都版』1933年５月12日。

（３８）「市議選展望（二）」『京都日出新聞』1933年５月18日。同1933年５月20日夕刊。

（３９）「洛北に床しき学園　同胞の童児らに〃日本人教育〃　二鮮人の隠れた努力」『京都日出新聞』1935年12月16日。

（４０）浅山朋子、前掲「1930年代における京都在住朝鮮人の生活状況と京都朝鮮幼稚園―京都向上館前史―」55～56頁。

（４１）朝鮮人リーダー層については、外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究―形成・構造・変容―』（緑蔭書房、2004年）199～244頁。

⑥なお、日中戦争勃発後、上賀茂岡本町の加茂肥料組合では、慰問金として20円を寄託するとともに、次のような申し合わせを行っている。

一、組合員は時局の認識を深め、言動を慎み、誤解を招くが如き行為を一切為さざることはもとより、一般鮮人の模範となること。

一、不日方法を講じ更めて慰問金或は国防献金を募集するを以て、各応分の拠金を為すこと。

一、従業員は、誠意を以て事に当り生計困難と認められる ヽ出征遺家族に対しては、無料汲取其の他適当の方法を講ずること[45]。

⑦国民同仁会という「融和親睦系」団体に所属していた金宗洙は、京都府協和会下鴨支部世話員となっており[43]、1938年には、記事の申し合わせ通り、皇軍慰問金にと50円を下鴨署へ寄託している[44]。金宗洙を中心とするこういった動きは、上賀茂における朝鮮人の仕事として、屎尿汲取業が極めて重要であったことを示している。

第三章　砂利採取業と朝鮮人労働者

第一節　砂利採取業の成立条件

①賀茂川が両側を山に囲まれた狭隘部を蛇行し、急に開けた広い平野部に出るところに上賀茂地区は位置する。そのため上賀茂附近において、賀茂川は砂利の堆積層が厚くなっており、砂利採取業の適地となっていた。砂利需要は、都市計画事業の進展（鉄道線路や道床バラス）、セメント工業の発達、コンクリート建築とアスファルト舗装の普及などにより増大していた。表7は、昭和恐慌の一時期等を除いて、砂利需要が増大していたことを示す。

②日本で最も砂利採取が盛んに行われていた関東の多摩川（東京都・神奈川県）では、もともと明治～大正時代の初めの採取人夫は農民が主体で、農閑期の副業であったため、農繁期には労働力が不足するという状態であった。そこで需要増に対応するために、事業主は次第に出稼者を採用するようになった。朝鮮半島からの移住者も多く雇用されることとなった[45]。

③表8は、砂利採取業に従事した朝鮮人労働者を示すが、京都府は他府県以上に朝鮮人労働者の比率が高かった。

④砂利採取は野天作業であり、夏は強い日射を受け、強烈な反射熱のもとで作業しなければならず、冬は寒い川風にさらされて、その労働環境は極めて過酷であった。やがて事業主は、料金の値上げ交渉の煩わしさ等を避けるため、人夫数人を束ねる請負者を間に入れ、彼等を下請化していったという[46]。

第二節　上賀茂の朝鮮人と砂利採取業

①上賀茂地区における砂利採取に関する新聞記事には次のようなものがある。

○「砂利盗みが　上賀茂附近で」

鴨川の流域で砂利盗人の張本「鰻の芳」一派が下鴨署に検挙されてから暫らく鳴を鎮めてゐたこの種の常習者が最近またもや上賀茂村御薗橋附近で盛に採取するのを署員が注意するのも聞かな

（42）京都府社会事業協会『社会時報』第7巻第11号（1937年）9頁。

（43）杉本弘幸、前掲論文、87頁。

（44）「街の掲示板」『京都日出新聞』1938年11月9日夕刊。

（45）建設省関東地方建設局京浜工事事務所多摩川誌編集委員会『多摩川誌』（河川環境管理財団、1988年）972、980頁。

（46）同上、980頁。

いので 二十七日午前西土井部長は巡査 二名を引率して検挙に向つた[47]

砂利の盗掘は常習的に、時には署員の注意すら聞かずに行われていたのである。また、次の記事も同じ御蔭橋周辺での朝鮮人に関するものである。

○「たち廻はり」

洛北上賀茂村字池殿町金星龍（二十五）と同町金雨龍（二十二）の両名は、二十八日午後十時ごろ上賀茂村御蔭に金雨弼方で口論の結果大立廻りをなし、雨龍は星龍に木枕で顔面を殴打され治療三週間の負傷をした、此事を下鴨署員が探知関係者を 二十九日引致取調べ中であるが、原因は砂利採集の勢定の行違ひから[48]

③記事中の上賀茂池殿町は、御蔭橋に近く、賀茂川に沿うように位置しており、京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査』（1937年、朝鮮人人口の調査時は1935年）ならびに『京都府協和会要覧』（1938年、調査時は1938年）の両調査で、朝鮮人密集地 として挙げられている。

④『市内在住朝鮮出身者に関する調査』では、池殿町朝鮮人戸数10、世帯数18、人口173人となっている。日本人・朝鮮人合わせて、世帯数90、人口434人なので、朝鮮人世帯率は20%、朝鮮人人口率は16・8%となる。また『京都府協和会要覧』では、池殿町の朝鮮人は155人（男101人・女54人）となっており、有職者は男女合わせて、72人である。72人中、各種職工が７人、自由労働者が58人、其他が７人となっていて、自由労働者が圧倒的に多い。自由労働者の多くは、砂利採取業に従事したと思われる。池殿町には砂利採取に従事する朝鮮人の密集地が存在していたのであろう。

⑤『京都府協和会要覧』に掲載されている協和会補導員には、朝鮮人密集地に住む朝鮮人が任命されているが、上賀茂地区では、(1)上賀茂岡本町、(2)上賀茂朝露ケ原町、(3)上賀茂芝蒲園町の３地区の朝鮮人が任命されている。このうち(1)の岡本町は、屎尿処理業との関係が推察され、(2)(3)の朝露ケ原町、上賀茂芝蒲園町は、いずれも鴨川沿いにあり、砂利採取業との関連が深いと考えられる。

・(3)の芝蒲園町に関して、京都中央電話局『京都市電話番号簿』（1937年４月１日現在）332頁に、李徳福なる人物が記載されている。住所は上賀茂芝蒲園町70、職業は土木砂利となっている。当時の電話帳に朝鮮人が掲載されることは珍しく、一定以上の規模で砂利採取業を行った朝鮮人がいたことがわかる。鴨川沿いでは相当数の朝鮮人が砂利採取業に従事していたのである。

⑥戦前期京都市においては、桂川沿いの梅津や吉祥院などでも朝鮮人人口率が高かったが（前掲表１参照）、これらの地域でも、戦前は砂利採取業が盛んに行われていた[49]。梅津など河川の屈曲部も土砂が堆積しやすい場所であった。戦前期京都市における新市域での朝鮮人人口率の高さを考えるとき、砂利採取業は極めて重要な産業であったということができる。

⑦なお、鴨川（賀茂川）での砂利採取は、上賀茂の松野えん堤から羽束師の桂川合流点にいたる全区間において、1960年、高野川と同時に禁止となった[50]。桂川でも、ほぼ同じ時期に砂利採取は禁止となっている[51]。

（４７）『京都日出新聞』1925年12月28日。

（４８）『大阪朝日新聞京都版』1928年３月31日。

（４９）梅津地区において砂利採取業に従事する朝鮮人については、『大阪朝日新聞京都版（京都附録）』1922年12月２日、同1928年８月12日などに記事がある。吉祥院地区における砂利採取業と朝鮮人については、拙稿B参照。

（５０）「鴨川、高野川筋土石（砂を含む）採取の制限について」（昭和35年４月28日５河第200号京都土木工営所長あて 土木建築部長通知）『京都府土木建築部例規集、管理編Ⅰ〔京都土木②七〕』230頁。

（５１）「桂川筋（京都府京都土木事務所管内）の土石採取禁止区域」（昭和35年10月４日 京都府告示第779号）『京都府土木建築部例規集、管理編Ⅰ〔京都土木②七〕』231頁。

第四章　土木工事と朝鮮人労働者

①当時の新聞記事[52]からは、賀茂川改修工事、電燈架線工事、立命館大学運動場拡張工事などが上賀茂で行われ、朝鮮人労働者が従事していたことがわかる。
②これらのうち立命館大学運動場拡張工事について、『立命館百年史』には、上賀茂グラウンド建設が、伏見工兵隊や立命館職員、学生、生徒によって行われたことが記されている。しかし、野球場、蹴球場、陸上競技場の建設が行われた第一期工事に、朝鮮人労働者が従事していたことなどは記されていない[53]。このように朝鮮人労働者の存在は正史の上には残らないのが通例である。
③また戦前期の上賀茂地区周辺では、松ヶ崎水源地工事で朝鮮人が働いていたことを示す記事がある[54]。また、洛北十地区画整理事業[55]、深泥ヶ池十地区画整理事業[56]などが行われており、これらの事業が行われた近隣の上賀茂深泥ヶ池地区には、朝鮮人土工が居住していたことを示す新聞記事がある[57]。1930年において、京都府の土工6545人中、4035人が朝鮮人であり、土工のうち朝鮮人の占める割合は62%にも達していた[58]。このような状況から考えて、深泥ヶ池近隣の十地区画整理事業などの工事に、上賀茂の朝鮮人が従事した可能性は高いのではないかと考えられる。

おわりに

①本稿では、戦前期上賀茂地区の状況を、朝鮮人の流入を中心に分析した。戦前期京都市においては、市域に編入された地域で、土地区画整理事業が進み、住宅地が形成されていくが、そういった過程は上賀茂地区周辺でも典型的に見られていた。戦前期上賀茂地区では、産業の中心がすぐき菜栽培を中心とする農業であったが、すぐき菜栽培には非常に多くの人糞肥料が必要であった。
②京都市では急激な人口増加に伴い、屎尿処理問題が深刻となっており、日稼的に屎尿汲取を行う朝鮮人労働者が増加していた。彼らは上賀茂にも集住し、そのリーダーは学区会議員選挙にも当選していた。
③また上賀茂地区は、賀茂川が山間部から平野部に出てくる場所に位置し、砂利の堆積層が厚く、上砂採取業の適地となっていた。土砂採取業は、夏は強烈な反射熱に、冬は寒い川風にさらされ、過酷な労働環境にあったが、他に仕事のない多くの朝鮮人労働者が従事した。屎尿汲取業と砂利採取業の両方が行われていた上賀茂は、京都市有数の朝鮮人集住地となっていたのである。
④戦後は、屎尿汲取業は殆ど見られなくなり、また賀茂川での砂利採取も1960年に禁止となった。そのため、戦後上賀茂の朝鮮人人口は急減し、朝鮮人集住地とは見なされなくなっていく。
⑤上賀茂と同様に、戦前期多くの朝鮮人が砂利採取業に従事した吉祥院や梅津では、染色工業地帯として、戦後も多くの朝鮮人が居住した。しかし、上賀茂ではこれらの工業が発展せず、むしろ農業地・住宅地として高度成長期を迎えたため、朝鮮人人口は急速に減少することとなったのである。

（52）「浮世草子」『大阪朝日新聞京都附録（京都版）』1923年6月8日、「浮世草子」同1926年1月9日、「岩石が崩れ」同1930年9月4日。
（53）立命館百年史編纂委員会『立命館百年史　通史　』（1999年）420～424頁。
（54）上賀茂村居住の朝鮮人が、松ヶ崎水源地工事場から鉱塊を盗み出したとの記事がある。『大阪朝日新聞京都滋賀版』1926年8月11日。『京都日出新聞』1926年8月13日夕刊。
（55）洛北地区（第一工区・第二工区）では、1927年から1932年にかけて土地区画整理事業が行われた。京都市建設局、前掲『京都市の区画整理』。
（56）加茂之荘地区（深泥ヶ池地区）では、1934年から1940年にかけて十地区画整理事業が行われた。京都市建設局、前掲『京都市の区画整理』。「京都土地区画整理事業概要」『史料　京都の歴史　第六巻　北区』（平凡社、1993年）299～300頁。
（57）『京都日出新聞』1925年12月27日、同1933年1月30日夕刊。
（58）内閣統計局『昭和5年　国勢調査報告』による。

朝鮮人の集住は、戦前期を中心とする一時期に顕著に見られた現象であった。

⑥昭和戦前期には、京都の町は大きく拡大し、かつての市電軌道最外郭線（北大路通・西大路通・九条通等）建設など、現在の京都市の骨格を形作った数多くの社会基盤整備事業が行われた。そして、そういった土木工事の最底辺に位置する土砂採取業を支え、また増加する人口によって深刻化していた屎尿汲取問題を支えていたのが朝鮮人労働者であった。

⑦近年「京都検定」「ジュニア京都検定」に代表されるように、京都学ブームが起きており、「京野菜」もブームである。しかし、ここで記させていただいたような朝鮮人労働者については、殆ど紹介されていない。こういった足元の歴史を見直す作業もまた大切なことであると思う。

〔付記〕本稿作成にあたっては、二輪嘉男先生に史料の提供を受けるなど、大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

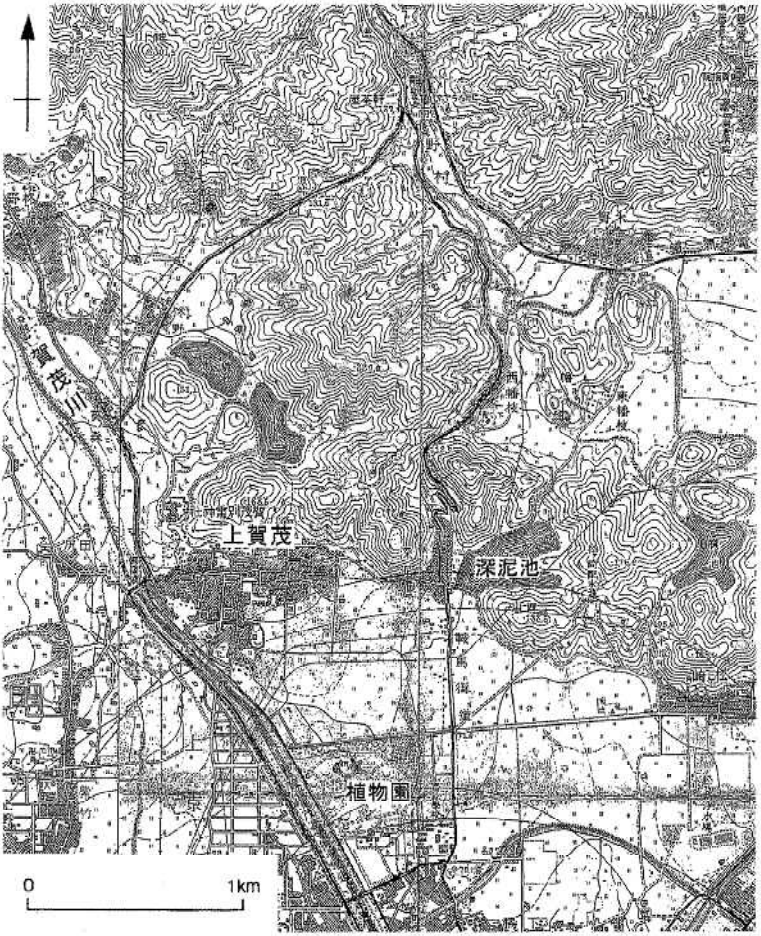

上賀茂地区周辺図

（大日本帝国陸地測量部『25000分の１地形図』昭和６年部分修正測図より作成）

ロシアに渡った靴職人たち

前川修

はじめに

この京都部落問題研究資料センターが、京都部落史研究所だった時に事務局員として仕事をしていました。『京都の部落史』には関わることはなかったのですが、『近江八幡の部落史』や『野洲の部落史』の編集・編纂の仕事をさせていただきました。調査でいろんな資料を見ていると、「え?」と資料に「引っ掛かる」ことがよくあるのですが、そのことに関して調べていくと今まで通説だったものが、現実とはかなり違うことが見えてくるのです。

今日、お話する「ロシアに渡った靴職人たち」は、二〇〇四年に世界人権問題研究センターの研究紀要九号ですでに論文にしています。論文として書いたものを報告するのは、順序が逆転していて申し訳ないのですが、興味のある方は論文もお読みいただければ幸いです。「ロシアに渡った靴職人たち」という論文名は気に入っています。論文名でよくあるのは、「□□□の○○○における一考察」というつまらないもので、表紙を見ただけで読みたくなくなります。なるべく興味を持っていただけるようにしたいと思い、「ロシアに渡った靴職人たち」というネーミングにしました。今日資料としてお渡ししています新聞記事（『毎日新聞』二〇〇二年二月二七日～三月一日）、これは中村一成さんという毎日新聞の記者に論文になる前にしゃべったことが記事になったのですが、論文よりこちらのほうが面白いなと思っています。私が言いたかったことはこれにほとんど書かれています。

近江八幡の部落史の資料調査をしている時に、近江八幡市の担当の方から面白いものがあるとルーブル紙幣のコピーをいただきました。全部兌換（だかん）で、大小いろんなのがありました。その時は、「靴とルーブル紙幣は関係があるのかな、貿易をしていたのかな」と思うくらいでした。その後、京都の崇仁地区で資料調査をする機会がありました。地元からいろんな資料を提供していただいたのですが、その中に沢村熊吉さんとしづさんの古い旅券がありました。今は、柳原銀行資料館に展示されています。お二人のパスポートと一枚だけですが小さなルーブル紙幣（兌換）をいただくことができました。お孫さんにあたる方からいただいたのですが、昔はよくルーブル紙幣でままごとをして遊んだりとか、家のふすまが破れたらそれを貼っていたということです。ルーブル紙幣は箱に一杯あったそうですが、最後の貴重な一枚をいただくことができました。これが、

先ほど言った資料に「引っ掛かる」ということです。何故パスポートやルーブル紙幣があるのかを調べたいと思ったのが「ロシアに渡った靴職人たち」の発端です。

第一次世界大戦とロシア貿易

第一次世界大戦が一九一四年に始まります。ロシアは軍需製品を輸入品に頼っていました。それがヨーロッパ、主にドイツと戦争をすることによって輸入ができなくなり、アメリカや中国、日本から大量の軍需製品の輸入をするようになります。これが靴の大量注文の出発点になります。史料1です。大手の皮革業の会社に対して国が斡旋するかたちで注文がおこります。一九一四年の九月にロシアからの第一回目の軍需品の大量注文があります。この年に、ゲルモニコース陸軍少将が来日して二回目の軍需品の注文をします。皮革製品に限って言えば、史料1にあるように弾薬盒が五〇万、ベルトが五〇万、馬具が三五、〇〇〇、軍靴が五〇万足、という膨大な製品の注文でした。資料の13ページにおもしろい写真があります。大正四年のもので、「ロシア軍靴の山」とあります。膨大な靴の山とロシア人らしき人がそれを見ている様子です。下のほうは馬具が大量に工場にならんでいる様子です。軍靴は、一九一五年に一〇〇万足の軍靴製造依頼がおこります。追加史料から、賑わい振りがわかります。靴職人というのは当時、あちこちの工場を転々としていました。ロシアからの軍靴注文で大手の皮革会社が全国から職人を呼び集めて宿に住まわせ、大量生産をするわけです。周辺の飲み屋や食堂がにぎわっているという状況が書かれています。

『近江八幡の部落史』の編纂をして、非常にありがたかったことは、まだ靴職人が八幡部落の中に何人かおられて、何日もかけて一足の靴をつくるところを取材させていただいたことです。靴は大きく分けると靴底と甲皮の二つにわけられます。甲皮はミシンで大体の形を縫ってつくります。それをどう貼りつけていくのかが靴職人の腕前です。足にあった木型がつくられ、その木型に甲皮を釘で打っていき、それぞれの細かい部材を縫い合わせるようなかたちで一足の靴ができます。早い職人でも二日くらいかかるといわれています。靴をつくるところを間近で見ると感動的です。両手に糸のついた針をもって、足ではさんで縫っていきます。針を通して小指でぐっと引っ張って縫っていきますから、小指がすごく太くなっています。釘で木

型に甲皮を打ちつけますから、靴職人のひざは平らになっています。そうしながらミリ単位の作業をやっていくのですが、この時の取材は『近江八幡の部落史』の聞き取り編に細かく図解をして掲載しました。

この近江八幡の靴のつくり方と、ロシア靴を生産した時のつくり方は基本的に同じです。このような靴職人たちが千五、六百人かき集められ、ロシア軍靴を製造するということがおこるのです。それが一九一五年くらいです。そして、どのくらいの量が輸出されていたのかは史料2の表です。一九一四年から一九二四年までの輸出量・金額です。ちょっと不正確なところがあると思うのですが、大体靴の注文と連動していると思います。一九一四年のところをみてみますと、輸出量が一四一、六四〇足ですが、翌年にロシアからの大量注文があって一気に一、四一六、二七六足になっています。その後は徐々に下降していくのですが、一九一八年くらいまではかなりの量を輸出しています。一九一九年になるとガタンと落ち、一九二〇年には数字がよくわからないくらい減っているということです。これはロシア革命との連動です。一九一七年でもまだ輸出しているのですが、徐々に輸出量は減っていきます。

ロシアに渡った靴職人たち

このロシアからの大量注文が、被差別部落にどういう影響を及ぼしたのかをみてみたいと思います。史料3の新聞記事です。一九一六年で、大量注文の時期です。「露西亜の靴の注文が入つて西浜一帯の景気が恐ろしく向上し普通の革職人以下利廻りが好くなつて子供の顔色にまで変化を及ぼし校庭に集つた生徒は何れも此れも元気の良い腕白小僧ばかりで小さつぱりした他所行きの着物に着更へ貧民部落の子供とも思へぬ様なのが多い」と、靴を製造している部落では好景気の影響が出ているということです。大手だけでは一〇〇万足の靴は生産できませんので、下請の被差別部落などの零細の靴工場へどんどん注文が来たわけです。そういう状態が日本全国であらわれるのです。史料4は土方鉄さんの『部落―ある靴職人の視点』という本からです。土方さんの出身の京都の竹田部落でどういうことが起こったのかが書かれています。岡田という靴を作っている家では「ウラジオ行きの靴」つまりロシア靴をつくっていて大儲けをしたということです。土方さんが地元で聞かれた話だと思います。こういうことがあちこちの被差別部落にあったわけです。史料5は部落に関係するかどうかは

わからないのですが、山口平三郎さんという方が若い頃の思い出をつづったものです。東京八王子の靴店で仕事をしているときの思い出です。こういう状況が日本の小さな工場でも見られ好景気だったということです。軍靴だけではなく、庶民用の靴も大量に作る状況だったようです。ロシア靴が大きいということですが、ロシアは寒いのでたくさん包帯のようなもので足を覆いその上に靴をはくのでさらに大きくなるのです。巨大な靴の膨大な注文が舞い込んだというのが一九一五年、一六年の状況でした。

その靴の生産は日本国内だけで生産したのではないという資料があります。史料6です。一九一五年八月、大量注文があったその年なのですが、「浦潮に於ける軍靴近状」とあります。ウラジオストクへは新潟港から船がでていて、日本に一番近いロシアです。そこに日本の靴職人たちが出かけて靴を生産しているのです。一〇〇万足の注文は日本だけで製造しているわけではなく、ロシアに渡って生産する日本人もいたということです。日本人は優良だと書いてありますが、中には調子に乗った日本人業者が靴の中にボール紙をつめこんだりして、評判をおとしたこともありました。

ロシア革命後の渡航

一九一七年になると二月革命がおこります。日本はロシア革命を潰そうとして軍隊を派遣します。いわゆるシベリア出兵です。正式に出兵を宣言するのは八月ですがその前からどんどんウラジオストクへ軍艦をおくったり、陸戦隊を送ったりという状況でした。このような危険な状況で、多分軍隊に守られながらかもしれませんが、果敢にロシアに渡って靴を生産し、また日本で作った靴を売りに行く職人たちがでてくるのです。史料7は、「柳原町民の海外発展」という記事です。ウラジオストクで一日職人たちが靴を作ると一円八〇銭から二円五〇銭になるとありますが、その当時の靴職人の一日の平均賃金は八九・八銭ですから、ロシアに行って靴をつくれば二倍から三倍くらいの工賃になったわけです。そういう状況だったので当然京都の柳原から一獲千金、儲けるために、新潟港から一日くらいで行けるウラジオストクにどんどん渡っていったわけです。ロシア革命がおこっている時期ですが、危険を覚悟で多くの職人たちが、ロシアに行ってお金をもうけて帰ってくるという状態が続いていたわけです。史料8です。七条部落の花岡治之助さんの人物紹介です。花岡家は靴で有名

な一家で、「大正初年、花岡はウラジオストックに渡り、数年間でかなりの利益を」得たとあります。史料９は、『近江八幡の部落史　くらしとしごと』からです。先ほどお話した靴職人の取材をした八幡部落で聞き取りをしたものです。「このうち古いのは吉川、河井与平、八幡商業の生徒を対象に靴を作っていた河井市次郎らで、この他にロシアで習ったといわれる臼井甚造」と、ロシアで習ったことがでてきます。この同じ臼井甚造さんは史料11でもでてきます。八幡部落からロシアに渡ったことは、地元では多くの人の記憶に残っているわけです。史料10は、小西喜八についてです。「かれがロシア貿易のことでウラジオストックへ出かけたのもそのころのことで、防寒靴の製作に学ぶべき点は心にとめてきて、帰国すると技術改良につとめた」とあります。大正六年以降ということですので、柳原町の人たちがロシアに渡っていった時期と重なります。同じ時期に近江八幡からも出かけていたことがわかります。史料12は、下郷山兵さんという方が書かれた『ミスターヨシのたたかいの生涯―一九四一年十二月上海―』という本です。このミスターヨシというのは史料９に出てくる吉川平左衛門の息子、信太郎のことです。八幡商業に通っていたヨシはヴォーリーズに見込まれて、卒業すると神戸の神学校に進学しました。アメリカ留学もするのですが、そのころ信仰を失い、あちこち放浪の旅をします。この本のサブタイトルに「一九四一年十二月上海」とありますが、パールハーバーの年で、その時ヨシは上海にいて軍部から真珠湾攻撃の情報を得てそれを阻止しようとするのです。第二次世界大戦後、ヨシは母校の八幡商業で英語の先生をするのですが、下郷さんはこのヨシから英語を習い、恩師の波乱に富んだ生涯を調べて本にされたのです。この本に、「ヨシは神学校での最初の夏休みに、父親と共にウラジオストックへ渡航している。当時はシベリア出兵の最中で、内田外相名で発行されたパスポートには『商業視察のため』とあり」と、吉川家に残っている吉川信太郎・平左衛門のパスポートの説明がされています。近江八幡でいただいたルーブル紙幣もこの吉川家から出てきたものです。

　史料13は、ロシアでの商売はどのようだったかについてです。「大阪屋商店の活躍」という資料で、一九一九年のものです。ロシア革命後何年もたっているわけですが、日本はシベリア出兵をしてパルチザンとの闘いで多くの犠牲

を出している頃です。次の年には有名な尼港事件が起こっています。軍部と民間人が数百名虐殺されるというような悲惨な事件も起こるような状態になっている時期に、報じられた記事です。大阪屋商店は浅草に本店を置きウラジオストクに支店を出して貿易を増加していると書かれています。大阪屋商店の奥田という方がその当時のロシア貿易の内容を語っているのが史料14です。「大阪屋商店の活躍」と報じられている時期の実際の取引の状況についてです。日本人とロシア人が商談をするときには、その周りを取り囲んでいる日本人もロシア人も、みなポケットにピストルを隠し持っているのです。何か変な動きがあると撃ち合いになるという感じの取引が当時のロシア貿易であったということです。そういう危険をともなった状況がロシア革命以降のものだったのです。一九一七年に二月革命、一〇月革命があってソビエト政権が樹立し、一二月にはドイツとの休戦協定を結ぶということで戦争は終わります。その状況は先ほどの史料2の表の一九一八年くらいになると靴の輸出量が落ちるということとつながります。もう戦争をしていないわけですから、軍靴の需要がなくなるわけです。この状況は日本の中では大問題になっていきます。大手の皮革会社や靴会社は、一九一七年にもロシア政府から四回目の軍需品の大量注文を受けるのですが、すぐにロシア革命がおこり、頓挫してしまいます。納品した軍靴代金が回収できなくなるのです。大阪商会の製靴部では、ロシアへの輸出代金のうち約一〇〇円が未収になります。日本全体の皮革関連会社の未回収金が六、八〇〇円にも達してしまったということです。このために銀行で取り付け騒ぎなどが起こると大変ですから、日本政府によって一九一八年六月に臨時証券法が閣議決定されて、大手の靴会社や皮革会社への未回収分を補填する救済策を出します。そのさなかでありながら、部落から靴職人たちがウラジオストクにどんどん渡航しているのが面白いと思います。

　最初にお話した沢村熊吉さんのパスポートをロシア語のわかる友人に読んでもらったのですが、ロシア革命のさなかに渡航している事がわかりました。それも何回も渡航しています。沢村さんは一九一八年八月に初めて渡航し、最後は一九二一年三月です。五、六回出国しています。危険な状態のなかで商売をするわけです。地元での貧困や閉塞状況のなかで一攫千金をねらうような渡航だったということが見えてくると思います。沢村熊吉さんのお孫さんか

ら、ルーブル紙幣とパスポートとともに一冊の冊子をいただきました。史料15の『京都の靴について』という一九五八年に出されたものです。京都の靴産業について、当時の靴産業の代表的な人たちを集めての座談会を蜷川知事が進行役になっておこなったものです。参加者の中で、沢村さんの名前だけに「翁」が付けられているため、沢村さんは靴業界の中心人物だったことがわかります。座談会で面白い話をされています。知事がウラジオストクに「どの位おいでになつたんですか」と聞くと、「約一年程いました。その頃は靴がよく売れましたので二・三年してからまた靴をもつて売りに行きました。（笑声）（中略）知事さんも御存知のように、尼港事件がございましたね、その時に品物をウンと持つて行つたんです。（中略）ロシヤ人が日本は野心があるので、いつまでも立退かないといつて驚いていました。そのようなことで品物がさつぱり売れんようになりましてね、それで大きな損をしたんです。（笑声）」と答えています。奥さんのしづさんも伴ってとても危険な時期にロシアに稼ぎに行くわけです。そういう事を何回か繰り返し、最後には大損をしてしまうということです。史料４の土方さんの文章でも「ロシアに革命がおこって、ルーブルが、一どきに暴落し」、「帝政時代の無効になったルーブル札が、まるでレッテルの束のように」なっていたということです。史料５の山口平三郎さんの話でも「帝政時代から臨時政府時代のルーブル紙幣はたちまち暴落してしまい、この紙幣を行李やタンスにいっぱい貯め込んで大事にしまい込んでいた」人は大損するわけです。このため、吉川平左衛門・信太郎さんなどの家に帝政時代のルーブル紙幣が残されたわけです。大手はロシア革命によって損をしないように撤収してしまいましたが、零細である部落の靴職人たちは「もう少し儲けられるのではないか」と危険な状態でもどんどんウラジオストクに渡っていき商売を続けるのです。そして大阪屋の証言にもあるように、その貿易は非常に危険な状態だったことが見えてくるわけです。儲かると思って取っておいたルーブル紙幣が無価値になる、紙くずになる、子ども達の遊び道具にしかならないのです。大きな損をしても、当時のことを懐かしそうに笑い話にしています。時代に翻弄され、ロシアに行って大損をしてしまう、そんなことはきっと沢村さんの人生のなかで何度もあったのでしょう。たくましく生きる靴職人の姿を感じることが出来るのではないかと思います。

『京都の部落史』では、こういう靴職人の足跡というのは残念ながら書かれていません。もう少し早く史料が発見できていれば、こういった靴職人がロシアに渡った姿を部落史の中に描けたのではないかと思います。

ロシアに渡った靴職人たち

2007.11.30

前川　修

はじめに

Ⅰ．第１次世界大戦とロシア貿易

第１次世界大戦初期のロシア貿易

ロシアからの皮革軍需品の大量注文

靴輸出状況

Ⅱ．ロシアに渡った靴職人

部落の製靴業への影響

ウラジオストクでの製靴業

部落の靴職人たちの渡航

Ⅲ．ロシア革命後の渡航

ウラジオストクでの皮革業の実態

沢村熊吉の体験

紙屑になるルーブル紙幣

おわりに

史料1

五十万の注文に転手古舞

露国陸軍少将ゲルモニユース氏は幕僚を従へて昨年我国に渡来し軍需品の註文をした事は其当時の統上に記したが愈我が官憲の斡旋に依つて三井物産会社がそれを請負ふ事となり工場を虎の門から新し橋に亘る衆議院裏門一帯の埋立地を敷地として八棟のバラツク式工場内に日々千名に近い職工等が出入して軍需品の製作に多忙を極めてゐる

▲五十万個の弾薬盒　露国が我国に向つてどんな種類の軍需品を如何程註文したかは秘密で知ることが出来ないが三井物産が請負ふた負皮五十万、弾薬盒五十万、帯皮五十万、水筒カバー五十万は既に前記の工場で製作中である、バラツク式八棟の工場には各目下請負者の工場が出来て居て、第一工場が並木組宮田組、第二工場が樋口組、第三工場が皆川組、木村組、第四工場が大野組、浅倉組、第五工場が鈴木組、松倉組、北島組で第七工場が縫工場、残る二棟は機械場と倉庫と云ふ按配で東京に於ける有名な請負業者は悉く腕を揃へて遣つてゐる

▲水筒用のカバー　前記の本工場の外には越前堀に木工場事務所があつて予備弾薬盒の製造に従事して居るが、尚ほ外に新港町に加工場、浅草橋場に分工場、下谷御徒町に水筒カバーの加工場があつて其所では水筒カバー五十万の製作を遣つて居るし、大阪では目下水筒五十万個の製造中である、そして工場か完成して始めて仕事に掛つたのが旧臘の十五日で八十日間の日子を以て悉く仕上げると云ふのであるから三月中旬には完成して浦鹽まで輸送する事になつて居る、本工場の職工は五百九十四名、雑工六十五名で各加工場、分工場、家庭で内職を遣つて居る者までも合計したならば幾万に達するか分らぬそして一月八日中に製作されたものは僅かに一万個位に過ぎぬと云ふから残る四十九万個を製作輸送するにはなかなか容易の業ではない

▲恰も戦場の光景、本工場の表門は左右に開かれてあるが看板を掲げてゐないから何の製造所だか一寸分らぬ、裏門の方へ行くと門扉は堅く閉されて職工出入口には「無断入場を禁ず」の木札厳めしく、門内に入ると請願巡査が厳重に出入者を監視し庇を並べた各工場の入口には何々組工場の表札も物々しく工場内には数百名の男女職工がさも忙はしげに働いてゐる、場内の所々には皮革が積まれて截断する音、縫工する響さては工場間を貫通せる土工レールは運搬車を軋らせて製作材料を各所に配置するなど宛がら戦場にも異ならぬ光景である、そして完成した物品は露国官憲の検査を経ることゝなつてゐるが五十万個の各品が全部露軍に

供給し終るのは来る四月下旬だろう（時事新報）

『皮革世界』第九年第二号（皮革世界社刊、一九一五年二月一日）

史料2

靴輸出額

年　度	輸出数量	輸出金額
1914(大3)	141,640足	99,815円
1915(大4)	1,416,276	8,597,696
1916(大5)	853,068	3,512,418
1917(大6)	987,471	4,705,774
1918(大7)	680,425	4,067,289
1919(大8)	48,462	×4,067,000
1920(大9)	——	——
1921(大10)	——	× 398,000
1922(大11)	1,513	× 66,000
1923(大12)	3,801	× 103,000
1924(大13)	5,075	× 104,000

輸出金額の銭以下は切り捨て、×印は千円以下切捨て。『靴の発達と東京靴同業組合史』（東京靴同業組合刊，1933年3月25日）

史料3

露西亜の靴の注文が入って西浜一帯の景気が恐ろしく向上し普通の革職人以下利廻りが好くなって小供の顔色にまで変化を及ぼし校庭に集った生徒は何れも此れも元気の良い腕白小僧ばかりで小さっぱりした他所行きの着物に着更へ貧民部落の小供とも思へぬ様なのが多い

『大阪朝日新聞』（一九一六年六月一六日）

史料4

大正三（一九一四）年いわゆる第一次世界大戦がはじまる。この年の末、ロシアから、膨大な軍需用皮革製品の注文が、わが国に殺到した。そのおもなものは、軍靴、弾薬帯などである。記録によると、これによって、わが国の皮革の生産は一躍十数倍にはねあがっている。そしてたちまち原材料が、底をつくというありさまであった。

狩賀部落にも、当時、岡田という家が靴をつくらせていた。ここの家には、職人が（弟子をふくめ）十人あまりいた。

ここの家でも、この「ウラジオ行きの靴」あるいは「ロシア靴」とよばれた靴をつくり、おおもうけしたといわれる。

少年だった新吉さんは、岡田の家の職人たちが、バカに大きな靴（つまりロシア靴）をつくっているのを見た記憶をもっている。

ところが、その景気も、ロシヤに革命がおこって、ルーブルが、一どきに暴落し、各地で悲劇がおこった。帝政時代の無効になったルーブル札が、まるでレッテルの束のようにしてあるのを、新吉さんは、やはり岡田の家で見ている。

その岡田に、丹波からきていた市井という職人がいた。その職人に、新吉さんの兄の新一郎さんは、弟子となり、製靴の技術をならった。その頃は、靴職人もすくなく、弟子入りする者も、すくなかった。また、弟子入りしても、報酬どころか、こちらから逆に授業料とでもいうべき礼金を持っていって習ったといわれる時代であった。したがって、その頃、靴職人といえば、「女が、競争して嫁にいきたがった」といわれる。

新一郎さんは、十四～五歳のころから、この岡田の家の市井について、製靴技術を修業したが、かんじんの岡田が、ロシア革命によって店が潰れてしまったので、市井は、新一郎をつれていく予定で、父の新兵衛に話したが、新兵衛は、それを許さなかった。

というのは、この市井は、ロシア靴景気にのぼせあがって、てかけ（妾）ぐるいをしていたが、ある日、本妻が丹波からやってきててかけと、くんずほぐれつの喧嘩をやるという一幕があり、それを、狩賀部落の人々は目の前にみたのであった。新兵衛さんは、「あんな職人につけて、他所へやると、ろくな人間にならぬ」と反対したわけである。

そこで新一郎さんは、文吉という、別の職人について、大阪の西浜へゆき、さらに腕をみがいた。

土方鉄『部落―ある靴職人の視点』部落解放新書3（解放出版刊、一九七七年三月三一日）

資料5

この工場での仕事はロシアからの注文の下請け作業が主だった。

当時（大正三年末）帝政ロシア政府から日本に大量の軍需靴（百万足）が注文され、そのため日本の靴産業にとっては、未曾有の大注文で業界は俄然色めき立っていた頃であった。それに靴は軍需だけでなく婦人ブル靴や地方庶民用の短靴も盛んに注文が来て、私の造ったのはロシアの男子庶民用だったが、日本人の足の極大十二文がロシア人の一番小さな寸法位で、大きなものは十七～八文もあったから、いかにせん仕事がやりにくくて仕方がなかった。出来上がった靴は、一組六十足を木箱に詰めてどんどん輸出されたのだが、その

後大正六年にロシアに革命が起き、帝政は崩壊してケレンスキー臨時内閣が成立し、それも間もなくボルシェビィキ革命に追われてしまったので、帝政時代から臨時政府時代のルーブル貨幣はたちまち暴落してしまい、この低幣を行李やタンスにいっぱい貯め込んで大事にしまい込んでいた。その後大正八年頃このルーブル札が露店などで無価値同然の安さで売られた風景などもあったが、私が働らいていた工事もやはりルーブル紙幣の暴落で、はかなく消え去ってしまった仲間でもあった。

山口平三郎『河のにおい』（一九六五年九月五日）

史料6

○浦潮に於ける軍靴近状

此程浦潮斯徳より帰來せし大阪某當業者の談に依れば目下同地に於ける製靴の數は露人二百三四十軒、支那人百廿餘軒、本邦人百廿餘軒位にして一般市況は勿論沈静なるも四五月頃以来例の軍靴製造の爲め何れも多忙を極むるに至れりと今其實況を聞くに。

▽警察力にて製靴を奨励す　露国官憲が昨冬來本邦及び米国当業者へ註文せし製靴の数にては到底需要を充たし能はざるより国内最寄りの各地製靴業者に命じ極力製造せしめつゝある由就中浦潮斯徳当業者へ対する註文及び是れが督励の方法は先づ前記露日支三国製靴業四百有余軒へ各々一週間二足を納入せしめ即ち一ケ月三千五六百足宛の概算にて供給を仰ぎ尚ほ同地警官は陸軍の命を奉じ日々受負者の戸々に就き納入に遅滞なからしむべく督励し居れりと。

▽製靴技能は本邦人が優良　右の如く毎週二足平均の割当にて製靴を引受け作業に従事しつゝある三国当業者中支那人は技術粗慢なる上且つ規定の二足以上を仕上るもの稀にして代金の前借を要求するの悪弊あるもの多き為め当局の歓迎する処とならず又露国人は技術の上に於て稍稍支那人に優る処あるも因襲の久しき怠惰の弊習ありて下金受領の当日或は翌日の如き従らに酒色に耽けり花柳の巷を賑はし収入を浪費せる為め足れに依りて蓄財せしもの殆ど指を屈するに足らず、之れに反し本邦製靴業者は概ね精励にして毎週三足以上を仕上るもの勘なからず其上技能優秀なるが故に上下の評判至て宜しく此分にて押し通さば他日吾が商工業上洵に結構千萬なりとて近頃一度同地に足を容るゝものゝ称讃止む能はざる処なりとは喜ばしき現象なけど。

▽更に邦人の一大瑕瑾　斯く邦人製靴業者の技能優れたると製造力の多きより一般称讃の的となりしは嘉すべきことなりしも爰に最も寒心に堪へざる一瑕瑾ありて在留邦人の面目を害したりと云ふは先頃某々二三製

靴業者が材料欠乏を告げたるに際し中物にボール紙を用ひ端なくも露見したより一般邦人の憤慨一方ならず厳重の制裁を施こさんと寄々凝議中なりしも幸ひに露国当局の寛大なる将来の注意を促されたるに止まり関係なき当業者数名も責任を負ひ連署を以て謝罪的書附を差入れ漸く事なきを得不正者も相変らず作業を持続するに至りし由なるが之れが為め以前の信用を傷けたること一方ならずとは困つたものと云ふべし。

▽価格と支払日　品質は目下吾が内地東西各工場にて製造中のものに比し余程次位にありて一足日貨七円五十銭にして代金支払は納入と同時にて毎週一回の規定なりと云ひ、然して昨今漸次材料の騰貴に伴ひ三十銭乃至五十銭見当の値上を要求し幸ひに当局の容るゝ処となりしも其間係り官に対し何等か相当の手心を要したりとの噂あれど、如何に其筋の気受けを好からしめんとすればとて、国家危急存亡の戦時に際し斯る手心云々等の事あるべしとは信ぜられず。

『日本皮革時報』第一四年第七七号（日本皮革時報社刊、一九一五年八月三〇日）

史料7

柳原町民の海外発展　露国注文の軍靴製造の為めに、京都柳原町より多数露国に赴き、彼の地に於て製造販売及び職工となりて従事し居るが、最近帰朝せる者の談に依れば、露国にては昨今一足の靴が二十円より五十円位迄為して、牛皮の不足を来し居り、職工の貸金に於ても一日一円八十銭より二円五十銭を得る事を得べしといふ。尚ほ柳原町より露国に永住の見込みにて靴店を開き、中々盛大に業務を拡張し居れりといふ。

『日出新聞』夕刊（一九一七年五月三一日）

史料8

花岡治之助（一八七五～一九四八）

明治、大正、昭和の三代にわたって、京都靴業界発展のために、多くの功績を残した人物がいた。ひとりは明治三十一年七月という珍しい時期に、京都靴商組合を創設して初代組長に選ばれ、以来、長年にわたって業界を指導し、さらに昭和の統制時代には、京都府靴工業組合の初代理事長として活躍した柴田友吉である。

彼が創設した京都靴商組合は、綿々として今日に伝えられ、現代でも笹原新七組合長をリーダーとして組合活動が続けられている。

いまひとりは、私財を投げうってまで京都製靴業界発展のために、長年涙ぐましい努力を続けた功労の第一人者花岡治之助であった。

花岡はとつ弁に近い方であったが、頭の回転は非常に早く、また一つのことに熱中しだしたら、とことんまでもやり抜くといった性格の人であった。

彼は明治八年（一八七五）京都府綴喜郡柳原町（現在の下京区七条西之町）で生まれた。父の喜右衛門は、妙法院という寺の御用商人だったというが、花岡は十三才で京都市内の靴店の徒弟となった。

その後、大阪に出て、大倉組製靴工場で働くことになったが、二十才のとき、大倉組の台湾支店に移り、そこで職長まで勤めた。

日露戦争後、花岡は、大倉組時代に面識のあった平野永太郎が、アメリカ仕込みの新しい製靴法によって、神戸で製靴工場を開いていて評判をとっていることを知り、京都の業者にぜひ教えてほしいと頼みこんだ。この申込みを心よく引受けた平野は、さっそく京都柳原町の商品館に出かけていって、多くの業者に、紙型の裁ち方から底付けまで、新しい製靴技術を一々手にとって教えたのである。いまでも、京都の古い業者の中には「平野さんは京都製靴業界の恩人だ」と慕っている人がかなりいる。

明治四十年十一月三日、靴工の賃上げ騒動を契機として、京都靴工同盟会が結成された。会員はほぼ百名で、初代会長には花岡治之助が選ばれた。実はこの同盟会の結成は、日本靴工同盟会神戸支部長の平野永太郎の勧告によるものであった。

花岡会長は、翌年十一月、会員の技術向上を目的に第一回靴競技会を開催した。この競技会には、百数十点の男子、婦人靴が出品されたが、この中から男子用トンビ半靴、女子用トンビ半靴の二点が優等に選ばれた。五人の審査員の中には、神戸からかけつけた平野永太郎の姿もあった。

その後、京都靴工同盟会は、第六回全国製産品博覧会にも出品、金賞を受賞するなど、技術をみがき合い、やがて『京都の紳士靴』といった名声を博するようになった。

大正初年、花岡はウラジオストックに渡り、数年間でかなりの利益をつかんだが、その後は、昭和五年に京都製靴組合が創設されるや、選ばれて初代組合長に就任。組合のアリアンズ共同工場を建設するなど、常に製靴業界の先頭に立って活躍した。

なお花岡は、統制時代にも、京都府靴統制組合理事長、さらに京都府靴協同組合理事長に選ばれ、配給割当など山積する難問題を次々に処理していった。このようにして生涯の大半を団体活動に終始した花岡は、昭和二十三年（一九四八）五月八日、永眠した。七十三才であった。

花岡の家業は、長男の治（現在の京都製靴組合組長）が継いでいる。

『靴産業百年史』（日本靴連盟刊、一九七一年三月一〇日）

史料9

親方は七軒ぐらい、大谷（栄助）、小西（喜八）、伊藤（三吉）、山本（庄蔵）、岩崎（庄七）、河井（市次郎・与平・庄平）、吉川（平左衛門）、そんなもん。大きいところは、大谷、小西、山本、伊藤。職人は大きいところで二八人くらい、小さいところは一〇人もいない。（男　大正一）

このうち、古いのは吉川、河井与平、八幡商業の生徒を対象に靴を作っていた河井市次郎らで、この他にロシアで習ったといわれる臼井甚造、軍隊で習った井上三次郎、あるいは岡村多吉などの名をあげる人もいる。

京都部落史研究所編『近江八幡の部落史　くらしとしごと』（一九九二年三月三一日）

史料10

小西喜八（一八八六～一九六二）

近江八幡といえば〈半農半工の町〉といわれ、作った靴を背負って汽車で方々の都市へ行商することで有名だったが、いまでは関西メーカーの見本市に展示して紳士靴の需要が伸びている。近江八幡と靴のつながりは古く、明治中期まで甲をしぼって底に金具を付けたタビまがいのキンチャク靴をつくっていたが、これを近代式の製靴技術に改めたのは、先覚者小西はじめ河合、吉川らの技術開発によるものである。今では家内工業の大小メーカーおよそ五・六十軒、月産一万足弱をあげるまでになっている。

小西は明治十九年（一八八六）滋賀県蒲生郡大林村の農家の四男に生まれた。かれは若いときから農業がきらいで、田畑への往き帰りには近くの製靴店をのぞいて、巧みな革の裁断、長い糸で底付けする器用さに見とれているのが常だった。あるとき畑仕事で足に傷を負ってからは、両親に頼んで座職の靴づくりになりたい、とせがんだ。伝手（つて）を求めて大阪市の西浜中通りの和田時蔵製靴店の丁稚（でっち）小僧になったのはそれからまもなくのことであった。

しかし丁稚といえば走り使いが仕事。三年～五年の年期のあいだに身をつけるのだが、かれはのんべんだらりその日を待っていることはできなかった。ちょっとの暇さえあれば仕事場にくっついているのでしかられ、夜中にそっと靴木型をいじくっていても、大目玉

をくつたことは二度や三度ではなかった。そんなことで製靴店を追い出されると、すぐ他店に住みこんで製靴技術を覚えようと懸命だった。

数年のあいだにどうやら仕事をおぼえ、武者修業のつもりで神戸や敦賀など方々の製靴店で技術をみがいたが、浮薄な都会生活と、その日ぐらしの靴工の気風にはどうしてもなじめないので、大正六年（一九一七）三十歳のとき郷里の近江八幡へ帰ってきた。

きちょうめんなかれは、日夜こつこつ技術研究に取り組んだが、勧められるままに大阪淀屋橋の上居元商店に子供靴と学生靴を納めたところ、土居ではその優れた技術にほれこんで専属の下請け契約を結び、それから高級紳士靴を専門に製作することになった。

近所の農家の若者たちが毎晩遊びにくるので「これからは靴業が発展するよ」とすすめて技術を教えたが、その後は弟子も仕事もふえる一方だった。かれがロシア貿易のことでウラジオストックへ出かけたのもそのころのことで、防寒靴の製作に学ぶべき点は心にとめてきて、帰国すると技術改良につとめた。

昭和からはじまった大戦の谷間では、土地の単農半工の技術指導者として、男子靴や軍靴で生活をささえてきたが、業者の無気力と後進性のために四十名を超す集団になっても、下請けの域を脱することができないのが、かれにとってただ一つの苦労の種であった。

終戦後は同志と近江八幡靴製造協同組合をつくり、共同販売の線を打ち出そうとあせったが、組合員の手形決済には長期資本が必要なため、それが隘路となって実現しない。しかし関西靴メーカー団体の協力で見本市に出品、ようやく業界に認められてきた。

小西はそれをただ一つのたのみにしていたが、先駆者の苦悩を背負ったまま、ついに昭和三十七年（一九六〇）八月死んだ。七十六歳。

『靴産業百年史』（日本靴連盟刊、一九七一年三月一〇日）

史料11

正吉さんが一六歳で習いはじめた洋靴は、「ウスイジンゾウていう人が、ロシアへ乗り込んで、ウラジオ［ウラジオストック］のほうへね、北海道からウラジオへ行って、ウラジオで習うてきて」普及したものだ。彼は正吉さんの姉婿にあたる。

だいたい、わたし、靴習ったんは、ロシアの戦争のときに、ロシアが、男が足らんから、女を兵隊に出しよって、ええ、その女の靴を専門に習ったんです。一六（歳）で。

おそらくロシア革命（一九一七年）を経たころであ

ろう。婦人物の長靴づくりを習いはじめた。婦人物の長靴を永年つくってきたから、昭和になって軍靴用の男物の長靴をつくるのにも、それほど違和感はなかったのである。

反差別国際連帯解放研究所しが編刊『もうひとつの近江文化③』（二〇〇〇年三月三一日）

史料12

一九一九（大正八）年三月二十二日、八幡商業学校の卒業式がおこなわれ、ミスターヨシは三十六回生として巣立った。ヨシの進路は、神戸神学校へ進んでヴォリズの事業に協力することであった。これは必ずしも父親の希望に沿ったものではなかったが、彼の郷里に対する切なる思いから出たものであったに違いない。なお、ヨシは神学校での最初の夏休みに、父親と共にウラジオストックへ渡航している。当時はシベリア出兵の最中で、内田外相名で発行されたパスポートには「商業視察のため」とあり、浦塩派遣軍司令部の検印がある。おそらくこれがヨシの海外に出た最初で、商用で再三彼の地に往復していた父平左衛門が長男の見聞を広めるため同伴したものであろう。いわゆる尼港事件は翌年一九二〇年三月勃発する。

下郷山兵著『ミスターヨシのたたかいの生涯―一九四一年十二月　上海―』（一九八三年一二月二五日）

史料13

大阪屋商店の活躍

試みに我國の對露貿易業者が西伯利各地に輸出を試みて有望なりと称せらるる商品の主なるものを列挙せんか洋服、靴下莫大小襯衣類、釦類、紅茶、珈琲、麥粉、菓子、砂糖等其種類固より決して尠からずと雖、皮革類の如き亦最も　有望なるものゝ一に係り靴材料及馬具材料として欧露及西伯利各地に需要せるゝもの其の額頗る莫大なるに拘らず戦争前此等莫大なる皮革の需要は悉く独逸商人に依りて充たされ時に本邦皮革貿易業者の之が供給を試みるものなきにあらざりしと雖其多くは品質其他の関係上未だ露國人の嗜好に適するを得ず依然独逸皮革の優秀なる地位を占むる所なりしが戦乱勃発以来独逸品の輸入杜絶、本邦對露貿易の発展に伴ひ我皮革類又漸次其の對露輸出を増進せらるゝに至り浦潮斯徳キタイスカヤ街三、大阪屋商店の如き有力者の全力を傾倒するに至りて一層輸出増加の機運を促進せられ遂に現在の如く隆盛を見るに至れり即ち同店は欧露及び西伯利各地に對する我が皮革貿易前途益々多望なるに際し大正六年を以て創設せられ本店を東京浅草区南元町に有し皮革貿易界に活躍しつゝあるもの

にして従来我が皮革類の露人間に不評なりし所以は主として其坪数不定にして整一を欠き所定の坪数より不足を来すこと往々なりしに鑑み其取扱品を悉く東京本店に於て計量器を以て一定の坪数に計量し過不足なく克く均整を保ち坪数の確実無比なるを以て開店と共に忽ち露人間の大に歓迎する所となり開業第一年の大正六年に於ける取引高百五六十万円の巨額に達し第一年たる大正七年に五十万円内外を増加し其発展の急増なるに一驚を喫せしむると共に前途の伸展の更に偉大なるものあるを期待せしむるに至れり、而して本店の発展の爾く顕著なるものあるは東京本店に計量器に依り計量せられる坪数の確実一定なると同時に品質の優良なるに由ること固よりなる可しと雖も亦、主任塚本義孝氏の手腕努力與つて大に力あるを思はざる可らず実に氏は浦潮渡航前嘗つて支那上海に在りて同じく皮革貿易に従事し、第一革命時代より第三革命時代に至る、上海が最も混乱状態に陥りつゝありたる六年間を斯業の為めに努力し当時上海地方に於ける皮革は米國品独り其勢ひを逞うし支那人は総て米国品を歓迎して本邦製め如き殆と之を顧みるものなき状態にありしも奮励努力日本品の声価を昂め販路を拡張するに腐心して克く其目的を貫徹し遂に米国品をして上海地方に其影を没せしめたため迄に日本品の勢力を増進せしめたるの経営上の経験手腕に富むこと浦潮斯徳界駢ぶ者なしと称せられ又、識見卓越にして苟くも商売ための本分を忘るゝことなく其の経営方針の如き専ら堅実を旨とし如何なる場合と雖も決して露貨の高低等に思惑を立ることをなさず歩一歩堅実なる発展を策し、尚其店員使用人等に對する態度は一言にて之を評すれば殆どデモクラシーと云に近く其主従関係の親密稀に見る所なり氏は常に皮革輸入の前途に関して人に語りて曰く西伯利に於ける皮革輸入の前途は多々益々多望なり本邦皮革業者にして大に其製法に改善を加へ其品質の向上、坪数の確実を斯して進むに於ては将来西伯利各地に独占的勢力を占有すること決して困難にあらず我が当業者は宜しく此決心を以て進むを要す」云々と以て氏の抱負奈辺に存するかを察し得べく殊に氏が如何なる場合と雖も荷造の完全を期し之に對し周到綿密なる注意を払ひ以て益々露人間の信用を昂めつゝあるの一事は動ともすれば荷造の不完全に流れ易き我對露貿易業者の大に範として学ぶの必要あるを信ず更に飜つて氏が開業の当初将に多数の輸入品を西伯利各地に輸出せんとせる際偶露西亜官憲の徴発する所となり種々奔足の結果二箇月にして解禁され、同時に靴其他の日本品を輸入して同じく露国官憲の徴発に遇へる日本人約十名の商品をも悉く解禁せしめたるの努力を顧へば此等の外

交的手腕又凡ならざるを知るに難からず、氏や浦塩在留邦人中欠くべからざる一人物と謂ふべし（大阪毎日）

『皮革世界』第一三年第一〇号（皮革世界社刊、一九一九年一〇月二〇日）

史料14

革販売商は、日清・日露の両戦争を通じて急速に成長してきたが、製革の国内市場は当時なおきわめて底の浅いものであり、したがって軍需と結びつく若干の商店を除けば、その発展にはおのずと一定の限界があった。

しかし、第一次世界大戦による内外市場の拡大は、こうした一定の限界を一挙にとり払うきっかけとなった。とりわけロシア市場が開拓されたことは、それまで夢想だにしなかった革販売商の海外進出をも可能にした。前述の東京の革販売商「大阪屋商店」（奥田卓英）、「永野」（永野七五郎）、「藤田」（藤田源一郎）、「島田」（島田久蔵）、「清水商店」（清水栄次郎）らは、こうした商機を把み、いち早く対露貿易に乗り出した。

清水商店店主清水栄次郎は、当時羊皮染革の取引きをしていたが、かねてからロシアとの取引きをもっていた厩橋の小倉という御用商人の斡旋によって、羊革の輸出を手がけ、またたく間に巨万の富を得た。羊革を扱っていた近江屋皮革代表の山川芳太郎によれば、ウラジオストックに店を持っていた木下仁作は、大阪に来るたびに十円札を入れた大きな風呂敷包を持ってきて、「ヤキッパリを何枚、チャッパリ何枚」というように羊革を買いとり、そのまま全部「竹行李」につめて、ウラジオストック向けに送っていたという。

その頃、ウラジオストックに支店をもって営業していた大阪屋商店・奥田卓英は「現地の買人は常に一人では来ない。三人五人くらい一緒に来る。そして此方の店の者が勢力が弱いと見ると、直ぐに強盗に変わってしまう。そのため店員が仮りに十人居れば十人共がピストルをポケットに持っている。商いの応対をするのは一人か二人で、他の者は囲りに居って、もし向こうが変な態度をすれば直ぐ此方が先にピストルを出すというふうにしなければならない。夜は一歩も外へ出られない。年に一回か二回は奥地の方から沢山のお客が出てくることがある。店の品物が無くなる程に買い方が大きいが、これが貨車に積んでから後でなければ金をくれない。儲けは倍位に売るが、非常に危険千万……しかしそれを怖がっていては露西亜貿易はやれない。買人も売り手も殺気立っていた。そのうえ、ルーブルの下がり方がひどい。商売で儲けてもルーブルで

損をしたという結果もいくらもあった」。（本書・上巻・座談会から）

皮革産業沿革史編纂委員会編『皮革産業沿革史』下巻（東京皮革青年会刊、一九八九年八月一五日）

史料15

語る人　　蜷川虎三
京都府知事

京都製靴組合長　　沢村熊吉翁
同副組合長　　木村　英
同　　鍵村雄志
同　　花岡　治
司会者　京都府立産業能率研究所長　田中米一

（中略）

鍵村　やはり沢村さんは、技術をお持ちになっていた関係もあり、また時代でもありましたでしょうが、これでもウラヂオえ行っておられるんです。

知事　ああそうですか。ウラヂオに行かれたのは日露戦争の時分ですか。

沢村　大正の初め頃ですね。

知事　そうですか。

沢村　欧州戦争の時で、あの時の総司令官は大石指令官で内閣は原さんの時でした。

知事　よく覚えておられる。（笑声）シベリア出兵の時ですね。

鍵村　勿論花岡さんも行かれました。

知事　そうですか。

沢村　花岡さんは台湾まで行かれ、そしてウラヂオえも行かれました。

知事　どの位おいでになったんですか。

沢村　私ですか、約一年程いました。その頃は靴がよく売れましたので二・三年してからまた靴をもって売りに行きました。（笑声）二・三百を箱に入れて一番終りにウンと持っていつて一度に損をしてしまいました。（笑声）

知事　知事さんも御存知のように、尼港事件がございましたね、その時に品物をウンと持って行ったんです。日本の兵隊はたくさんの捕虜をもっていました。それであらゆる軍艦がウラヂオストツクの港にたくさんん来ていましたが、フランスも支那もその他いろんな国のものがいました。日本とアメリカでしたが、結局日本だけが残ってしまいました。

それでロシヤ人が日本は野心があるので、いつまでも立退かないといって騒いていました。そのようなことで品物がさっぱり売れんようになりましてね、それで大きな損をしたんです。（笑声）

ロシア軍靴の山(大正4年)　『靴産業百年史』

『京都の靴について』(京都府立産業能率研究所刊、一九五八年六月)

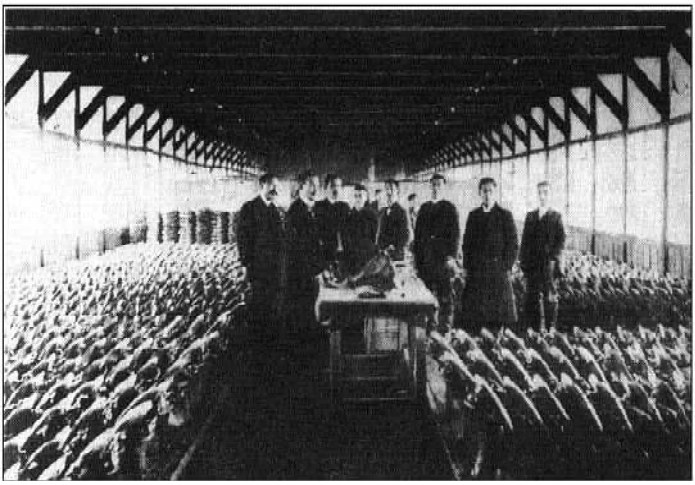

ロシア検査官による乗馬具検査（日本皮革東京革具工場内）
『皮革産業沿革史』ト

13

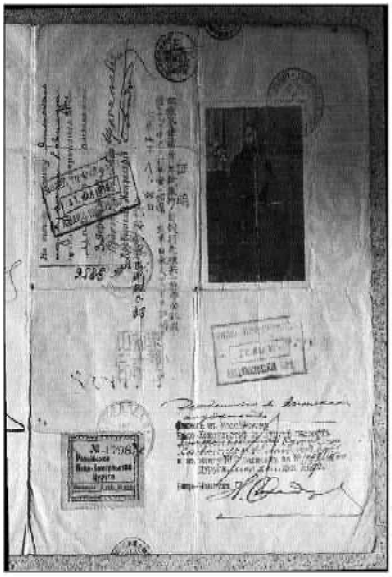

Срокъ 1 Января 1921 г.
Руб. 1000
5% краткосрочное обязательство Государственнаго Казначейства.
Предъявителю сего уплачивается 1 Января 1920 года
тысяча рублей въ Государственномъ Банкѣ, его Конторахъ и Отдѣленіяхъ.
1000
Г 30761

追加史料１－１

「千住王子の大福々」

北千住と王子は昨今素晴らしい景気だ毎朝七時頃になると千五六百の職工が雪崩を打つて皮革、靴、繻紗の工場に押し掛けて行く、露西亜から靴、馬具、外套の注文が突如として湧いて来た結果此附近は不景気知らずの賑ひだ

▲飲食店の人の山　月の十五日と晦日の後の北千住の日本皮革と日本製靴の工場王子の繻紗会社附近の飲食店はドカドカと職工連が詰め掛ける、米屋、酒屋の払ひが好い家賃が滞らぬ、全国から入り込んだ職工で下宿屋は繁昌する、おでん燗酒屋の店頭は人の黒山だ、安値洋食店が又た人の山、聞いて見ると日本皮革会社で昨年十二月から二月末迄に職工へ払つた工料が１万円に達してゐる。従つて其隣の製靴会社も此以上の労銀を払つたから千住附近だけでも過去三ケ月間に廿万以上の金が落ちた筈だ

▲素晴らしい賃銀　日に二百枚位の牛皮を鞣したものが急に三百五十枚の皮革を仕上げる、其が忽ち靴や馬具となつて間もなく荷造りされる、這麼景気は曾に北千住や王子に止らぬ日本製靴の京橋区月島分校工場及び大阪南区船出町の分工場、市外大鰐町桐ケ谷上の田中製革、大阪の東洋製革、東京木下川の明治製革、奈良守動製革所、附近悉く職工を増した上に夜業を初めたので職工一日の賃銀は平均一円は取る、五体の壮健で勤勉なる者は二円も取るのがある、芝露月町の大塚製靴から朝鮮皮革迄活気が漲つてゐる。

『皮革世界』（一九一五五月一日）

関連年表

1914年（大正３）	７月	第一次世界大戦勃発
	９月	ロシアからの第１回軍需品の大量注文
	年末	ロシアからゲルモニコース陸軍少将が幕僚と来日、第２回目の軍需品の発注（史料１）
1915年（大正４）		100万足の軍靴製造依頼（史料１－２、史料２）
		ウラジオストクでの製靴の状況が報じられる。（史料６）
1916年（大正５）		部落への製靴依頼が殺到する。（史料３、史料４、史料５）
1917年（大正６）	１月	日本、ウラジオストクに軍艦を派遣
	３月	二月革命
	４月	日本陸戦隊を上陸させる。
	５月	京都柳原町民が多数ウラジオストクで製靴をおこなっていることが報じられる。（史料７）
	８月	ロシア政府第４回目の注文をおこなう。
	８月	日本、シベリア出兵を宣言
	11月	十月革命、ソビエト政権樹立
	12月	ロシア、ドイツとの休戦協定が成立。
1918年（大正７）	８月	沢村熊吉、ウラジオストクに初渡航。（史料15、14P）
1919年（大正８）	夏	吉川平左衛門、息子信太郎を伴いウラジオストクに渡航。（史料12）
	10月	大阪屋商店のウラジオストクでの活躍が報じられる。（史料13、史料14）
1920年（大正９）	３月	尼港事件
1921年（大正10）	３月	沢村熊吉、ウラジオストクへの最後の渡航をおこなう。（史料15、14P）
1922年（大正11）	６月	シベリア撤兵

海を渡った靴職人

崇仁地区と帝政ロシア（上）

約90年前、京都の被差別部落の人びとが、革命前夜のロシアで商売をしていた……。

全国有数の部落「崇仁地区」（下京区）の人権資料館「柳原銀行記念資料館」に、ルーブルの兌換紙幣が1枚、所蔵されている。第一次世界大戦で約100倍にも跳ね上がった軍靴特需をあてこみ、政権末期のロシア帝国に渡った靴職人が持ち帰ったものだ。閉塞した時代にたくましく、したたかに生きた人びと。とうの昔に制度廃止され、貨幣としての価値を失った1枚の紙切れの中に息づいていた、その軌跡をたどる。

【中村一成】

外需拡大 わく地域

ルーブル紙幣にたどる軌跡

約10年前、京都部落史研究所の研究員だった前川修さん(44)＝南区、現・兵庫部落解放研究所職員＝が、滋賀県近江八幡の部落史編さんに携わっていたころだ。地域内の民家でルーブル紙幣が大量にあると耳にした。

しかし、知人を介して手に入れた実物は十数種類もあったうえ、大きさもバラバラ。裏面の印刷がない物すらあった。不審に思い、ロシア語に通じた知人に調べてもらったところ、多くは正貨や金に交換できる兌換紙幣だった。

調査を進めた前川さんはほどなく、やはり皮革産業の中心地だった崇仁地区の民家にも、たった1枚だけ同じような兌換紙幣が残っていることを知った。それは、かつて柳原町（当時）からロシアに渡った靴職人、故・沢村熊吉さんが家に持ち帰ったもので、世界が戦争に飲み込まれていくなか、「一山当てよう」と、海外にまで赴いた名残だった。

遺族から併せて寄贈されたパスポートと当時の写真を手に、「意外な取り合わせに驚くと共に、海を渡った靴職人たちのゆくえに、興味をかき立てられた」と、前川さんは回想する。

日本の皮革産業に盛況をもたらし、人びとを遠くロシアまで駆り立てたのは、第一次世界大戦による軍需だった。1914年、ドイツ、オーストリア、ハンガリーがロシアに宣戦布告。この年を境に、軍靴、帯革、馬具などロシアから日本の会社への皮革製品の注文が殺到した。同年に9万9815円だった靴輸出額は、翌年には859万7696円にまで跳ね上がり、19年までほぼ400万円台で推移し続けた（佐藤栄孝編『靴産業100年史』）。

当時の文献には、ロシアから渡日した軍人が大量の皮革製品を商社に注文、国内の工場がにぎわうさまや、材料調達が追いつかず内部に段ボール紙を使った粗悪品が出回ったトラブル、一部の悪質業者への「厳重な制裁」を求める同業者の訴えも残っている。

軍需品の供給という好況、大量受注の下請けに従事したのは、各地の中小零細業者や各地に散在する手工製靴業者。一端を担ったのは、崇仁地区など、被差別部落の人たちだった。

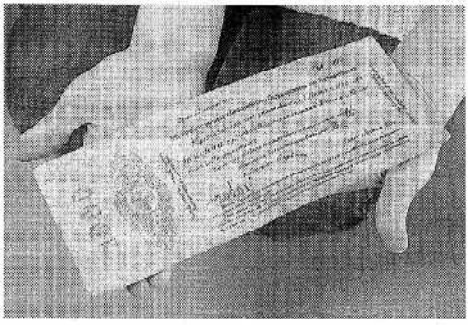

崇仁地区の民家で見つかったロシア帝国時代の兌換紙幣（柳原銀行記念資料館所蔵）

「毎日新聞　2002年2月27日」

海を渡った靴職人

崇仁地区と帝政ロシア (中)

高まる地域の渡露熱

大資本の〝すき間〟縫い

1914年の第一次世界大戦勃発を機に、日本の皮革産業は特需に沸いた。『皮革産業沿革史』（同史編さん委員会編）には、軍靴だけでなく、婦人靴、短靴と、ロシアからの注文が殺到。最小でも日本人なら最大の約20㌢、大きくなると約43㌢（約18文）にも達し「作り難くて大変だった」という靴職人の談話が記載されている。

だが、被差別部落の人びとが海を渡るまでには、いま少しの時差があった。開戦からボルシェビキ政権樹立後のロシアがドイツと休戦協定を結ぶまでの5年間、輸出された革靴は百数十万足に達したといわれる。しかし、人びとが渡露を本格化させたのは、大手資本がリスクゆえに撤退を図りつつあった、帝政末期、革命直前の最動乱期だった。

「経済行為には不可欠な情報と資本の要素が、部落内には不足していた。地域内産業の常として、大手が商売としてのリスクを認識し、及び腰になるころから、部落の人たちが関われる余地ができていく」。被差別部落内の民家に残されていた兌換紙幣やルーブルをきっかけに、丹念に当時をたどった部落史研究者の前川修さん（44）の分析は当時の状況にピッタリ当てはまる。

革命を直前にしたロシア国内の混乱が、その契機となった。政権が倒れれば紙くずにもなってしまう兌換紙幣中心の取り引き。加えて商行為自体が、ピストルを懐に臨まざるを得ないような、まさに命懸けの勝負になっていた。現存する大手製靴会社の社史には、こライク色が退位、臨時政府が樹立された直後、1917年5月31日付の「京都日出新聞」には、軍靴製造のために京都の製靴業界発展に大きな足跡を残した故・花岡治之助氏の名前もあった。

一方、国内では、社会の閉塞感はますます高まっていた。翌18年には、柳原町で米騒動が起こっている。しかし、好況を伝えられた「渡露組」の人生も、バラ色というわけにはいかなかった。

【中村一成】

京都皮革の上棟式（1911年）。部落産業近代化の試みは大資本の前に挫折する例が多かった。「渡露熱」には、こんな背景もあった（柳原銀行記念資料館所蔵）

の重荷でいかに儲けたかと共に、兌換の換金交渉や撤退の時期などについて、引き際が良かったなどと、当時の責任者を褒めたたえる記述もある。

こうして大手資本が「勝ち逃げ」を見極めようとした時期は、部落内にある中小零細の皮革業者が参入する絶好のチャンスでもあった。

2月革命で皇帝ニコ

柳原町（現・崇仁地区）からロシアに渡り、靴販売や製造に携わる人たちの様子や、売値や労働者の賃金が高騰していることを報告。さらに「尚は柳原町より露国に永住の見込みにて靴店を開き、中々業務を拡張し居れりという」と、まさに「骨を埋める覚悟」での渡航が相次いでいた、地域の〝渡露熱〟を伝えている。

「毎日新聞　2002年2月28日」

海を渡った靴職人

崇仁地区と帝政ロシア（下）

革命後も「次」伺う

大損、最後は"紙切れ"に

「言葉の問題もあったはず。危険を顧みず、ばくち的な商売に手を出す冒険心と行動力には興味を覚える」

大手資本と入れ替わるように、次々とロシアに乗り込んだ靴職人たちのバイタリティーに、部落解放研究者の前川修さん(44)は思いをはせた。

相次ぐ大規模デモ、ストライキ、官憲による弾圧、さらには要人の暗殺……。爆発寸前にまで膨らんだ体制転覆のエネルギー。革命前夜のロシア社会での取引は、日ごとに危険度を増していった。殺気立った取り引きの一端は『皮革産業沿革史』（同史編さん委編）にも記録されている。

「現地の売人は常に一人では来ない。三人五人くらい一緒に来る。そして此方の店のし向こうが変な態度をすれば直ぐ此方がピストルを出すというふうにしなければならない（中略）儲けは倍位に売るが、非常に危険千万……。しかしそれを怖がっていては露西亜貿易はやれない」

崇仁地区で前川さんが譲り受けた、靴職人、故・沢村熊吉さんのパスポートに押された無数の渡航印は、何と革命後にも及んでいる。

帝政の復活を見込み、何度も日本から商品を持って出国、ロシアから帰国する度に、箱一杯の兌換紙幣を持ち帰ったのだ。来るべき瓦解の瞬間を前に、往来は激しさを増した。

1917年、2月革命に続く10月革命でロシア革命が成立した。アジアでの勢力拡大を進めていた帝国・日本は革命つぶしのため、ロシアに軍隊を送り込むが、22年、日本はシベリア撤兵を表明、干渉戦争は失敗、帝政は復活せず、命を賭して得た兌換紙幣は結局、ただの紙切れになった。

沢村さんは、84歳だった58年、蜷川虎三・府知事（当時）を聞き手にした「京都のくつ」（府産業能率研究所編）の対談で、こう振り返っている。「1年程いました。その頃は靴がよく売れましたので2～3年してからまた靴をもって売りに行きました（笑声）。2～3百を箱に入れて一番終わりにウンと持っていって一度に損をしてしまいました」（笑声）。

悲壮感もなければ、ためらいとも無縁のカラッとした明るさは、不惑を超え、しかも異国で経験した大損害に言及したとは思えない。浮沈の激しい、明日の計算が立たない環境が、すぐさま「次」を伺うたくましさを養ったのだろうか。

靴職人らがロシアから持ち帰った膨大な「紙切れ」は、ふすまの修繕や、ママゴトの「お金」として使われ、散逸していったと伝えられている。柳原銀行記念資料館に納められたのは、その最後の1枚である。

【中村一成】

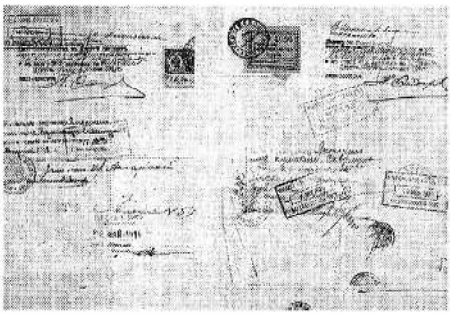

たくさんの渡航印が押された沢村熊吉さんのパスポート。革命成立後も再三、日本とロシアを往復していたことが分かる（柳原銀行記念資料館所蔵）

「毎日新聞　2002年3月1日」

野田村の歴史

山路興造

はじめに

私が野田村の歴史について論文をかいたのは今から一七年前ですが、それから以後、私がこの研究を進めたかというと、はっきりいって進んでおりません。

私の専門は芸能史です。芸能といっても、今残っている古典芸能の歴史を研究しているわけではありません。芸能というのは生きる人々にものすごく深い感動を与える種類のものなのですが、流れる水に字を書くように、演じるそばから消えてしまいます。最近はビデオなどがあって少しは残るのですが、これは映像という二次的芸能であって、本当の意味での芸能というのは、上演するそばからすぐ消えてしまう。そういう宿命のある芸術が芸能というものなのです。そのようなものですから、芸能というのは、古代から現在に至るまでほぼなくなっていて、今我々は見ることも聞くこともできないのです。私は戦後ずっと生きてきましたが、大変貧しい中で美空ひばりという歌手が歌ってくれた歌に、どれだけ感動し勇気づけられたか。やはり芸能というのは直接に歌声として、また演技として僕たちの耳に、目に直接入ってきますから、ものすごくインパクトのあるものなのです。ところが今や若い人に、美空ひばりを知っているかと聞くと、「え?」とか、知っていても「何、あのおばちゃん」とか全く顧みられません。もう一つ例をあげますと、尾崎豊という歌手がいて、この人が若くして死んだ。その時に同世代の若者たちがものすごく悲しんで、たくさんの人が葬列に参列した。あの時に、こんなに芸能っていうのは力があるのか、生きる人たちの支えになっているのか、ということを改めて思いしらされました。しかし十年たった現在、若い人の心にはその歌声はなくなりかけている。

私は、舞楽や能・狂言・歌舞伎という舞台芸能として、職業芸能者が演じている芸能ではなくて、捨てられてしまった、忘れられてしまった芸能、しかし、その時代にとってはものすごく民衆に力を与えた芸能、こういうものの歴史を研究したいということで、芸能史を学んでいます。そのような芸能を研究していますと、芸能と差別、芸能民の差別という問題がでてきまして、今私が差別について取り組んでいるのはこの分野です。こういうことで、差別問題につきましてはいろんな形で関わっているのですが、野田村の歴史という京都市域の一地区の歴史を勉強したのは、もう一七年前のことになります。その頃、私は京

都市の歴史資料館におりまして『京都の歴史』の編纂に携わっていました。一方では、『京都の部落史』というのも編纂されていました。そういう中で出てきたさまざまな史料を使って、京都の同和地区といわれたところの歴史をきちんと明らかにしておくのが我々の世代の使命なのではないかと思いまして、とりあえずこの改進地区から始めました。こういう仕事は、すでに辻ミチ子先生がいろいろやってくださっていましたが、まだ本格的にそれぞれの同和地区の歴史を史料的にきちっとやるということはあまりなされていませんでした。それでとりあえず、当時の改進地区から京都市への要望もあって、史料の目についたこの地区の歴史から始めたのです。その後あまり進んでいないのですが、とりあえずもう一つ研究をしたのが醍醐です。ただこういう地域というのは史料がとても少ないものです。史料をもとにしたきちっとした歴史、昔の歴史学というのは支配者層の歴史だったから、これは史料がたくさんあるのですが、民衆の歴史ということになると本当に史料が少ないのです。そういう中にあってとりあえずわれわれの研究グループが作り上げましたのが、世界人権問題研究センターのほうで三年ほど前に出した『散所・声聞師・舞々の研究』という本です。これは京都地区・山城地区・近江地区の江戸時代以前の散所（さんじょ）・声聞師（しょうもじ）・舞々（まいまい）と呼ばれた人々が、それぞれの地区でどうだったかということを一〇年ほどかけて地区別に明らかにしていきました。このなかで僕も醍醐地区について担当したものですから、それなりのものが出来たと思っています。ただし、野田村に関係のある地区は山本尚友さんが担当でしたので、僕は書いていないのですが、この時の研究が主に江戸時代以前の中世期ですので、近世の野田村については全く触れておりません。中世の歴史です。この付近には、中世からの安楽寿院に属したと思われる散所が存在しています。今でいえば、竹田小学校のあたりです。今日はそういった古い話は別にして近世に入ってからの話を中心にしていきます。

その前に一つだけ感想を言わせてください。私は、『京都の歴史』を編纂するにあたって京都市の職員になったのですが、職員になった以上は、ということで同和研修を受けました。今から二〇年以上前です。その時どういう研修を受けたかというと、基本的には政治起源説が○でそれ以外の説は×という、そういう研修でした。それに対して、僕は歴史研究に携わっているものとして大変な疑問をもち

ました。その疑問というのが、僕がこのような地区を解釈していくときの大きな力になっているということがいえます。その時は差別というのが政治起源説で片付けられた時代でした。この政治起源説というのは、地区を解放し豊かにするという政治的な意味では大きな役割を果たしたと思います。これからお話しする野田村もそうなのですが、野田村というひとつの地区に囲い込んだ、そこに人を集めて差別した、という地域の囲い込みという点において政治起源説というのはあたっていると思います。ただ差別そのもの、人間が本来抱いている差別観そのものを、政治起源説で語るのは違うと思います。そういう形でやられると、我々がやっている古代中世の差別というのが出てこなくなります。また、本当の意味での差別意識の撤廃というのは政治起源説でやってしまうと、本来の人間の心の中まで入っていけない。本来は人間一人一人のもっている差別意識、それを自覚しそれに対して理性をもって反省をしていくという形でやっていかないと差別問題は絶対に解決しないだろうし、歴史的にいっても近世初頭で一切合財を解決してしまったらそれは違う。古代からずっと人が嫌がる仕事、穢れた仕事を押し付けられた人々というのは存在したのだ、ということを認識しておかなかったらいけないのではないかと思います。ただ、政治起源説でいわれているように、そういう人たちをある一定の場所に集めて囲い込んだ、それが近世初頭に幕藩体制下のなかで行われていたことは事実です。ですから、地区を政治的な力で解放しなくてはいけないというのは正しいと思いますし、戦後の解放運動のなかで地区を解放するためという意味で政治起源説を旗印にしていったということは間違っていないと思います。けれども、差別を政治起源説だけで説いてしまったら、それはやっぱり本質的なところには届かないのではないかと思っています。そのことだけ最初に申上げておいて、野田村の歴史の話に進んで行きたいと思います。一七年前の話でもうすでに忘れてしまっているのと、新しいことが言えるかどうか、若干疑問なものですから、もしその辺で新しい研究を期待されていたら少しがっかりされるのではないかということをあらかじめお断りしておきます。

一　野田村成立以前

レジュメに野田村成立以前と書きました。この前史のところでは実は先ほどのべましたように、ここには散所とい

う中世的な被差別集落があったことをお話しするつもりだったのですが、その辺はちょっと長くなるので抜きにします。

この野田村の歴史を考える場合に一番重要だと思います史料は、池田家文書と呼ばれている文書です。「伏見野田村聞書」という史料なのですが、当時池田さんのお宅にあったのですが、それをなかなか公表させてもらえなかった。それが時代が変わり始めたということもあって許可をいただけた。一つは歴史資料館が編纂していました『京都の歴史』で使いたい、もう一つは『京都の部落史』の史料編でも載せておきたいという思いがあったのですが、それが許された。これが野田村の歴史が明らかにできた最大の理由ではないかと思います。この文書は具体的に野田村の歴史の事がよく描かれています。また実態もよく描かれています。ですから、私はこの「伏見野田村聞書」を史料としてレジュメに全文あげております。私の論の都合上、①②…と番号をつけた順番にしたがって話を進めていこうと思っています。この文書は『京都の部落史』の第四巻に全文が載っています。

現在改進地区のある竹田狩賀町というのは江戸時代には野田村といわれる被差別民居住地区でした。この野田村は伏見奉行所の管轄下におかれ、公役に携わる賤民身分の集住地として竹田村域に意図的に移住させられて成立した村です。近世では竹田村ではないのです。竹田村というのは京都役所の支配下です。この野田村は伏見役所の支配下です。竹田村の村域にはありますが、江戸時代を通じて竹田村ではありません。行政的にも竹田村ではありません。あくまでも伏見奉行所の管轄ということです。それはどうしてかというと、江戸時代の初期に竹田村のはずれの地を割いて野田村という被差別民を集住させるための特別の地域をつくったからです。作られた区画です。支配はあくまでも伏見奉行所で、竹田村自体が京都役所の支配であったのに対して、異なった支配体制にあったということが第一にいえると思います。竹田村が他の城南地区の村々とともに京都の東西の町奉行所の支配下におかれていたのに対して、のちにその一部となる野田村のみが伏見奉行支配下であったのには理由がありました。この「伏見野田村聞書」というのは貞享五年（一六八八）正月一七日付で、野田村から公儀に提出した「野田村由緒書」の写しです。これにはどう書いてあるかというと、「古野田村之儀、伏見丹波

橋筋之傍ニ御座候。」と、もともとこの地区に移る前は丹波橋の傍らにあったということです。それで、地図を見てください。この地図は寛文一〇（一六七〇）年につくられた「山城国伏見街衢近郊図」です。必要な部分だけをコピーしました。伏見町の範囲が黒い線で示されています。その一番西側のところに竹薮を示す図がかいてあって、「□□□村」と書いてある。名前が消されています。この地図は京都桃山ライオンズクラブが制作した『桃山』という本の別添の地図をコピーしたものですが、この書物を編纂したときは、地図に書かれた被差別村をそのまま公にすることが出来なかった時代だったのです。そこで消してあるのですが、ここには「かわた村」と書かれていました。それを公になる本には出せなかったので、これの編集者であった林屋辰三郎先生はそういう部分を全部消したのです。現在ですとちゃんとした理由があれば公になる場合もあるのですが、当時は絶対出せなかったものですからそれを消してしまった。野田村が抹殺されたといってもいいのですね。江戸時代制作の地図がいくつかありますが、「えた野田村」と書かれるのが普通でした。もうひとつ、これは消されていないのですが、丹波橋という橋をずっと西側に行き、高瀬川を越えたはずれに「乞食」という文字がみえます。史料に「丹波橋」云々とありますが、野田村が出来る以前から差別を受けた人たちが集住する場所があちこちにあったわけです。その丹波橋筋の端の辺りがそれであったようです。被差別民というより乞食といったほうがいいと思いますが、そういう人たちが住んでいた。この史料を見ますと、そういう人たちを集めてこの伏見竹田口村はずれの西に、徐地として野田村というのをつくって囲いこんだということがわかります。ある時期に政治の力によって作られた村であることは確かです。「丹波橋筋之傍ニ御座候」人たちがこの場所に一括して集められて野田村が成立したということです。それが現在の狩賀地区に当たります。野田村の旧地の丹波橋筋は、秀吉の城下町建設によって掘られた豪川に架けられた丹波橋を中心に、東西に通じる町筋の西端の地であったと思われます。

　伏見という地は秀吉によって大きく変貌させられてしまった地で、その後慶長一九年には高瀬川、この地図には角倉川とかいてありますが、角倉了以によって高瀬川が開通したりしますから、大きく地域が変わってしまっています。その辺のことも考慮しながらみていかないといけない

と思いますが、このあたりは外堀建設に伴って掘り下げられた土砂によって埋め立てられた地であり決して立地条件のよい地ではなかったはずです。この地には被差別民が野田村に移住させられて以降も非人小屋などが存在した可能性があります。というのは、この寛文一〇年の地図に丹波橋筋西端の地に「乞食」の記載があるからで、この地にはその後明治以降まで火屋（ひや）、つまり火葬場が存在していたはずです。そういう地域だったのではないかと思います。中世期の伏見は、伏見九郷と呼ばれており、京都の近郷農村として発達した地であったことが分かっています。またその地にはいろいろと差別を受けた人々が存在していたこともわかっています。散所があります。千秋万歳という万歳をする人たちが室町時代に何人もいたということなども、中世の史料にはでてきますから、突然江戸時代になって野田村が成立したのではなくて、それ以前の伏見の地に居住していた被差別民が城下町建設によって集められ囲いこまれたことによって成立したと思っております。

二　江戸時代の野田村

新たに移住した野田村の地については、「伏見野田村聞書」の②にあります。「野田村御除地之跡、東西五拾三間、南北七拾八間」と、囲い込まれたはじめの広さがわかっているのです。東西が五三間、南北が七八間ということで、はじめに囲い込まれた土地は狭かったと思います。「南西ニ丹波海道迄、南北七拾間余、はゞ弐間余之道筋、同御免所ニ而御座候。右之内ニ而惣廻り小薮御座候」と、囲い込まれた周りの地には薮がずっと作られた。薮の中に居住地が作られたということです。近世期に城下町を建設する場合、一つのセオリーがあります。これは伏見城だけではありません。その城下町に入る街道の入口の外側、改進地区で言うと竹田街道の伏見城下に入るところの街道の裏側、京都でいいますと京都の入口、例えば東海道が三条大橋にかかる所の南側の裏、そこは今も東三条と呼ばれる同和地区になっていますが、基本的な作り方として、三条通りとか竹田街道には直接面さない、少し奥まったところを竹薮で囲いこむ。もちろんその地は、城内ではないし京都ではないのです。街道筋であって街道には直接面してもいけない。そのようなところに被差別民を囲い込んで住まわせるというセオリーがあるのです。この囲い込んだ場所というのは、大体そばに川が流れています。そういう場所

に囲い込みの地をつくりました。これは他の近世城下町における囲い込み地の作り方というのを研究されると、ほぼ同じ理屈がわかってくるのではないかと思います。城下への入口の外側で、街道に面さないすぐ近くの場所というのが囲い込まれる場所です。京都の東三条地区は「あまべ（天部）」と呼ばれた地ですが、そこはもともと今の四条河原の西岸、高島屋があるあたりの河原にいた人たちを移してつくるのですが、中世以来のほかの地域にいた人々を近世にそういう場所をつくって囲い込む、そういうセオリーのもとに作られています。ここに書いてあるように「南北七拾間余、はゞ弐間余之道筋」で、地図でも分かるように、ずっと入っていったところなのです。まさにセオリー通りの地であったということができます。もう一つ③には、「野田村惣廻り三方、北南西ハ竹田領」とあります。竹田領をけずったものですから三方は竹田村領です。「東ハ深草領御蔵所ニ而、野田村廻り之分ハ他領ニ而御座候」と、他は他領ですが野田村だけは伏見奉行の支配地になっていて、伏見奉行から呼び出しがあったらいつでも参上するといっています。丹波街道とは現在の府道伏見向日線のことで、そこより北側に一二〇メートルほど小道をはいり、七瀬川を渡ったところにある、まわりを小薮に囲まれた広さ四千坪余の地が当初の野田村の地でした。先ほどの間数などを換算すると四千坪の村であったことがわかります。村の周りは三方が竹田村、一方が深草村域とありますから伏見に近い竹田村域の一部をさいて居住させられたことがわかります。この地は直接竹田街道、丹波街道、鳥羽街道にこそ面していないが京都から伏見にいたる竹田街道にも丹波方面から伏見にいたる丹波街道にも至近な地で、被差別民集落を街道の出入り口に設けるという近世の城下町建設のセオリーに則った場所であったということができます。そして、出入り口の角そのものではなく奥まったところに設けるというのが先ほどから言っている一つのセオリーだということです。集落の入口には七瀬川、西側近くには高瀬川が流れていることも適地とされた理由だと思います。竹田村がいつ囲い込まれたかがはっきりとわからないので、当時高瀬川がすでにできていた慶長一九年以降なのかどうかがはっきりいたしません。

野田村の家数や組織については、④「野田村建家廿軒余御座候」とありますので、四千坪の中にこの時期には二〇軒余の家があり、その内「役相勤候者十五人」つまり役付

きの者が一五人、「惣人数去ル卯之年ニ宗旨御改之時分」、徳川政権というのは必ず宗旨改めというのをやりますから、その改めがあったときには、人数は一一三人だったということがわかります。内、男が六五人で女が四八人。「此宗旨御改帳、野田村より指上ケ候ハ、漸此六・七ヶ年已前より指上ケ候」と、もっと古い宗門改帳はなかったというのです。この卯の年というのは延宝三年、一六七五年なのですが、この年に初めて野田村の宗旨改めがあってそれによってこの人数などもはっきりしたということです。非常に具体的なことが書かれています。

彼らの役儀については、⑤「野田村役人共拾五人、先年伏見御城御座候時節より、御城内へ毎日壱人宛掃除等ニ参候」とありますから、伏見城があった時分からお城の掃除に行くというのが一つの役目でした。これは京都においても二条城に掃除役というのがあってそれに行くというのが一つの役目です。野田村から毎日一人宛出ていたというその例をもって、今はお城がないので奉行所「御屋敷へ毎月晦日ニ五人、又ハ三人宛掃除ニ参候」ということです。お城がなくなってからは屋敷に掃除に行くというのが野田村の役目であったというのがわかります。続いて⑥「野田村役人之内年寄弐人宛、御年頭・八朔ニ伏見御屋敷へ御礼ニ伺公仕候」と、年寄りに当たった人は年頭と八朔に屋敷へ御礼に行くということです。年頭は新年です。八朔というのは八月一日です。八月一日というのは、昔から武家では普段大変お世話になっている人たちに礼物を持って行く日です。この頃はお中元とお歳暮になっていますが、お中元というのができたのは明治以降で百貨店が創りだしたのですが、それ以前は八朔というのがあって八月一日には必ず目下の者が目上の者に物を持って行くというのが礼儀でした。歳暮もそうです。この頃はデパートから送りつけるのが普通ですが、本当はお世話になっている人の所にお礼に行くといくのが礼儀だったのです。この時期は正月と八朔の時に伏見のお屋敷に「御年頭ニハ正月二日ニ棕櫚箒弐本宛、御屋敷へ差上ケ御礼申上候。（中略）八朔ニも右同断」というので、野田村からは棕櫚箒を持って行くのが慣例だったということです。箒を持って行くというのは昔からよく行われている習慣です。そういうことが役儀として存在していました。また、⑦にもう一つの役儀として御香宮についてのことが書かれています。「御香宮御神事之時九月八日ニ御神主へハ草履弐足、すへ箒弐本ツヽ、毎年嘉

例ニ上ケ申候。其時御酒戴、神楽銭とて銭百文被下候」ということで、祭礼のときに草履と箒を持って行くと神主さんのほうからはお酒と銭をくれたということが書かれています。「翌被御神事ニ役人十五人之内半分宛、七人罷出候年と、八人罷出候年と、毎年替ニ半々ツヽ罷出、御香宮ニ相詰申、御神輿立被成候へハ、御宮より直ニ帰リ申候」と、御輿渡御の番をしたということです。京都あたりでは中世から行われていて、祇園社（現八坂神社）の三基の御輿が、昔の祇園祭は前の祭りが六月七日だったのですが、その日に神社から三基の御輿が出て行き、つるめそ、犬神人と呼ばれている人が六人先頭をつとめて御輿道を掃いていきました。神社の御輿を先導したり守ったりするのははやはり被差別民の基本的な役柄です。醍醐におきましても、醍醐寺の鎮守社である長尾神社の御輿も、やはりそこの人たちが先導する、御輿道をきれいにするという話が出てきていますから、野田村においても御香宮の御輿の番をし、一五人のうち七人と八人とが変わりばんこにやるということです。それ以外に⑧「御香宮神事能御座候へハ、十五人之役人共罷出、芝居廻りけいこ仕罷有候」と、御香宮の祭りは能が行われるというのが基本で、能が行われているときは能を見物するための桟敷がかかりました。役人衆、伏見の町奉行所の人たちとかが見物するための桟敷をかけるというのはどこにおいても、差別をされた人々の仕事です。桟敷を警護するということです。「芝居」、これは今の歌舞伎芝居のことではありません、能で芝居といえば能を見る芝の土間、桟敷ではない芝が生えているところ、それが芝居なのですが、この芝の場所、ここは大衆が見るところです。偉い人たちは周りの桟敷で見るということです。桟敷は臨時に作られます。この桟敷を作るというのが被差別民の大いなる仕事でした。これは京都の四条河原でも同じです。

四条河原には近世に入るとたくさん芝居小屋ができるのですが、この河原の芝居小屋というのは臨時のものです。基本的には常設ではありません。いつ洪水になるかわからないから全部臨時につくられるのですが、この芝居小屋、木戸銭を取るための櫓、周りをかこむ囲い、こういうものを作る技術は被差別民の特別な技術です。その技術によって、七条河原で打ち首があるということになると、矢来をずっと組むのです。あの矢来を組むのも被差別民の役目です。だからそういう意味では恒久的な建築ではなく臨時的

な建築を作っていくというのは常に被差別民の役目でした。京都で藍を染める人たちを青屋というのですが、青屋大工と言う言葉があります。この人々は差別をされた人々なのですが、本大工ではなくて臨時のものを作っていく人たちの事を青屋大工と呼びました。こういう被差別の人々は興行などが行われると、必ず櫓銭という興行収入の一〇分の一を取る権利を持っています。この権利は何かというと、これは鎌倉時代から史料があるのですが、勧進興行という当時能だとかいろいろな興行をする時、役者だけではできません。舞台をつくり桟敷を作る、こういう人たちと一緒になって芸能者というのは興行を行ったのです。だから勧進の元締めは、能の役者に払うお金とは別に、収入の約一〇分の一を臨時の舞台とか桟敷とか矢来とかをつくる被差別民の人たちに払いました。この一〇分の一の権利が後々までずっと残るのですね。この櫓銭の話はとても面白いのです。一〇分の一と決められるのは近世に入ってからなのですが、鎌倉時代の末の史料で、興行主、勧進元が役者に払ったお金と被差別民たちに払ったお金を比べてみると約一〇分の一なのです。鎌倉時代の終わりにはもう一〇分の一という基準が出来ているのには感心したことがあります。

もう一つ、京都やその近郊農村部では、村の祭礼に能が行われることは結構多いのです。祭礼で行われる能というのは、中世から近世にかけて舞台として何を使うかというと神社の拝殿をつかいます。今の能舞台というのは神社の拝殿なのです。神社の拝殿に橋掛かりという臨時の橋をつけるのです。この臨時の橋をつけるのが被差別民の役割です。恒久的なものではないのです。今は恒久的にできていますが、本来は神社の拝殿に臨時に橋をつける、それが橋掛かりなのです。中世末期の和束の方の史料をみると、この橋掛かりのすぐそばのところに「えた座」という座が描かれていてそれをどう解釈するか、非常にいい場所に穢多の人々が桟敷をもらっていたのではないか、といわれたりしていましたがそうではありません。実は、こういう形で臨時の構築物を作った人々はそれがいつ壊れてもおかしくないものですから、それを警護するのが大きな役目だったのです。だからその橋掛かりの直ぐそばにある「えた座」というのは警護人が座る場所ということで書かれていたのです。絵画資料を見ると、四条河原での興行が盛んになり、歌舞伎小屋とか浄瑠璃の小屋とかいろいろな小屋が出

来ると、その周りに覆面をして六尺棒を持った屈強の男どもがたくさん描かれています。あれはこの臨時の構築物をつくった被差別民であり、同時に彼等がうろうろしているのはいつ壊れるか解らないので常に警護をしているのです。作るということと警護をするということが彼らの仕事だったのです。その代わり一〇分の一の得分をもらえたというのが当時の決まりだったのです。元禄時代くらいになると、四条河原の芝居小屋なども常設小屋になります。いちいち臨時に作らなくなります。それは例えば寛文年間に賀茂川に堤が出来て河原もそう洪水に侵されなくなる、といっても洪水に侵されるのですが、そういう状況ができるものですから、芝居小屋がみんな常小屋になってくる。それでもまだ警護と称して芝居小屋を守るということで、あまべ（天部）を中心とした六条村の人たちは一〇分の一の櫓銭というのをもらう権利を持っていたのです。この権利は野田村でもあとの史料にでてきます。奈良でもどこでも全国的にそういう習慣があったのです。それに対して、時代がたちますともう警護をしてもらっているだけで一〇分の一をとっていくのはおかしいということで、興行主から反発がでるのです。でもずっと続きます。一〇分の一ではないですがずっと続きます。興行に関して権利を持つということで、芝居の入場券をあげるからその券を売ってまかなえとか、いろんな妥協策がでてくるのです。最後の最後まで、昭和に入っても、後にはやくざになってくるのですが、興行がやくざというものと関連があり、興行主がやくざに切符を流したりする源流が実はこの櫓銭にあったといっていいのではないかと思います。

伏見郷の鎮守社として古くから知られている御香宮の神事には御輿の警護などのために参勤しており、同社の神事能の折にも警護役及び桟敷などの設営に関与していたものと考えられます。これら御香宮神事に関しての諸役は現在地に移住させられる以前、丹波橋筋の傍らに住んでいた頃、それ以前の頃からのものであった可能性が大きいが、その既得権を江戸時代にも継続して御香宮祭礼中である九月一日から一〇日（旧暦）までの毎日、神社境内で行われる各種興行に対する櫓銭、興行収入の一〇分の一を徴収する権利もこの野田村の人たちにはありました。御香宮の祭礼というのは一〇日間続きますから境内で様々な興行が行われるのですがその興行をやる人たちからも一〇分の一の権利をもって徴収するということができました。これが櫓

銭です。以上、池田家所蔵文書によって知られるとおり、現竹田狩賀町を中心とした近世の被差別地区は地域的にも竹田村域内に存在しながら行政的には京都町奉行所支配下の竹田村としては扱われておらず、伏見奉行所支配下の村、野田村として江戸時代を推移したのです。よって城南宮の氏子としてではなく江戸時代以前から関係があったと思われる伏見御香宮の祭礼に深く関与してきたわけでした。もっとも伏見奉行所支配下の村といっても、行政的には独立村とされたわけではなく、小薮を含む耕作地のない四千坪ほどの御免所でしたので石高帳などには出てきません。税金を取られない場所ですから。行政的には故意に抹殺されていたから史料に登場するのはまれなのです。史料上には野田村というのはでてこないのが基本です。ただ町絵図類では野田村の記載が確認できます。寛文一〇年の野田村の該当地には小薮に囲まれた地を描き「かわた村」と記されています。また、安永年間の「安永新刻伏見町絵図」、これは京都府立総合資料館がもっている絵図なのですが、「エタ野田村」と記してのせています。この地図をもとにして製作されたと思われる「維新前伏見管轄図」が『京都府伏見町誌』という本に所収されているのですが、この絵図には穢多村とは書かずに単に「野田村」として載っています。近代に入り、野田村は明治四年に出された旧穢多村の行政村編入に関する京都府令によって竹田村の地に加えられたものと思われます。明治四年以降は竹田村の一部になったものですから、竹田と呼ぶようになったのです。もともとは竹田村域ではなかったということです。

三　野田村の成立時期

「伏見野田村聞書」では野田村は「伏見御城御座候時分」に替地を与えられて移住させられたとあるのみでその時期について記述はありません。伏見城は豊臣秀吉によって天正二〇年（一五九二）に普請が始まり何回かの改築を経て元和九年（一六二三）、徳川家光によって廃棄されるまでの三〇余年間存在していたわけです。少なくとも城そのものは元和九年まであったのですから、高瀬川ができたときにはまだ城は存在していたということがいえます。そういう意味でいつごろ野田村が移されたのかということがなかなかわかりません。よその例から考えて、城下町の建設に伴う被差別民居住地の城下外出入口への移住は、建設当初から行われることが多いから伏見城下の場合も秀吉の

本格的伏見城建設に伴い旧地を追われたと考えるのが最も順当と思われます。ということになれば、天正の終り頃ということになります。となると高瀬川はまだできていないということになりますけれども。その辺がちょっと微妙になります。

野田村の地には当初、加賀藩主前田利家の下屋敷がありました。この辺の地域というのは伏見城が機能していた時代には秀吉の家来たちが屋敷地を持っていたのです。京都における聚楽第におきましても、秀吉の城として機能したときにはその周りに家臣たちが屋敷をもちますから、そういう意味では伏見城ができたときにはその周り一帯に秀吉の家臣団の屋敷がずっとあったわけです。その屋敷地の図というのがあります。『京都府伏見町誌』所収の「豊公伏見城ノ図」によりますと、今のこの狩賀町の場所はもともと前田家の屋敷があったところになっています。それによれば丹波街道に面して前田利家屋敷、その裏に下屋敷が描かれる。彼等が移住できる状態ではなかったはずなのですね。まだ秀吉が伏見にいた頃を考えると、そこは前田家の屋敷地であってそこに人が移住することは考えられないので天正二〇年というのは違うのでないかと思われます。この地に前田利家の屋敷が存在していたことは隣接地が今なお深草加賀屋敷町の名で呼ばれることからもわかります。いずれにしてもこの地は古い時代においては、前田公の屋敷があった地ということですから、それが取り払われないとここには野田村ができません。野田村が現在地に成立するのはこの前田利家の屋敷がなくなって以後のことでなければならない。しかし、その時期を確かめる史料はない。ただ、下限だけははっきりしています。現在狩賀町にある浄土真宗本願寺派西教寺が慶長一一年（一六〇六）には道場として建立されているからです。これは龍谷大学図書館が所蔵する「山城国御下寺開基之帳」という元禄五年（一六九二）の史料があって、そこに「紀伊郡伏見ノ内野田村道場」としてはっきりと東西二六間半、南北五間、八七年以前慶長一一年に建立、開基はわからず、という記載があります。慶長一一年の時にはこのお寺が出来ていた、ということは同時に前田家の屋敷はなくなっていただろうということが推測できます。その辺であとは考えていかないといけないのですが、伏見城建設当初の加賀屋敷の立地が京都や鳥羽方面から伏見城下に入る交通の要衝であり、その戦略的な固めとしての配置でここに加賀屋敷が置かれただ

ろうと思うのですが、このあたりは、七瀬川の氾濫原であり後に高瀬川が西側を通ることでもわかるように、一種の低湿地帯であり決して快適な居住地ではなかったはずです。前田利家が、秀吉が没してまもなく慶長四年にこの世を去りその子利長も加賀に帰国した史実などから考えると、他の大名屋敷と較べて、早く人の住まなくなった可能性が高い。慶長五年の関が原の戦いに際し、伏見城下でも激しい攻防があり、西軍に属していた大名の屋敷が焼打ちをうけるなどの事があったが、まもなく徳川家康は伏見城を再興しています。この徳川家康の新たなる伏見城下再建構想によって、この低湿地帯という地理的条件の悪さがあった前田家の屋敷を撤去させ、その代わりに城下町のはずれ、街道の要衝に野田村をおいたというふうに考えています。家康の伏見城再建に伴う新しい伏見城下新構想のなかで、この竹田街道と鳥羽街道からちょっとはずれた低湿地帯のところに囲い込みの地を作ったという事になるのではないかと思います。となると、慶長五年以降、一一年以前となります。その頃が野田村の成立時期かなと思います。城下町建設のセオリーに則って伏見城の掃除役を担った被差別民集落をこの地に囲い込んだものと推測するのが妥当と考えます。伏見城の掃除役などは、移住する以前から秀吉による伏見城建設に伴って丹波橋筋西端の地に居住していた頃から課せられていたのではないだろうかと考えています。丹波橋筋西端の被差別民集落が竹田街道に沿った城下町出入口に移されて以後も、丹波橋西端の地には乞食など非人身分の者が集住していたと思われます。ところが面白いことに、慶長一二年の竹田村検地帳というのが残っています。秀吉が行わせた検地、その検地帳の中に竹田村の検地があります。これは城南宮が保存しているものなのですが、その中に「かわた」という記載があります。それがどこにあるかというと「わらや」という土地のすぐ隣にあるのです。「わらや」という土地が何筆か書かれたあとに、「かわた」が何筆か書かれている。かわたの地は「わらや」の地のすぐ近くなのだという推測がつきます。検地帳によれば、かわたが耕作していた上田、いい土地ですね、その所在地は「わらや」にあった。この「わらや」の地は現在でも竹田藁屋町の地名が残るように、江戸時代の野田村の西側に隣接した一帯の地名です。高瀬川が開削されて以降は川を挟んで対岸となったが、それ以前は隣接していたはずです。検地帳が慶長一二年ですから、野田村

の成立が検地帳以前であったことは疑いがないので、この「わらや」の地の耕作者のかわたというのは、野田村の住民ではなかったか、野田村は囲い込まれてはいたけれどもそういうところに若干の耕作地を持っていた可能性もあります。

野田村、もしくはそれ以前に伏見城掃除役として丹波橋筋に形成された近世的被差別民集落はどのような前史をもっていたのか。竹田村検地帳でみた竹田村の前史ということで、私自体は中世が専門なものですから、この近世の野田村を書く以前に竹田という地域に散所があったということを前に解明しているのですが、野田村については竹田の領域ではないといっていますのでその辺は矛盾するのですが、結局は竹田村の一部を割いてつくったから、関係があることはあります。室町時代の伏見の地が伏見九郷と呼ばれた大きな九つの郷、郷というのは一種の村ですが、そういう集落があった時代の史料というのは結構あるのです。「看聞日記」という史料がありまして、自分の所領である伏見に居を構えていました伏見宮という公家が日記をつけていました。その日記に伏見九郷のいろんな村々の動静がたくさん出てきます。特に正月のころ、お盆のころ、こういう村の人たちがどういう芸能を演じていたかとかが結構でてきます。その芸能の話なども含みこんで、伏見宮の屋敷に万歳をやりにくる、当時は「千秋万歳」と呼ばれたのですが、その万歳をやりにくる地元の被差別民がいたということが、この「看聞日記」によってはっきりわかります。そういうことで野田村という場所に囲い込まれる以前、あちこちにいた被差別民の姿は室町時代からある程度わかっています。それが結局は野田村というところに囲い込まれていったということで、私自身は以前に書いた論文の中ではそういう千秋万歳の話とか私の芸能史に事寄せて、伏見九郷のそういう話を書いているのですが、その辺はちょっと割愛をさせていただいて、次に書かれている野田村の生活実態というところに入っていきます。

四　野田村の生活実態

結構、江戸時代の生活実態もわかります。京都市内のほかの被差別民集落が「京都御役所向大概覚書」などによってある程度その実態がわかるのに対し、支配が京都町奉行所でなかった野田村はこの史料には登場しません。しかし、池田家文書のほかにも史料が若干あるので、それらに

よって江戸時代の野田村の実態を明らかにしておきたいと思います。野田村におけるもっとも重要な事業は運搬業でした。「伏見野田村聞書」によれば、⑨の史料ですが、野田村に牛持ちはなし、ということです。この辺の集落というのは竹田村にしても深草村にしても基本的に牛を持っています。牛を持って何をしているかというと、伏見というのは港でした。瀬戸内海から陸揚げした品物が船に乗って淀川をのぼって伏見港に陸揚げされたのです。高瀬川が開削されて以降は、この運河を利用して船で荷物を運ぶということもありましたが、それだけではなくて、竹田街道を中心にして牛に荷車を引かせて京都に行く、この運搬業というのがこのあたりの地域の人たちの生業だったのですね。ですから、牛を家で持っていることが重要なことだったのですが、残念ながら野田村には牛は一匹もいませんでした。牛を所有するような身分ではなかったということです。牛がなかったから運搬業ができなかったかというとそうでもないのです。「六人ニ車八輌遣申候」ということで車は八両あったということです。六人は誰かというとここに書いてある「加右エ門・仁兵へ・次右エ門・五兵へ・彦作・忠兵へ」です。「内、加右エ門ハ車年寄仕候」、とりあえず車を八両持っている人たちのなかで、加右エ門が頭領となり、牛ではないが車で運搬するということをやっていたことがわかります。「加右エ門・仁兵へハ車弐輌ツヽ遣申候。残ル四人ハ壱輌ツヽ、則車中間ニ而御用等御座候へハ、伏見車同前ニ相勤申候」、ということで、ほかの伏見の車引きと同じように、野田村の人たちも車に荷物を載せて京都まで運んでいた。牛はないにしても車は八両あって運搬業はできていたということです。江戸時代の伏見町には伏見浜で荷揚げした物資を京都に運ぶための運送業である車借がたくさんいたのです。天保期には車両が伏見全体で一七二両あり、聚楽組、京橋組、六地蔵組の三組の車借組織があったことがわかっています。また享保二年（一七一七）成立の「京都御役所向大概覚書」によれば、竹田村の車借が一四両とある。野田村においてもこれら伏見の車借に伍して物資の運搬を業とするものがいたわけで、伏見町や竹田村の車借組織とどのような関係にあったかは不明です。年寄一人を中心として小さいながらも団結した組織をもっていたことが知れます。竹田村が一四両、それに対して野田村が八両、結構良い比率ではないかと思うのですが、竹田村のほうには牛が一四匹いました。車一四両に

対し牛一四匹ですから車はすべて牛が引いたわけです。牛が引く車と人間が引く車では大分効率が違いますから野田村のほうは残念ながらだいぶハンデがあったということです。

被差別集落としての野田村に課せられた仕事の第一は、先述の通り伏見奉行所の掃除です。同じ貞享五年（一六八八）正月一七日奥付の「従先規被為仰付候御掟之覚」と題する文書があります。それにはもう一つ、この野田村の仕事がでてきます。史料⑪をみてください。「盗人以下之科人御成敗之時ハ、先規ハ御高取御切被成候。然処ニ水野石見守様御代より、私共ニ被為仰付候」、ということで、警刑吏役をしなくてはならない、これが野田村の大きな仕事だったのです。いつからかというと「水野石見守様御代より」とあります。「張付以下番等昼夜共ニ仕候」、科人が出たときに磔とか科人の番とかをやらされていたということです。「其間之朝夕之食雑用、先年より京橋旅篭屋町え被為仰付候」と、番をしたりしたときの食事は京橋の旅籠屋町から差し入れがあるような取り決めがなされていました。こういう張付けだとか、鋸引きだとか、火あぶりだとか、様々な科人の処刑の役を野田村の人たちは引き受けなければならなかったということです。

江戸時代において、髪の毛を扱う、現在の床屋さんというのは差別をされていました。京都でも各町の番人が木戸番をしながら小物を商ったり、髪床をやったりするということで、床屋そのものは被差別民の扱いを受けていました。これは中国の唐の時代の律令にも床屋は賤民としてでてきていてずっと続いてきたことがわかります。この史料にもでてきますが床屋というのも彼らの仕事であった。昔の男の人の頭は常に月代をそっていないといけないのですね。女の人は髪結さんがやっていたのですが、結構値段が高いのです。男の人の結髪は安いです。だから、しょっちゅう行って髪床というのはその町の集会所になったりしています。女の人は洗髪をどのくらいやったかといいますと、昔のひとは椿油でがちがちに固めている、と同時に地面が土ですから雨が降るとぐしゃぐしゃになる。それが乾くと土ぼこりがものすごい。昔の人はものすごく汚い顔で土ぼこりだらけで歩いていたはずです。椿油をつけてべたべたにして土ぼこりの中を歩いたらみんな汚いですよね。ついこの間まで銭湯にいくと髪洗い代を別にとられました。女の人が髪を洗うのはお金がかかったことで、月に二

回洗えばいいといわれています。

この史料には野田村の人が担わされていたさまざまな職業についていろいろと書いています。伏見野田村は伏見奉行所の管轄下にあって警刑吏役に携わっていたことが知れます。政治的に囲い込まれていた被差別民集落にとっては当然の役目であることになりますが、その実態が克明に記された情状は具体的でして、ここでは読むことができませんのでそれぞれに読んでおいていただきたいと思います。

もうひとつ面白いことが書かれています。「伏見野田村聞書」では御香宮祭礼における興行についてふれられていましたが、これによってその権利の範囲が「伏見御領分ハ不及申、私共出入仕来候在々」というのが自分たちのまかなっていく場所であったということです。その場所というのが一つは、斃牛馬の徴収権です。当時の被差別部落の大きな権利としては斃牛馬、つまり死にかけた牛や馬、動物の死骸などを処理する権利をもっていました。その皮を利用して皮革産業がさかんに行われたわけで、村においてどの部分までが自分たちの斃牛馬の草場かということが常に問題になっています。野田村においてもこれについて、六地蔵村の被差別部落と盛んにやりあいをしたような史料も残っています。

しかし、私が注目するのは、⑬の史料です。「山口駿河守様当所ニ被為成御座候時迄、伏見町中より家壱軒ニ付米壱升宛毎年極月ニ被下候処ニ、小堀遠江守様御支配之時より銭ニ而少宛被下候」、ということで、自分たちが支配している伏見城下の村々から一二月になったら家一軒につき何がしかのお金を徴収する権利を彼らは持っていた、ということです。⑭に目録が書かれています。ここにお金を徴収した範囲を書いてあります。「三雲組卅六町」「高田組拾八町」「坪井組拾八町」など、伏見城下、伏見近郊から彼らは家一軒につきいくらという割合で徴収する権利を持っていたのです。これはこれまであまりいわれていないことなのですが、被差別部落の虐げられた人々は、中世以来、自分たちが人の嫌がる仕事をやらされる、その対価として自分がうけもっている町々、家々から銭や米を徴収する権利を持っていたのだと思います。これは京都においても同じです。それはどういう形で行われたかというと、一二月に入ると、男の人たちは「節季候（せきぞろ）」という姿で徴収していったのです。暮れになると「節季候」と呼ばれる人々が登場するのは、史料的には室町時代です。

これは羊歯の葉を頭につけ、布で顔を隠して、手に竹でつくった摺りささらをもった集団が、家々を一軒ずつ訪れて、「節季参って候」といって歩くのです。「暮れが来ましたよ」ということです。彼らは単にお金を徴収するということではなかったのです。そういうめでたい言葉を言って回って、それで一年分の対価を徴収する、その権利を非常に早くからもっていたということだと思います。これは散所とか舞々とか声聞師とか、こういう系統の被差別民ではなくて、河原者とか非人とか、穢多などと呼ばれていた人たちの権利です。散所や声聞師は呪術的能力をもって自分たちの仕事をしていたのですが、そうではなくて、人の嫌がる仕事、穢れた仕事を押し付けられた河原の人たちの権利です。

節季候 『上杉本洛中洛外図屏風』 （米沢市上杉博物館所蔵）

私は最近、同じ被差別民でも河原などに居住して、皮革業に携わる系統に属する被差別民と、散所、声聞師、舞々という一種の呪術的能力をもった被差別民は、系統を異にする。近世期以前に祝福系の芸能を演じた被差別民は後者であり、前者は芸能を演じていないという意見を主張しています。千秋万歳などの祝福芸能を演じたのは散所、声聞師、舞々系の被差別民で、それ以外に河原などに住んで草履を作ったり皮革製品をつくったりする河原者といわれた系統の人たちは、中世においては芸能はやっていません。芸能はできないのです。何をやったかというと、暮れになると、ごくごく簡単な祝福の言葉を唱えながら、お金を徴収していたのです。この行為を千秋万歳などの祝福芸能と同じに考えたのは間違いではなかったかというのが私の主張です。暮れに現れる彼らは、男の人の場合は「節季候」といい、室町時代にはすでに姿がみえています。女の人の場合は「姥等（うばら）」といいますが、姥等は中世には出てきません。江戸時代にならないとでてきません。こういうところに住んでいた人たちは、暮れになると自分の受

け持ち区域にそれなりの対価を徴収していく権利を古くからもっていたと思われます。節季候が来ると町の人は嫌がってはいけません。基本的には過分の祝儀をします。家の家格にあった過分の祝儀をする、これが原則です。このシステムが生きていたころは、被差別民の人たちが単なる差別をされるだけではなくて、町を清掃してもらう、自分たちが嫌がる仕事を一切請け負わせた人たちへの対価として徴収しに来る権利を認められていました。単に「お金を頂戴」というような直裁的な形ではなくて、「節季参って候」と、摺りざさらをならしながら、一軒一軒お金やお米を徴収していく形、それが節季候だと思います。女の人たちは「姥等参って候」と歩きます。「物吉」といわれた癩を負っていた人たちは京都の全域からお金を徴収する権利を持っています。いろんなものを売っている人から品物を取る権利ももっています。彼らはこれまではもっぱら虐げられたとばかりいわれていましたが、それなりにひとつの社会としての仕組みがあったと思われます。伏見城下でもそれが行われていた。この史料によって伏見城下のこういう町々からこれだけのお金を徴収するのだということがわかります。非常に具体的です。「節季候」の姿であったかどうかはこの史料では分かりませんが、少なくともそれが保証されていたということがこの史料でわかります。

今回の私の話で、もし被差別集落に対する新しい研究ということがいえるとしたら、この辺のことが最近の研究成果です。ひとつは散所、声聞師、舞々といわれた呪術的能力をもった人たちの系譜と、そうではなくて穢れた仕事をやらされ、河原者といってそういうことを押し付けられた人たちの系譜は違うということです。ただ両方とも掃除役はやります。もうひとつ、同じ役目として植物を植える、この役目というのは散所の系譜もやるし河原者の系譜もやります。昔、植物を植えるというのは誰でもができたことではないのです。植物を植えかえる、庭の石を据えかえる、こういうことは両方の人たちができたのです。皮革製品を加工するというのは河原者の系列の人たちだけしかできなかった、本格的な芸能をやるというのは散所の系譜の人たちしかできなかった。しかし、散所の系譜の人たちというのは室町を境に非常に縮小していきます。いなくなっていきます。いなくなっていくと、この人たちがやっていた祝福芸というのを河原者がやるようになります。でも、一番の違いは河原者というのは芸能の専門家ではないとい

うこと。散所の系譜は門付け芸なども含めて芸能の専門家であったということです。その専門家の人たちがいなくなってくるとこの人たちがやっていた正月の祝福芸が河原者のほうにうつっていき、江戸時代に入ると河原者も簡単な芸能をやります。しかし、本来は職能的には違います。こういう節季候とか姥等とかの簡単な、芸能ともいえない職能、しかし、これも一種の芸能です。単に乞食ではありません。貰い歩くだけではなくて、あくまでも「節季参って候」ということを告げて回ってそれの対価をもらう。お正月になりますと、大黒舞とか春駒とかです。こういう芸能は大変に簡単なのです。大黒舞というのは大黒さんの紙の面をつけて打出の小槌をもって、大黒頭巾をつけるといった服装で家々を回ってめでたい言葉をちょっと言えば、それなりのお金がもらえるというごく簡単な芸能です。春駒はちょっと難しいですが。この史料によって、野田村においても自分が面倒を見ていた伏見城下および近郷の土地からきちっと暮れにお金を徴収する権利をもっていたということが、はじめてわかったのです。節季候の絵画史料などをみていると、町の人たちは喜んでお米などを出している、大変に嬉しそうに出しているのです。それが江戸時代の末期から明治になってくると、彼らを物貰い扱いして「お通りください」などという言葉で彼らをもっぱらさげすむようになってしまうのですが、もともとのシステムというのは、そういうギブアンドテイク、対価として家格に応じた過分の祝儀を彼らにだすというのが本来的な役割であったということがいえます。最後に少し新しいことがいえたかなと思いますが、それ以外は古い話を蒸し返したにすぎず申し訳なかったと思いながらこれで終わります。

京都部落問題研究資料センター「部落史出張講座」

２００７年１２月７日

野田村の歴史—地元で学ぶ地元の歴史—

一　野田村成立以前　史料①
二　江戸時代の野田村
　囲い込まれた野田村の地　史料②・史料③
　野田村の家数　史料④
　野田村の組織　史料⑤・⑩
　野田村の役儀　史料⑥・⑪
　　御香宮への役儀　史料⑦・⑧
三　野田村の成立時期
四　野田村の生活実態
　運送業　史料⑨
　行刑利役　史料⑪
　興行における野田村の権利　史料⑫
　伏見城下よりの米銭徴収権　史料⑬
　　徴収権の範囲　史料⑭
　　艶牛馬処理権
五　近代の野田村

史料

1　伏見野田村聞書

「池田家文書」貞享５年（1688）正月17日

一、①古野田村之儀、伏見丹波橋筋之傍ニ御座候。其後伏見御城御座候時分、伏見竹田口町はつれ之西ニ、御免所ニ而替地被為下候ニ付、二（而）今野田村御免所ニ而御座候。

一、②野田村御除地之跡、東西五拾二間、南北七拾八間、南西ニ丹波海道迄、南北七拾間余、はゞ弐間余之道筋、同御免所ニ而御座候。右之内ニ而惣廻り小藪御座候。

⑤野田村役人共拾五人、先年伏見御城御座候時節より、御城

内へ毎日壱人宛掃除等ニ参候。以其例于今御屋敷へ毎月晦日ニ五人、又ハ三人宛掃除ニ参候。

一、④野田村建家廿軒余御座候。此内役相勤候者十五人、惣人数去ル卯之年ニ宗旨御改之時分、書上ヶ候ニ、百拾三人、内男数六拾五人、女数四拾八人。此宗旨御改帳、野田村より指上ヶ来候ハ、漸此六・七ヶ年已前より指上ヶ候。夫より毎年御改之時分、宗旨御改帳伏見御屋敷へ上ヶ申候。

一、野田村之儀、先年より伏見御支配ニ而、科人御座候時ハ御用にて右拾五人之内罷出候。勿論右之通ニ伏見御屋敷へ毎月晦日ニ掃除ニ参候。然共、一切御触等、此野田村へハ終ニ無御座候。

一、③野田村惣廻り二方、北南西ハ竹田領、東ハ深草領御蔵所ニ而、野田村廻り之分ハ他領ニ而御座候へ共、野田村許ハ伏見より御支配被成、御用之時分ハ先年より罷出候。

⑥就夫野田村役人之内年寄弐人宛、御年頭・八朔ニ伏見御屋敷へ御礼ニ伺公仕候。御年頭ニハ正月二日ニ棕櫚箒弐本宛、御屋敷へ差上ヶ御礼申上候。御家老様へも右之箒弐本持参仕、御礼申上候。八朔ニも右同断。

一、⑦御香宮御神事之時、九月八日ニ御神主へハ草履弐足、すへ箒弐本ツヽ、毎年嘉例ニ上ヶ申候。其時御酒戴、神楽銭として銭百文被下候。翌被御神事ニ役人十五人之内半分宛、七人罷出候年と、八人罷出候年と、毎年替ニ半々ツヽ罷出、御香宮ニ相詰申、御輿御立被成候へハ、御宮より直ニ帰り申候。其刻、御暇迄ニ又御酒被下候。

一、⑧御香宮神事能御座候へハ、十五人之役人共罷出、芝居廻りけいこ仕罷有候。御屋敷より御見物ニ御出被遊候御方様より御酒頂戴仕候。其外町々方々より桟敷御取被成御方様より樽頂戴仕候。

一、⑨野田村ニ牛持無、六人ニ車八輌遣申候。加右エ門・仁兵へ・次右エ門・五兵へ・彦作・忠兵へ。内加右エ門ハ車年寄仕候。加右エ門・仁兵へハ車弐輌ツヽ遣申候。残ル四人ハ壱輌ツヽ、則車中間ニ而御用等御座候へハ、伏見車同

前ニ相勤申候。就夫御拝領借金、米銭ニ而も、此野田村六人之車遣も拝借割ニ入申候。

一、⑩野田村唯今役儀相勤申者、仁右エ門・佐兵へ・久兵へ・仁兵へ・治右エ門・吉兵へ・五左門・次兵へ・加右エ門・七兵へ・忠兵へ・作兵へ・半兵へ・五兵へ・権三郎。

右拾五人二而只今相勤申候。内仁右エ門・作兵へ・久兵へ、此三人ハ年寄二而御座候。

貞享五戊辰年正月十七日

右之趣、伏見惣代久右エ門方より、御公儀様ニ書付指上ケ被申候ニ付、則写留置申者也。

佐兵衛
久兵衛
仁兵衛

但シ右之証文、岡田豊前守様ニ指上被申、御公儀様ニ御留置被為成候也。

2　「従先規被為仰付候御掟之覚」貞享5年正月17日

（野田村關係文書。奥書によって（奥書により寛文10年6月25日付文書の写し）

一、⑬山口駿河守様当所ニ被為成御座候時迄、伏見町中より家壱　軒ニ付米壱舛宛毎年極月ニ被下候処ニ、小堀遠江守様御支配　之時より銭ニ而少宛被下候。但し後ニ目録有。

一、⑪盗人以下之科人御成敗之時ハ、先規ハ御高取御切被成候。然処ニ水野石見守様御代より、私共ニ被為仰付候。

一、張付以下番等昼夜共ニ仕候。其間之朝夕之食雑用、先年より京橋旅笠屋町え被為仰付候。

一、張付柱ハ材木屋え被為仰付出シ申候。則笠屋迄持参被仕候。但し右之木挽ハ栢木細工人ニ被為　仰付候。其外金物ハ鍛冶屋役ニ被仰付候。穴ハ其科人之町人役ニ堀申候様ニ被為仰付候。

一、張付御用之鑓ハ従先例御屋敷より御借し被成被下、私共遣

申候。

一、火炎之材木ハ右之通材木屋え被仰付候。柴は伏見町中より入用程集メ申候。首かね・くさり右之通鍛冶屋え被仰付候。

一、鋸引材木も右之通材木屋より出し候。竹鋸ハ竹屋より出し被申候。かね鋸ハ鍛冶屋より出し申候。

一、渡者御座候時之馬ハ馬借より出し候。則科人を乗せ竈屋より大亀谷・六地蔵え引渡し、私共供仕申候。則科人之雑物ハ不残私共ニ先規被下候。科人町中渡し被成候時之路頭之間、科人之用事何事ニ不寄伏見御領分之憂結役ニ従先規被為仰付候。

一、⑫伏見御領分ハ不及申、私共出入仕来候在々ニ勧進舞・勧進能・操以下之見物事御座候時ハ、太夫元より拾分一之祝ヒ先規より取申候。

一、⑭三雲組卅六町より銭壱貫文宛毎年極月ニ先規より御上意ニ而被仰付取申候。

一、高田組拾八町より銭五百文宛。右同断。

一、坪井組拾八町より銭五百文宛。右同断。

一、冨田屋組より銭弐百文宛。右同断。

一、大亀谷より銭三百文宛。右同断。

一、京橋町・柿木浜町・三口町・菱屋町・わら屋町・帯刀町・高橋町、此分ハ壱町より銭五拾文宛。右同断。

一、豊後橋之詰二町より銭百文宛。右同断。

一、山崎町四町より銭百六拾文宛。右同断。

一、車町・塩屋町・大坂町・魚屋町・しもく町・材木町・油掛町・京橋南浜町・鑓屋町より稲荷迄、此分ハ壱町より銭百文宛。右同断。

一、京町通上下より銭壱貫文宛。右同断。

一、両替町上下より銭四百文宛。右同断。

一、新町通上下より銭四百文宛。右同断。

一、六地蔵より銭六百文宛。右同断。

右銭九貫文余、伏見町中より毎年極月ニ取申候。

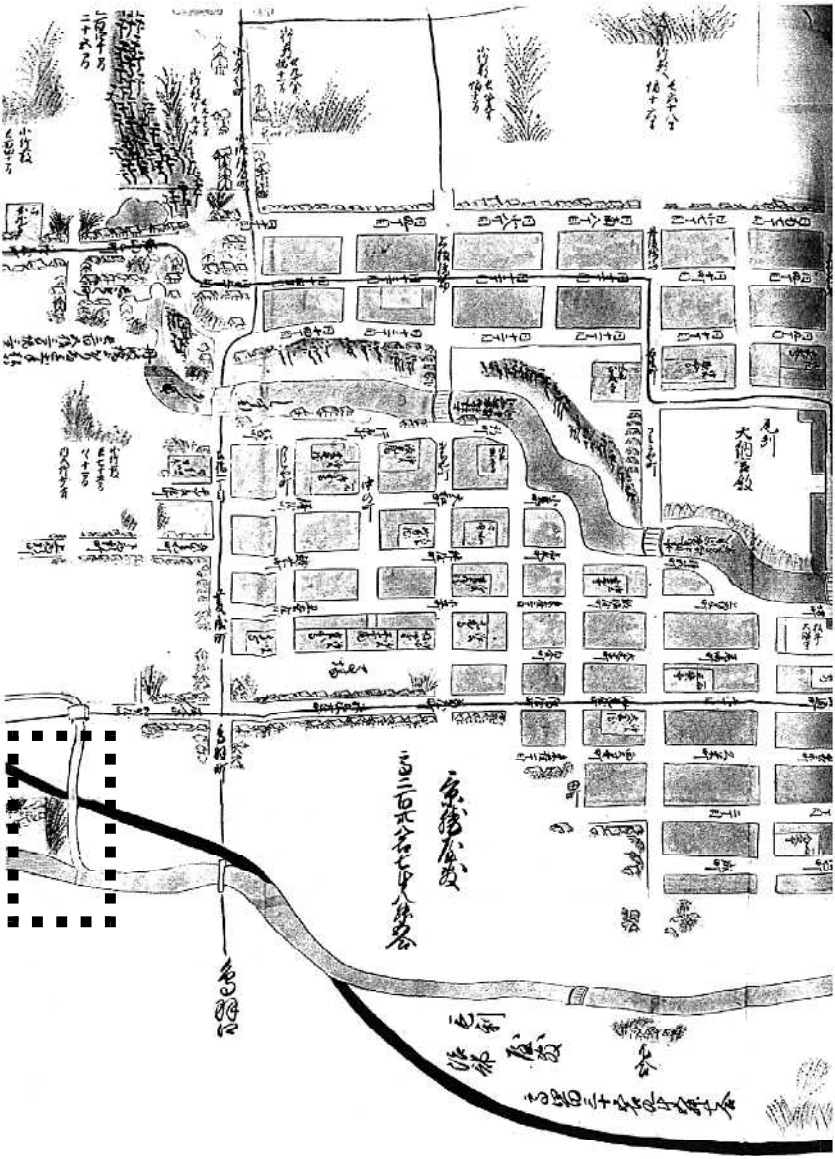

山城国伏見街衢近郊図（寛文10年）

二〇〇七年度部落史連続講座　講演録
「京都の被差別部落と仕事」

発行日　二〇〇八年三月三一日
編集・発行　京都部落問題研究資料センター
京都市北区小山下総町五の一
京都府部落解放センター三階
電話　〇七五（四一五）一〇三一
印　刷　プランニングR